

升P47
27

331
13

明治四十三年八月刊行

郵便貯金局郵便振替貯金事務史

郵便貯金局

序

我郵便貯金郵便爲替及ヒ之ニ附帶スル各種ノ事業ハ創始以來年ト共
 發達シ明治二十八年戰役以來我國運ノ發展ト共ニ斯業ノ面目モ亦
 新セルノ觀アリ蓋シ曠古ノ大戰ニ方リ國民愛國心ノ發作ハ軍資ノ補給
 ニ努メ勤儉貯蓄ノ思想ハ又上下ヲ風靡シ郵便貯金事業ニ於テハ戰後ヲ
 通シテ空前ノ激增ヲ見ルニ至レリ殊ニ戰後論功行賞ノ舉アルニ方リ賞
 チ受クル者百餘萬人其資一億餘萬圓モ亦郵便貯金及之ニ附帶セル證券
 保管事務ヲ介シテ之ヲ下賜セラル、アリ又異常ナル斯業ノ膨脹ニ對シ
 貯金カードシステムノ採用及利子計算方法ノ改正行ハレ郵便振替貯金
 制度モ亦此間ニ之カ事業ヲ開始セラル、アリ當時ニ於ケル各般ノ施設
 經營竝ニ專ラ其ノ衝ニ當リタル郵便爲替貯金管理所ニ於ケル執務ノ實
 況ハ之ヲ傳ヘテ他日ノ參考ニ資スヘキモノ寔ニ尠ナシトセス而カモ歲
 月ノ經過ト共ニ記録ハ日々ニ散佚シ又之ヲ釋ヌルニ由ナカラントス明

序文

明治二十八年
 43. 8. 17
 内交

治四十一年四月、五月ノ交各主任課長及課員ヲ委員トシ事務史ノ編纂ニ從事セシメ專ラ日露戰役ニ於ケル郵便爲替貯金管理所處務ノ實況ヲ明ニスルヲ以テ主旨トスルモ其ノ以前ヲ通シテ資料ノ編成セラレタルモノナキヲ以テ斯業ノ變遷消長ヲ知ルニ便ナラシメンカ爲メ遠ク創始ノ時代ニ遡リ斷片遺墨ヲ蒐集シ其ノ沿革ヲ併セテ叙述セシムルコトトナセリ固ヨリ戰後事業益々激増シ繁劇ナル日常ノ事務ニ軼掌スルノ傍ラ餘暇ヲ偷ンテ僅ニ之ヲ編纂シタルモノ各編其ノ聯絡ヲ缺キ粗密一ナラス體裁其ノ要ヲ得サルモノ少カラスト雖モ今敢テ改竄修補ヲ加ヘス委員ノ草稿ヲ取りテ直ニ之ヲ上梓スル所以ノモノ亦以テ當時ノ實況ヲ僂フノ微意ニ外ナラサルナリ

明治四十三年三月

郵便貯金局長 下村 宏

郵便貯金局郵便振替貯金事務史

例 言

- 一本書ハ三十九年三月我國郵便振替貯金事業創始ノ當時ヨリ四十一年三月ニ至ル迄ノ斯業變遷ノ概況ヲ叙述セルモノナリ
- 一本書概ネ各章毎ニ各種ノ比較表ヲ附シ以テ本文トノ對照ニ便ナラシムルト共ニ斯業發達ノ迹ヲ概觀スルノ便ニ供シタリ
- 一斯業創始以來ノ帳簿式紙類ハ可成其形狀ヲ表ハシ以テ實物參照ノ一端ニ供スルト共ニ内部ニ於ケル事務取扱方法ノ變遷ヲ通覽スルノ一助タラシメタリ
- 一本書ハ時ノ振替貯金課長通信事務官補山田克吉同課員通信屬高山吟輔ノ編纂ニ係カルモノナリ

明治四十三年三月

郵便貯金局

郵便貯金局郵便振替貯金事務史

目次

第一章 緒言	一頁
第二章 業務ノ創始	二
第一節 創業	二
第二節 業務ノ大要	五
第一款 口座加入	五
第二款 口座拂込	九
第三款 口座振替	一三
第四款 口座拂出	一八
(甲) 現金拂	一八
(乙) 局待拂	一八
第五款 利子計算	二三
第六款 料金ノ種類	二五
第七款 用紙ノ賣捌	二六
第八款 口座差引徴收	二七

第九款	計算ノ通知	三〇
第十款	口座脱退	三二
第十一款	口座受拂決算	三二
第三章	業務ノ改良施設	三五
第一節	拂込書用紙ノ無料交付	三七
第二節	拂出證書ノ線引讓渡	三七
第三節	拂出證書ノ交換拂	三八
第一款	手形交換ノ大要	四〇
第二款	郵便官署ノ交換加入	四〇
第四節	振替貯金ト日本銀行トノ聯絡	四四
第五節	局待拂ノ電話照復	四五
第六節	口座ノ讓渡	四七
第七節	料金ノ月纏徴收	四九
第八節	口座決算方法ノ變更	四九
第九節	拂込金監査方法ノ變更	五三
第十節	拂込書ノ隨時發送	五三
第十一節	用紙ノ改正及新設	五八

第一款	拂込書用紙ノ改正	五八
第二款	拂出證書用紙ノ改正	六二
第三款	口座用紙ノ改正	六四
第四款	受拂通知票用紙ノ改正	六六
第五款	再度證書用紙ノ新設	六八
第四章	口座加入ノ勧誘	七〇
第一節	振替貯金手引ノ配布	七〇
第二節	加入者心得及名簿ノ交付	一〇八
第三節	振替貯金案内ノ配布	一五七
第四節	新聞雜誌ノ利用	一八〇
第五節	改正法規ノ周知	一八四
第五章	口座加入ノ狀況	二四七
第一節	通説	二四七
第二節	加入者ト土地トノ關係	二五一
第一款	地方別ノ加入概況	二五一
第二款	地方別ノ職業觀	二五八
第三節	加入者ト職業トノ關係	二六六

四

第一款 職業別ノ加入概況.....	二六六
第二款 職業別ノ地方觀.....	二七八
第六章 口座受拂狀況.....	二八五
第一節 通說.....	二八五
第二節 口座ノ活動.....	二九〇
第一款 日締狀況.....	二九〇
第二款 月次狀況.....	二九七
第三節 口座ノ受入.....	三〇一
第一款 各地方ノ拂込金受入.....	三〇一
第二款 拂込金ノ階級別比較.....	三一二
第三款 拂込金ノ種類別登記.....	三二四
第四節 口座ノ拂出.....	三二七
第一款 拂出金ノ種類別減記.....	三二七
第二款 拂出金ノ階級別比較.....	三二三
第三款 各地方ノ拂渡金交付.....	三二五
第七章 送金方向.....	三三五
第一節 拂込送金.....	三三五

第二款 振替送金.....	三四一
第三節 拂出送金.....	三四七
第八章 加入者ト利用ノ程度.....	三五三
第一節 加入者ト受拂金額.....	三五三
第一款 受拂金額ノ階級別.....	三五三
第二款 鉅萬ノ受拂加入者.....	三五四
第二節 加入者ト受拂口數.....	三五七
第一款 受拂口數ノ階級別.....	三五七
第二款 高數ノ受拂加入者.....	三五九
第三節 加入者ト現在金額.....	三六二
第一款 現在金額ノ階級別.....	三六二
第二款 多額ノ口座現在加入者.....	三六三
第九章 加入者ノ地方別利用狀況.....	三六六
第一節 受拂高ノ地方別比較.....	三六六
第二節 現在高ノ地方別比較.....	三八一
第十章 加入者ノ職業別利用狀況.....	三八九
第一節 受拂高ノ職業別比較.....	三八九

第二節 現在高ノ職業別比較……………四一七

第十一章 商賈ト振替貯金……………四三〇

第十二章 事業上ノ局外往復……………四三二

 第一節 公衆ノ面會……………四三二

 第二節 電話ノ應答……………四三三

 第三節 文書ノ受發……………四三三

 第四節 郵便物ノ受發……………四三七

第十三章 事業上ノ執行機關……………四四一

 第一節 振替貯金課ノ創設……………四四一

 第一款 課ノ分掌……………四四一

 第二款 掛ノ設置……………四四二

 第三款 部ノ配置……………四四五

 第二節 創業當時ノ困難……………四五三

 第一款 通説……………四五三

 第二款 賣捌用紙印刷ノ苦心……………四五九

 第三款 慘憺タル夜半ノ日締決算……………四六二

 第四款 錯綜極マル事故ノ月次決算……………四七二

第三節 夜勤事務ノ變遷……………四七四

第四節 吏員ノ健康狀態……………四七五

 第一款 缺勤狀況……………四七五

 第二款 退職狀況……………四七八

 第五節 吏員ノ繰合休暇……………四八一

 第六節 吏員ノ激増……………四八九

 第一款 定員ノ増加……………四八九

 第二款 女子事務員ノ採用……………四九四

 第七節 振替貯金課事務室……………四九七

 第一款 日本橋事務室……………四九七

 第二款 神田錦町事務室……………五〇三

 第三款 麴町霞關事務室……………五〇五

第十四章 事業上ノ收支……………五〇七

 第一節 收入……………五〇七

 第一款 各種料金……………五〇七

 第二款 用紙代金……………五一一

 第二節 支出……………五一五

第一款 經費總額……………五二五

第二款 受拂平均取扱費……………五二〇

第三節 收支比較……………五二二

附錄

法律規則及取扱規程並關係令達(細目次 添屬)……………五二九

郵便貯金局郵便振替貯金事務史

第一章 緒言

我邦ニ於ケル郵便貯金制度ハ遠ク明治八年ノ創始ニ係リ爾來時勢ノ進運ニ伴ヒテ各種ノ施設ト改良トヲ加ヘラレ就中日清日露ノ二大戦役ニ依ル我國勢ノ發展ト共ニ本制度モ亦長足ノ進歩ヲ爲シタルハ頗ル顯著ナル事實ナリトス由來本制度ハ専ラ國民ヲシテ勤儉貯蓄ノ美風ヲ涵養セシムルノ機關トナリ零碎ノ資金ヲ回收スルヲ以テ唯一ノ目的トセリ此ノ目的タル將來永遠ニ溢ルコトナシト雖モ振替貯金業務ノ開始ニ依リ本制度ハ其面目ヲ一變シ實業界ニ於テ必須缺クヘカラサルノ金融機關トナリ自カラ二個ノ系統ニ岐ル、ニ至レリ

第二十一回帝國議會ノ協賛ヲ經テ明治三十八年ニ制定セラレタル郵便貯金法ハ振替貯金業務ニ關スル必要ナル條項ヲ規定セリ回顧スレハ當時日露ノ間國交斷絶シテ互ニ兵火ヲ交ヘ有史以來會テ有ラサルノ國難ニ遭遇シタルモ外ニ在リテハ皇師連戰連勝シテ能ク交戦ノ目的ヲ達シ内ニ在リテハ舉國一致宣戰ノ趣旨ヲ體シ最終ノ勝利ヲ完フスルニカムルノ外産業ノ發達ト國富ノ増進トヲ期スル爲メ平和的施設ヲ怠ラス内外頗ル多事ヲ極ムルノ秋ニ方リ郵便貯金法ノ制定アリテ最モ進歩セル金融機關トシテ中外ノ讚美スル振替貯金業務ノ基礎ヲ定ムルニ至リタルハ特筆大書スヘキ價値ナシトセス

振替貯金業務ヲ實施シタルハ實ニ明治三十九年三月一日ニシテ當時日露兩國ノ間ニ横ハレル腥風血雨既ニ收マリ戰局終結シテ兩國ノ國交平和克復ノ時ニ係リ且ツ本業務ハ直接戰役ニ何等ノ關係ヲ有セサルモノ、如シト雖モ其基礎戰役ノ中央ニ胚胎シ戰後ニ至リ實現シタルモノニシテ日露戰役トハ密接ノ關係ヲ有シ且戰後ニ於ケル産業ノ發達ヲ助ケ一般經濟界ニ資益ナル處尠カラサルモノアリ今ヤ我郵便爲替貯金管理所カ日露戰役ニ關聯シ施設經營シタル事業ノ經過及成績ヲ編纂收録スルニ方リ振替貯金業務ノ經過及成績ニ言及スルハ蓋シ無用ノ事ニアラサルヘク以下序ヲ逐ヒ項ヲ分チテ之ヲ叙說セン

第二章 業務ノ創始

第一節 創業

我邦ニ於ケル郵便振替貯金業務ハ前述ノ如ク實ニ明治三十九年三月一日ノ創始ニ係レリ是ヨリ先キ政府ハ夙ニ本業務ヲ實施シテ頗ル良好ノ成績ヲ舉ケタル奧地利國ノ實況ニ鑑ミ之カ實施ニ關シ攻究スル所アリ第二十一回帝國議會ニ郵便貯金法案ヲ提出スルニ當リ本業務ニ關スル必要ナル條項ヲ同法案ニ編入シ議會ノ協贊ヲ經タリ抑モ振替貯金業務ハ獨リ奧地利國ニ於テ夙ニ盛ニ行ハル、處ニシテ其他ノ各國ニ於テハ或ハ政府ニ委員會ヲ設ケテ之カ利害得失ヲ論究セル佛蘭西ノ如キアリ或ハ議會ノ議題ニ上リテ大ニ論議ヲ闘ハシタル獨逸ノ如キアリ白耳義、瑞西兩國亦之カ攻究ヲ怠ラサル所ニシテ瑞西ヲ除クノ外未タ之カ實施ヲ見サルモ我邦ニ在リテハ本業務カ在來ノ郵便貯金ノ外ニ獨立シテ一ノ系統ヲ作り且金融經濟界ニ至大ノ關係

ヲ有スルモノナルニモ拘ラス殆ント論議ヲ見スシテ議會ヲ通過シタルハ業務本來ノ性質カ敢テ之ヲ否認スヘキモノニアラサルヲ以テ自カラ然ラシメタルモノナルヘシト雖モ恐クハ國民一般カ本業務ニ關シテ何等ノ智識ヲ有セス從テ議會ニ於テモ亦深キ注意ヲ喚起スルニ至ラザリシモ其一因タラスンハアラス

帝國議會ノ協贊ヲ經タル郵便貯金法ハ明治三十八年二月法律第二十三號ヲ以テ公布セラレ同年七月一日ヨリ一般郵便貯金ニ關シテハ新法ノ實施ヲ見ルニ至リタルモ振替貯金業務ニ關シテハ諸般ノ準備ニ時日ヲ要シ漸ク明治三十九年一遞信省令第三號ヲ以テ郵便振替貯金規則ヲ發布シ前述ノ如ク同年三月一日ヨリ之カ實施ヲ見ルニ至レリ今本業務ノ大綱ヲ舉クレハ實ニ左ノ如シ

- 第一 加入者又ハ加入者以外ノ者ヨリ當該加入者ノ口座ニ對スル現金又ハ所定ノ證券ニ依ル拂込ヲ爲スコト
- 第二 加入者ノ請求ニ依リ加入者ノ口座相互間ニ於テ貯金ノ振替受拂ヲ爲スコト
- 第三 加入者ノ請求ニ依リ加入者又ハ加入者以外ノ者ニ當該口座ノ貯金ヨリ現金拂渡ヲ爲スコト

以上ハ本業務ノ三大綱目ニシテ其利便特長一ニシテ足ラスト雖モ就中其重ナルモノヲ舉クレ

第一 口座振替ノ方法ニ依リ加入者相互間ノ債權債務ヲ決濟シ得ルヲ以テ現金ヲ要セス從

- テ現金受授ノ煩ト之カ保管ノ危険トヲ避クルヲ得ルコト
- 第二 拂込金ハ當該加入者ノ口座ニ登記スルニ止メ一口毎ニ現金ノ拂渡ヲ爲サ、ルヲ以テ送金方法トシテ最モ安全確實ナルコト
- 第三 現金ノ受拂ヲ取扱フ所ノ郵便局ハ全國各地ニ普及シテ其數約七千有餘ニ及ヒ其利用範圍頗ル廣キコト
- 第四 取引者間ニ無料通信ノ方法ヲ設ケアルヲ以テ郵便料ヲ要セス且安全ニ通信スルヲ得ルノ便益アルコト
- 第五 取扱手数料ハ郵便爲替等ニ比シ頗ル低廉ニシテ而カモ其納付ノ方法ハ加入者ノ口座ヨリ差引徴收スル仕組ニシテ何等ノ手数ヲ要セサルコト
- 第六 郵便爲替證書郵便取立金取立濟通知書及各官廳ノ發シタル中央金庫拂ノ仕拂命令券ハ現金同様拂込金ニ代用スルヲ得ルコト
- 第七 加入者以外ノ者ヨリ加入者ニ對シテ送金スル場合ニハ何等ノ料金ヲ要セサルコト
- 第八 加入者ヨリ東京在住ノ者ニ金錢ノ支拂ヲ要スル場合ニ於テハ小切手同様ノ局待拂々出書ヲ振出スコトヲ得ルコト

以上ハ本業務直接ノ利便特長トシテ數フルニ足ルノミナラス政府ハ之カ爲メ多額ノ資金ヲ回收シテ財政上ノ運用ニ資益スル處アリ加之各人個々ノ間ニハ全然現金ノ受授ヲ要セス若クハ現金ノ使用ヲ減シ得ルヲ以テ間接ニ生産資本ニ及ハス効果ノ多大ナルモノアリテ本業務カ公

私經濟上頗ル重大ナル關係ヲ有スルヤ多言ヲ要セスシテ明カナリトス

吾人ハ我邦ニ於ケル振替貯金業務ノ創始及其効用ニ就キ略ホ之ヲ述ヘタリ以下更ニ進ンテ創業當時ニ於ケル業務取扱ノ大要等ニ就キ叙述セントス

第二節 業務ノ大要

第一款 口座加入

郵便振替貯金ハ郵便爲替貯金管理所ニ加入者別ノ計算口座ヲ設ケ各種ノ受拂計算ヲ爲スヘキモノナルヲ以テ本制度ヲ利用セントスル者ハ先ツ第一ニ口座加入ノ手續ヲ爲サ、ルヘカラス今其加入ニ關スル創業當時ノ規定ノ要項ヲ摘記スレハ左ノ如シ

第一 口座加入ノ請求

振替貯金口座ニ加入セムトスル者ハ加入請求書ニ拂込書及拂出書ノ用紙代金ニ相當スル郵便切手ヲ貼付シ基本預金二十圓(官公署ノ加入ニ對シテハ基本預金ヲ要セス)ヲ添ヘ最寄郵便局ニ差出スコト

第二 加入請求ノ受理及報告

郵便局ニ於テ前項ノ加入請求書等ヲ受理シタルトキハ之ニ對シ基本預金等ノ受領證(官公署ニ對シテハ用紙代金受領證)ヲ交付シ受入簿ニ登録シタル上受入報告書ニ加入請求書ヲ添ヘ直接之ヲ管理所ニ送付シ基本預金受領證據書ハ當日事務ノ終ニ於テ所轄一等局經由ノ上管理所ヘ發送スルコト

第三 振替貯金口座開設

管理所ニ於テ郵便局ヨリ加入請求書等ノ廻付ヲ受ケタルトキハ左ノ手續ヲ爲スコト

- (イ) 振替貯金口座ヲ開設シ加入者宛ノ口座番號通知書ヲ調製スルコト
- (ロ) 共ノ請求ニ係ル拂込書及拂出書用紙ノ相當數量ニ當該口座番號及加入者ノ住所氏名ヲ印刷シ前項ノ口座番號通知書及印鑑票用紙ト共ニ請求人ニ宛テ發送スルコト

第四 加入者ノ印鑑票提出

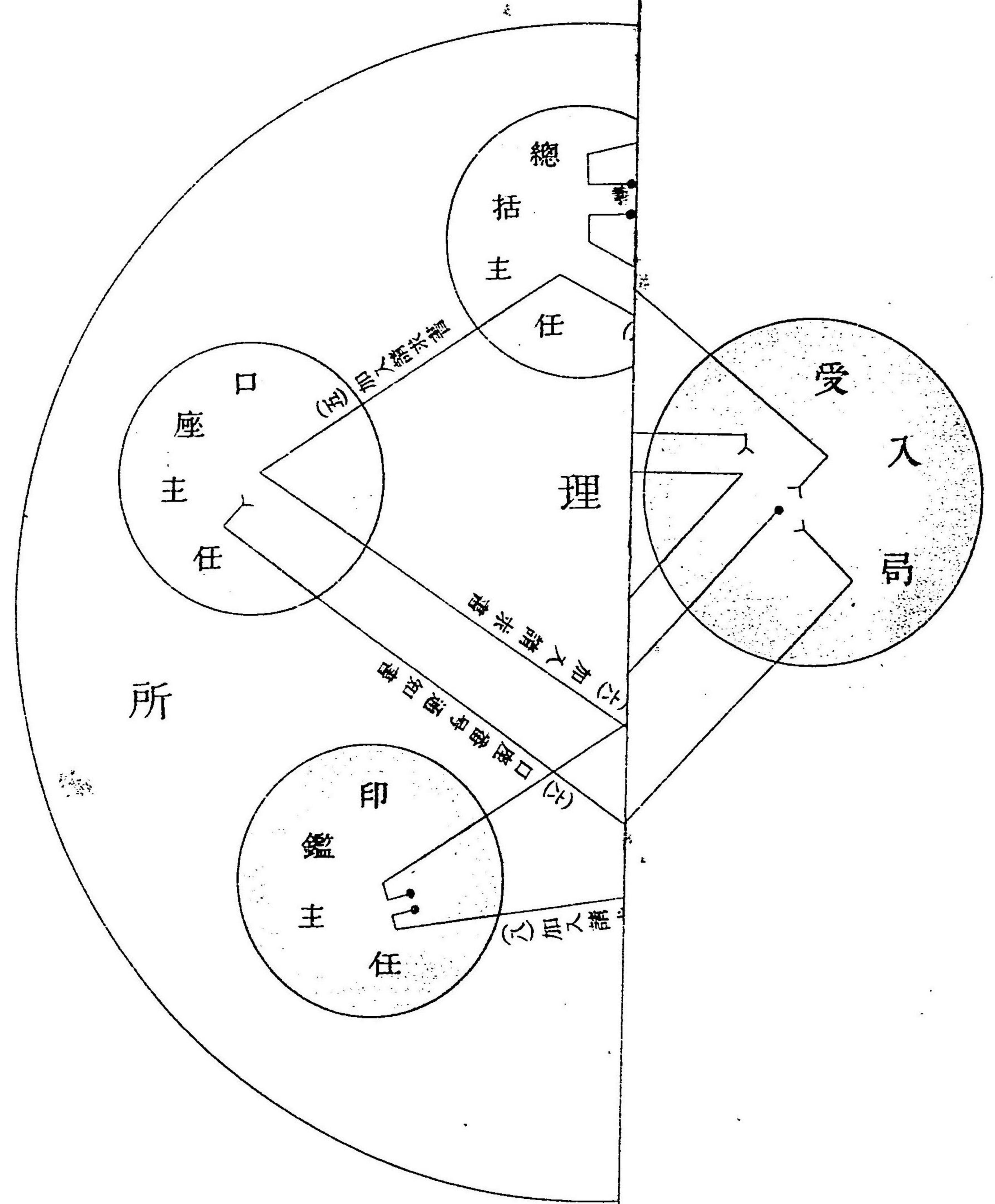
加入者ニ於テ前項用紙等ノ送付ヲ受ケタルトキハ印鑑票用紙ニ署名シタル上振替貯金ニ關シ使用スヘキ印章ヲ押捺シ管理所ニ提出スルコト

第五 基本預金ノ受入監査

管理所ニ於テ一等局ヨリ基本預金受領證據書ノ廻付ヲ受ケタルトキハ之ヲ受入報告書ニ對照シ受入金ノ正確ナルコトヲ認ムルコト


第六 加入ニ關スル圖解

前掲ノ各事項ニ關スル進行圖解ヲ示セハ左ノ如シ




振替貯金口座開設ノ進行圖解

振替貯金口座加入方法圖解



振替貯金口座加入方法圖解



振替貯金口座

口座番 號		氏名	職業		
明治 年 月 日		備考			
基本預金額					
年	拂 込	拂 出	年	拂 込	拂 出
月 日	十 萬 千 百 十 四 十 錢 厘 毛 糸	十 萬 千 百 十 四 十 錢 厘 毛 糸	月 日	十 萬 千 百 十 四 十 錢 厘 毛 糸	十 萬 千 百 十 四 十 錢 厘 毛 糸
[Grid area for recording transactions]					

振替三號
第二章 業務ノ創始
第二節 業務ノ大要
川紙厚紙寸法適宜(當時使用ノモノハ縱八寸五分)

本 副 票 鑑 印

名 署	業 職	口 座	番 號
		加 入 者	住 所 名
鑑 印			

振替第五號 用紙厚兼寸法適宜(當時使用) 縦四寸二分 横三寸五分

本 正 票 鑑 印

名 署	業 職	口 座	番 號
		加 入 者	住 所 名
鑑 印			

振替貯金印鑑票

第二款 口座拂込

郵便振替貯金ノ拂込ハ實ニ口座活動ノ第一着手段ニシテ又實ニ本制度利用ノ最モ廣大ナルモノナリ蓋シ一タヒ口座ヲ開設セハ何人ト雖モ其口座ニ對シ拂込ヲ爲シ之ヲ利用シ得ルヲ以テ新聞雜誌ノ購買申込若クハ書籍藥品呉服太物其他各種商品ノ注文ヨリ保險會社ニ對スル保險料ノ拂込ハ勿論其他普通個人間ノ貸借關係等社會ノ有ユル方面ニ向テ利便ヲ與フルノミナラス全國都鄙ニ普及セル郵便機關ヲ介シテ之カ取扱ヲ爲スモノナレハ其利用ノ多キコト固ヨリ怪シムニ足ラサルナリ今其拂込ニ關スル創業當時ノ規定ノ要項ヲ摘記スレハ左ノ如シ

第一 拂込書用紙ノ配布

加入者ハ自己ノ口座ニ對シ拂込ノ用ニ供スル爲メ管理所ヨリ拂込書用紙ヲ買受ケ自己ノ取引關係人ニ豫メ之ヲ配付スルコト加入者ニ於テ拂込書用紙ヲ私製シタル場合亦同シ

第二 振替貯金ノ拂込

振替貯金ノ口座ニ對シ現金ノ拂込ヲ爲サムトスル者ハ拂込書用紙ヲ用ヒ其拂込票及拂込通知票ノ部ニ拂込金額拂込人ノ住所氏名及拂込年月日等ヲ記載シ若シ加入者ニ宛テ通信ヲ要スルモノナルトキハ拂込通知票ノ裏面通信文記載欄ニ通信文ヲ記載シタル上之ニ現金ヲ添へ最寄郵便局ニ差出スヘキコト郵便爲替證書郵便取立金取立濟通知書若クハ中央金庫拂込仕拂命令券ヲ以テ拂込ヲ爲サムトスル場合亦之ニ準スルコト

第三 拂込金ノ受理及報告

郵便局ニ於テ前項ノ拂込書及拂込金ヲ受取リタルトキハ之ニ對シ拂込金受領票ヲ交付シ受入簿ニ登錄シタル上受入報告書ニ拂込通知票(記帳票接)ヲ添ヘ直接之ヲ管理所ニ送付シ拂込票ハ當日事務ノ終リニ於テ所轄一等局ヲ經由シテ管理所ニ宛テ發送スルコト

第四 取立金ノ委託拂込

加入者ハ取立金ノ拂渡ヲ受クヘキ郵便局ニ對シ豫メ自己ノ口座ニ其取立金ノ振替拂込ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其請求ヲ受ケタル郵便局ハ前項ノ例ニ準シ相當處理スルコト

第五 拂込金ノ口座登記

管理所ニ於テ前二項ニ依ル拂込通知票等ノ送付ヲ受ケタルトキハ拂込通知票及記帳票ノ各事項ヲ受入報告書ニ對照シ双方ノ吻合ヲ認メ記帳票ヲ拂込通知票ヨリ截離シタル上記帳票ニ依リ加入者ノ口座ニ登記シ拂込通知票ニ依リ受拂通知票ヲ調製シ交互對照相違ナキヲ確メ拂込通知票ハ受拂通知票ニ添付ノ上即日當該加入者ニ宛テ發送スルコト

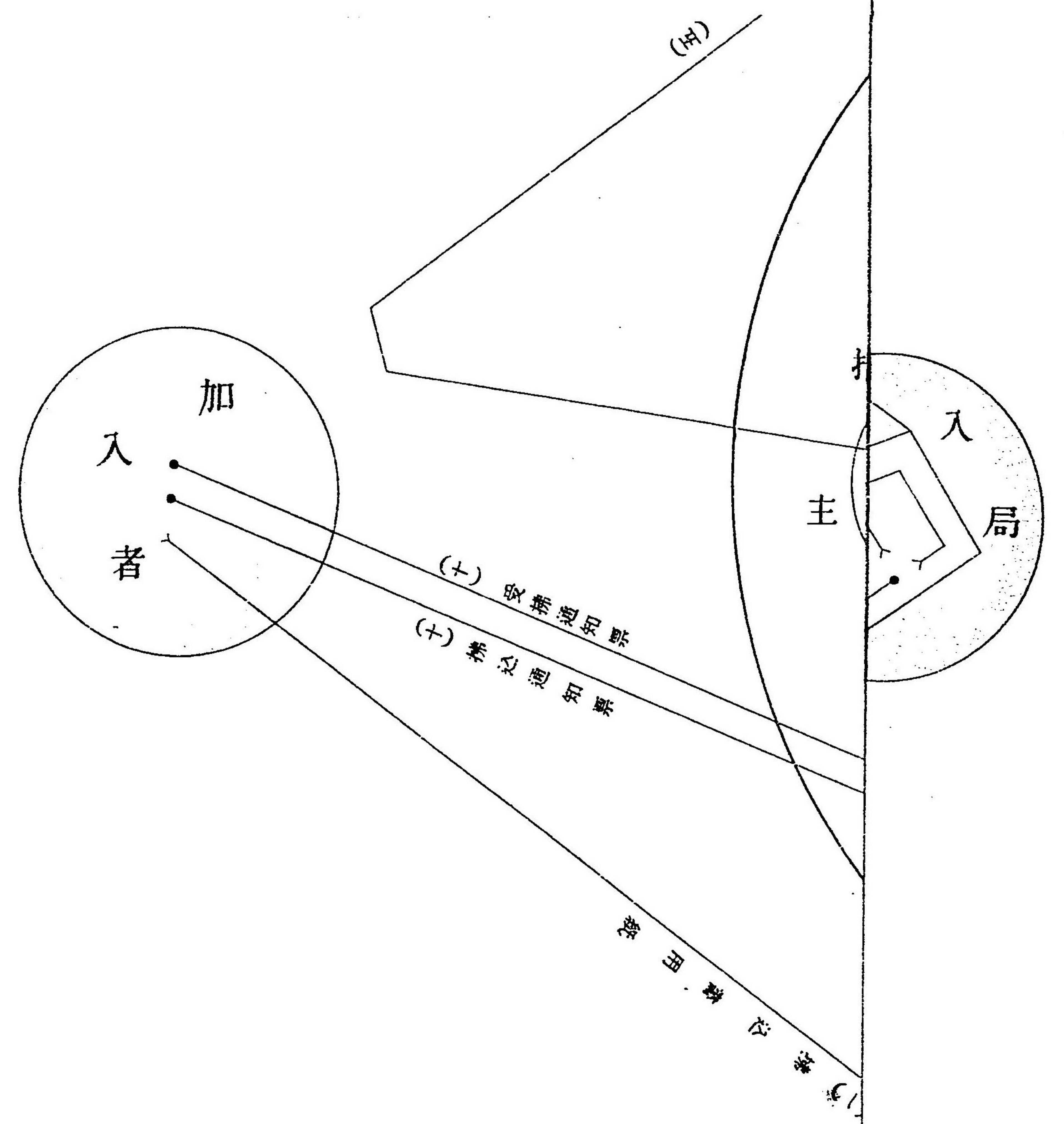
第六 拂込金ノ受入監査

管理所ニ於テ一等局ヨリ拂込票ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ前項ノ受入報告書ノ計數ニ對照シ受入金ノ正確ナルコトヲ認ムルコト


第七 拂込ニ關スル圖解

前掲ノ各事項ニ關スル運行圖解ヲ示セハ左ノ如シ


込方法圖解



振替貯金拂込方法圖解



振替貯金拂込方法圖解



票 領 受			
氏名	拂込人	住加入者名	番口座
一金			
印附日局付受			
殿			

製局印月二年九十三治明

票 帳 記			
氏名	拂込人	住加入者名	番口座
一金			
印附日局付受			

製局印月二年九十三治明

票 知 通 达 拂			
名所	住加入者名	番口座	拂込人
※			
※ 明治 年 月 日 拂込			
管理所日附印			

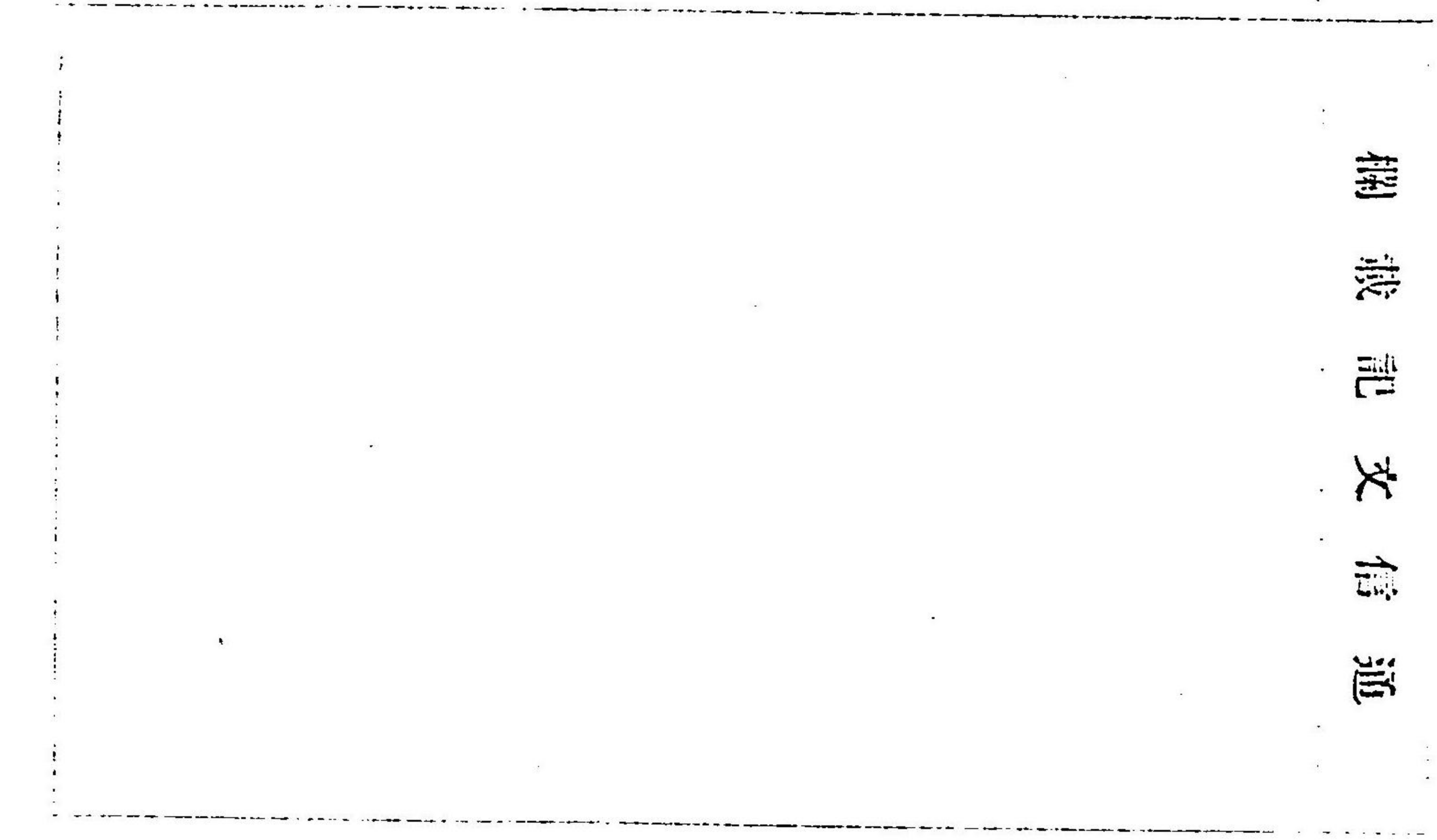
省 信 遞 製局印月二年九十三治明

票 达 拂			
名所	住加入者名	番口座	拂込人
※			
※ 明治 年 月 日 拂込			
管理所日附印			

省 信 製局印月二年九十三治明

振第七號

欄 載 記 文 信 通



「此の用紙は加入者の請求に依り郵便為替貯金管理所より之を交付するものとす
 加入者は自己の口座に對し振替貯金の拂込を爲すとき者に標め此の用紙を配付せ
 らるべし
 振替貯金の拂込を爲すときは此の用紙中拂込票及拂込通知票相當の部
 分(以下に「拂込金額、拂込年月日及拂込人の住所氏名を記載し受領票及振替の部
 部接納の儘現金又は郵便爲替、郵便取立金取立通知書、中央金庫に於て支
 拂はるべき仕拂命令券)と共に郵便局所に差出し受領票を受取るべし
 拂込票及拂込通知票に記載すべき金額及拂込年月日等は其の字體を明確正確に記
 載し二三十の数字は壹貳參拾の文字を用ひらるべし
 1 拂込通知票裏面の通信文記載欄には拂込人に於て拂込金に關する事項は勿論其の
 他拂込人より加入者に宛てたる各種の通信文を記載することを待らるものとす
 1 拂込金に對する受領票の金額其の他に相違あるときは直ちに其の更正を求めらる
 1 受領票は振替貯金拂込の證據となるべきものなるに依り大切に之を保管せらるべし

注 意

第三款 口座振替

郵便振替貯金ノ口座振替受拂即チ甲加入者ノ口座ヨリ貯金ノ拂出ヲ爲シテ之レヲ乙加入者ノ口
 座ニ振替受入ヲ爲シ以テ兩加入者間ニ於ケル貸借關係ヲ單ニ帳簿上ニ於テ決濟シ現金受授ノ
 手數ヲ省略スルノ方法ハ實ニ本制度ノ骨子ト成ルヘキモノニシテ其利用ノ便否ハ實ニ加入者
 數ノ多寡ニ比例スヘキモノナルヲ以テ加入者數ノ増加ニ伴ヒ其利便ノ多々益々多キヲ致スハ
 自ラ明カナル所ナリトス今其ノ口座振替ニ關シ創業當時ニ於ケル規定ノ要項ヲ摘記スレハ左
 ノ如シ

第一 口座振替ノ請求

加入者ニ於テ自己ノ口座ノ貯金ヲ拂出シ之ヲ他ノ加入者ノ口座ニ振替ヘムトスルトキハ管
 理所ヨリ送付ヲ受ケタル拂出書中拂出票及拂出通知票ノ部ニ振替金額請求年月日振替拂込
 ヲ爲サムトスル相手加入者ノ口座番號及氏名等ヲ記載シ尙控ノ部ニ其振替ニ關スル相當事
 項ヲ附記シタル上署名捺印シ若シ相手加入者ニ宛テ通信ヲ要スルモノナルトキハ拂出通知
 票裏面通信文記載欄ニ通信文ヲ記載シ拂出票及拂出通知票接續ノ儘之ヲ控ノ部ヨリ截離シ
 直接之ヲ管理所ニ送付スルコト

第二 口座相互間ノ振替

管理所ニ於テ加入者ヨリ拂出書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其口座番號及加入者ノ住所氏名並

ニ印影等ヲ印鑑票ニ對照シ相違ナキヲ確メ拂出通知票ヲ拂出票ノ部ヨリ截離シ尙拂出内譯票正副二通ヲ調製シ左ノ手續ヲ爲スコト

(イ) 振替拂出計算

拂出内譯票正本ニ依リ振替拂出ヲ爲スヘキ加入者ノ口座ニ又其副本ニ依リ之ニ對スル受拂通知票ニ振替拂出金額ヲ記載スルコト

(ロ) 振替受入計算


拂出票ニ依リ振替拂込ヲ爲スヘキ加入者ノ口座ニ又拂出通知票ニ依リ之レニ對スル受拂通知票ニ振替受入金額ヲ記載スルコト

(ハ) 受拂計算通知

前各項ノ手續ヲ了シタルトキハ拂出内譯票副本ハ振替拂出ヲ爲シタル口座ノ加入者ニ又拂出通知票ハ振替拂込ヲ受ケタル口座ノ加入者ニ孰レモ受拂通知票ニ添へ即日之ヲ發送スルコト

第三 口座振替ニ關スル圖解

前述ノ各事項ニ關スル運行圖解ヲ示セハ左ノ如シ



振第八號

控

※ 金

請求日附

※ 明治 年 月 日

用紙番號

製局印月二年九十三治明

拂出通知票

指 定

※ 金

口番 加入住氏 座號 名所者

印附日所理管

省 信 遞

製局印月二年九十三治明

拂出票

指 定

※ 金

拂出請求人署名

前記金額左記指定ノ通拂出相成度候也

※ 明治 年 月 日

印附日所理管

省 信 遞

製局印月二年九十三治明

第一番 業務ノ集始 第二番 業務ノ大政

(面裏票知通出拂)

欄載記文信通

--

注 意

(面裏票出拂)

- 一此の用紙は加入者の請求に依り郵便為替貯金管理所より之を交付するものとす
- 一加入者に於て自己の貯金を拂出し之を他の加入者の口座に振替へむとするときは此の用紙中拂出票及拂出通知票相當の部(添印を付し)に拂出金額、請求年月日、振替拂込を受くへき加入者の口座番號及氏名並に自己の氏名(振出請求人)を記載し調印(印に)の上拂込を受くへき加入者へ通信を要するものは拂出通知票裏面相當欄に通信文を記載し拂出票及拂出通知票接續の儘之を控の部より切り離し郵便為替貯金管理所に送付せらるへし但し其の封筒には表面餘白に「郵便振替貯金事務」を附記し別に郵便切手を貼付するに及ばず
- 一加入者に於て自己の貯金を拂出し自ら其の現金を受領し若は他人に之を拂渡さむとするときは此の用紙中拂出票及拂出通知票相當の部(添印を付し)に拂出金額、請求年月日、現金受領者の住所氏名及拂渡郵便局所名並に自己の氏名(振出請求人)を記載し尙金額記載の下部餘白に「現金拂」の文字を附記し調印(印に)の上前項の例に依り郵便為替貯金管理所に送付せらるへし
- 一此の用紙中控の部には加入者に於て拂出金額請求年月日其他必要事項(何地何某へ何々代金として現金拂渡の爲め又は第何番何某の口座へ振替の爲め拂出等の如き)を記載し自己の手許に保管し置かるへし
- 一拂出票及拂出通知票に記載すへき金額及請求年月日等は其の字體を明瞭正確に記載し一二三十の數字は壹貳參拾の文字を用ひらるへし
- 一此の用紙を盗用せらるゝときは貯金を詐取せらるゝ虞あるにつき紛失又は盗難に罹らざる様加入者に於て嚴重に之を保管せらるへし

振第十四號 川紙適宜寸法適宜 (當時使用ノモノハ 縦五寸五分 横四寸二分)

振替貯金拂出内譯票正本				日附印		
口座番 座號						
拂出書 紙用番	拂出金額			拂込先口座番號 又ハ受取人氏名	料金額	
	拾萬	千	百拾圓拾錢厘		百拾圓	拾錢厘

振替貯金拂出内譯票副本				日附印		
口座番 座號						
拂出書 紙用番	拂出金額			拂込先口座番號 又ハ受取人氏名	料金額	
	拾萬	千	百拾圓拾錢厘		百拾圓	拾錢厘

第四款 口座拂出

(甲) 現金拂

郵便振替貯金ノ現金拂ナルモノハ加入者カ自己ノ口座ノ貯金ヲ拂出シテ自ラ現金ヲ受領スルカ又ハ第三者ニ現金ヲ以テ送金スヘキ必要アル場合ニ利用セラルヘキ方法ニシテ其現金ノ拂渡タルヤ實ニ全國至ル所ノ各地ニ普及セル各郵便局ヲ其取扱機關ト爲セルモノナルヲ以テ該受取人ハ自己ノ住所ニ近キ郵便局ニ於テ現金ノ拂渡ヲ受ケ得ラルヘキ利便アル而已ナラス其取扱料金頗ル低廉ナルニ依リ之カ利用者ノ日ヲ逐フテ益々多キニ至ルカ如キ傾向アルハ蓋シ故ナキニアラサルナリ現ニ第三者ニ送金スル場合ニノミ利用スヘキ目的ヲ以テ口座ノ加入ヲ爲シ而シテ自己ノ口座ニ加入者自ラ拂込ヲ爲シ同時ニ現金拂ノ爲メニ之レカ拂出ヲ請求スル者續出スルカ如キハ之ヲ證シテ餘リアル所ナリトス今其現金拂ニ關スル創業當時ノ規定ノ要項ヲ摘記スレハ左ノ如シ

第一 現金拂ノ請求

加入者ニ於テ自己ノ口座ノ貯金ヲ拂出シ之ニ對スル現金ノ拂渡ヲ請求セムトスルトキハ拂出書用紙中拂出票及拂出通知票相當ノ部ニ拂出金額請求年月日拂渡ヲ受ケムトスル郵便局名及受取人タルヘキ自己又ハ第三者ノ住所氏名ヲ記載シ尙現金拂ノ文字ヲ附記シ署名捺印ノ上直接之ヲ管理所ニ送付スルコト但シ現金拂ヲ要スル拂出書一枚ノ金額ハ一千圓ヲ超過

スルコトヲ得サルモノトス

第二 口座ノ拂出

管理所ニ於テ加入者ヨリ現金ノ拂渡ヲ要スル拂出書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其口座番號及加入者ノ住所氏名並ニ印影等ヲ印鑑票ニ對照シ相違ナキヲ確メ拂出通知票ヲ拂出票ノ部ヨリ截離シ左ノ手續ヲ爲スコト

(イ) 拂出計算

拂出票ニ依リ拂出内譯票正副二通(炭酸紙使用)ヲ調製シ其ノ正本ニ依リ當該加入者ノ口座ニ又其ノ副本ニ依リ受拂通知票ニ拂出金額ヲ記載シ交互對照相違ナキヲ確メ拂出内譯票副本ハ受拂通知票ニ添へ即日之ヲ加入者ニ宛テ發送スルコト

(ロ) 拂出證書ノ調製

拂出通知票ニ依リ振替貯金拂出證書及拂出計算票ヲ調製(炭酸紙使用)シ拂出證書ハ指定受取人ニ拂出通知票ハ拂渡郵便局ニ之レヲ送付スルコト但シ拂出證書ノ有効期間ハ其發行ノ日ヨリ起算シ三十日トス

第三 拂渡ノ請求

受取人ニ於テ管理所ヨリ拂出證書ノ送付ヲ受ケタルトキハ記名調印ノ上之ヲ拂渡郵便局ニ差出シ現金ノ拂渡ヲ請求スルコト

第四 現金ノ交付

拂渡郵便局ニ於テ拂出證書ヲ差出シ現金拂渡ノ請求ヲ受ケタルトキハ其拂出證書ヲ拂出通知票ニ對照シ尙加入者及受取人ノ住所氏名ヲ尋問シ其答辯カ拂出通知票ニ符合シ正當受取人ト認メタルトキハ直ニ現金ヲ交付シ拂渡濟ノ證書及拂出通知票ハ當日事務ノ終リニ於テ所轄一等局ヲ經由シ管理所ニ發送スルコト

因ニ云フ振替貯金ハ其拂込及口座振替ノ際ニ於テ相手加入者ニ對シ無料通信ノ途アルハ一般公衆ノ特ニ利便トスル處ナルモ獨リ現金拂ノ場合ニ限リ拂渡局ニ於ケル受取人審査ノ必要上無料通信ノ利便ヲ與ヘサルヲ以テ往々之ヲ誤解シ行違ヲ生スルコト尠シトセス之レヲ現金拂ノ一缺點トス

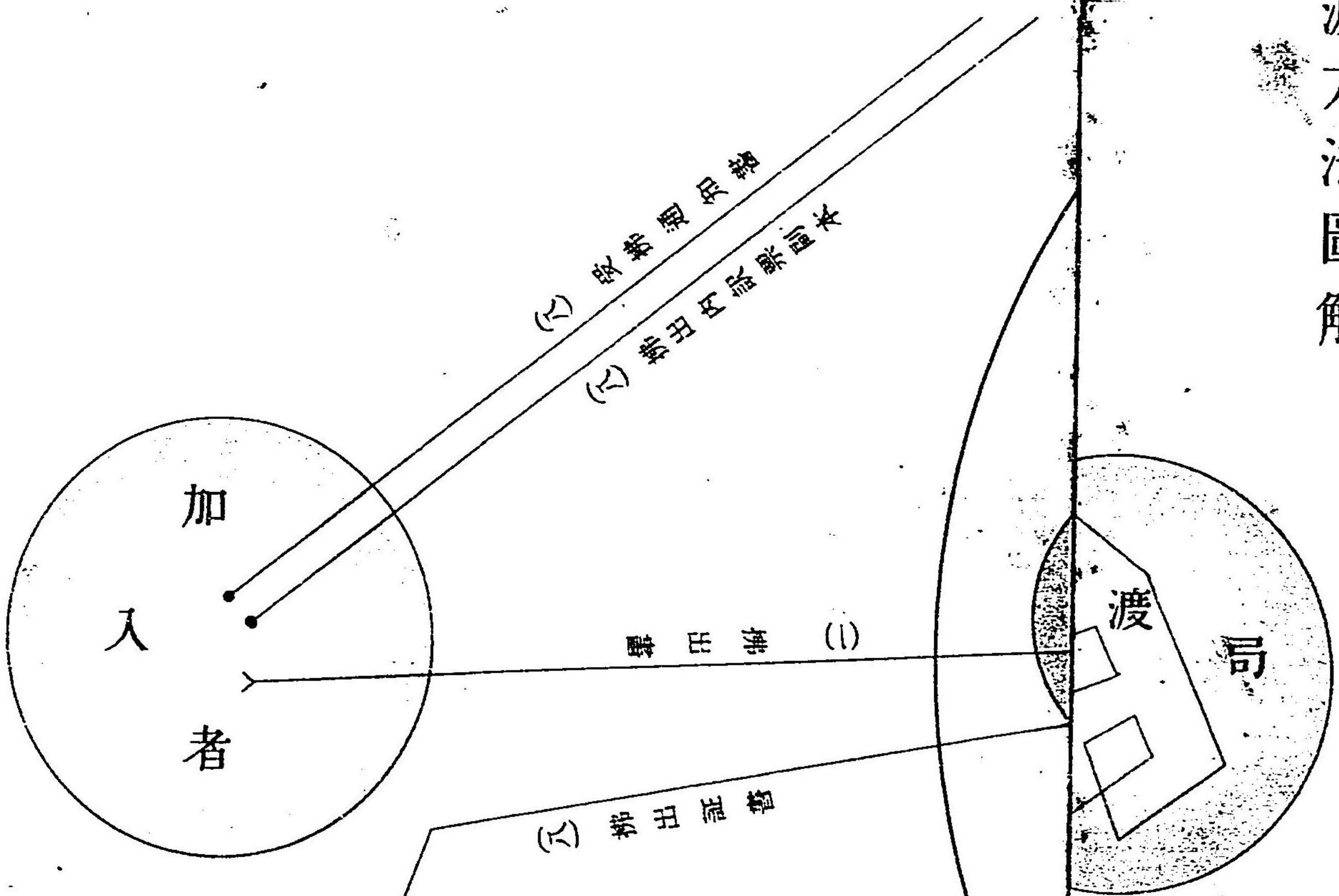
第五 拂渡金ノ監査

管理所ニ於テ一等局ヨリ拂濟證書及拂出通知票ノ送付ヲ受ケタルトキハ其口數金額ヲ拂渡日計簿ニ記載シタル上一口毎ニ拂濟證書ノ各事項ヲ拂出計算票ニ對照シ相違ナキヲ確メ計算票ニ拂渡日附ヲ記入スルコト


第六 現金拂出ニ關スル圖解

前掲ノ各事項ニ對スル運行圖解ヲ示セハ左ノ如シ


渡方法圖解




振替貯金拂渡方法圖解



振替貯金拂渡方法圖解



振替貯金拂渡方法圖解



振替貯金出計算票

振第十五號	拂渡局所名	一金	印附日行發
用紙適宜寸法適宜 (當時使用ノモノハ) 縦五寸二分 横五寸五分	考 備	調製主任 検査主任	番號 口座 番號 證書
			印附日渡拂

振替貯金出證書

振第十六號	拂渡局所名	一金	印附日行發
用紙適宜寸法適宜 (當時使用ノモノハ) 縦五寸二分 横五寸五分	受取人此に名印 は處記調し	右金額此證書引換ニ可相渡候也	番號 口座 番號 證書
			印附日渡拂

省 信 遞

製發初印月二年九十三治明

(乙) 局待拂

郵便振替貯金ノ局待拂ナルモノハ加入者ノ振出シタル拂出書ニ依リ指定受取人カ東京郵便局ニ就キ即時ニ現金ヲ受領シ得ル特殊ノ方法ニシテ小切手ト略々其活用ヲ同フセリ唯其拂渡カ東京郵便局ニ限定セラレタルハ計理上已ムヲ得サルニ出ツルモノニシテ廣ク一般ニ之ヲ利用スルヲ得サルハ頗ル遺憾トスル所ナリ

局待拂ハ當初遞信省構内郵便局ニ於テ取扱フヘキ豫定ナリシモ同局ハ遞信省ノ構内即チ京橋木挽町ニ在リテ稍々偏在ノ嫌アリ且管理所ノ建物狹隘ヲ告ケ爲ニ振替貯金課ハ日本橋際東京郵便局分室ノ階上ニ分離シ事務ヲ取扱フニ至リタルヲ以テ階下ノ東京郵便局窓口ト聯絡ヲ通シテ局待拂ヲ執行スルコト、シ明治三十九年二月十九日遞信省令第十七號ヲ以テ郵便振替貯金規則ノ一部ニ改正ヲ加ヘラレタリ今局待拂ニ關スル創業當時ノ規定ノ要項ヲ摘記スレハ左ノ如シ

第一 局待拂々出書ノ振出

加入者ハ前叙ノ如ク東京郵便局ヲ拂渡局ニ指定シ局待拂ノ拂出書ヲ振出スコトヲ得但シ其拂出書ノ有効期間ハ振出ノ日附ヨリ算起シ一週間トス

第二 局待拂ノ請求受理

東京郵便局ニ於テ局待拂ノ受取人ヨリ其拂渡ノ請求ヲ受ケタルトキハ受取人ヲシテ拂出票ノ裏面ニ表記金額受領ノ旨ヲ記載シ記名調印ノ上拂出通知票接續ノ儘差出サシメ相當調査

ノ上直ニ之ヲ管理所ニ送付スルコト

第四 口座拂出計算

管理所ニ於テ東京郵便局ヨリ局待拂ヲ要スル拂出書ノ送付ヲ受ケタルトキハ印影其他ノ事項ヲ印鑑票ニ對照シ其吻合ヲ認メタル上當該口座ニ就キ其ノ請求金額及之ニ對スル料金額ヲ拂出シ得ヘキ現在高(當日既ニ當該口座ニ受拂金アル)アルコトヲ確メ拂出通知票ヲ拂出票ヨリ截離シ通知票ハ其左方欄外余白ニ主務者記名調印ノ上東京郵便局ニ廻送シ然ル後拂出票ニ依リ拂出内譯票正副二通ヲ調製シ拂出内譯票正本ニ依リ當該口座ニ又其ノ副本ニ依リ受拂通知票ニ其拂出金額ヲ記載シ交互對照相違ナキヲ確メ拂出内譯票副本ハ受拂通知票ニ添ヘ即日當該加入者ニ送付スルコト

第四 現金ノ交付

東京郵便局ニ於テ管理所ヨリ拂出通知票ノ廻付ヲ受ケタルトキハ一般ノ例ニ依リ現金交付ノ手續ヲ爲シ其拂濟ニ係ル拂出通知票ハ當日事務ノ終ニ於テ所轄一等局(東京局監視課調査係)經由ノ上管理所ニ發送スルコト

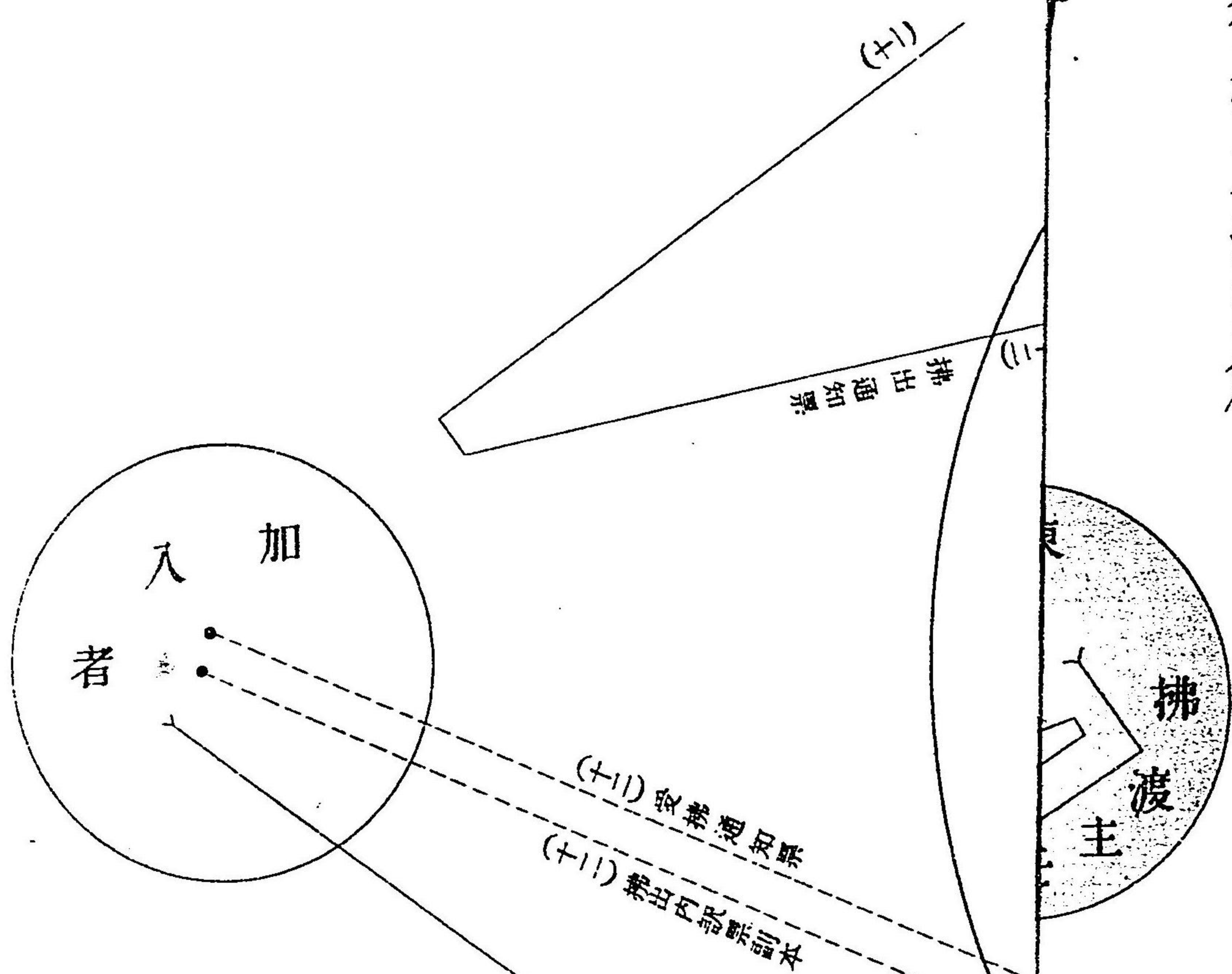
第五 拂渡金ノ監査

管理所ニ於テ拂濟ニ係ル拂出通知票ノ送付ヲ受ケタルトキハ其拂出通知票ヲ一口毎ニ拂出内譯票正本ニ對照シ又其合計金額及口數ノ口座拂出高ノ合計ニ符合スルヲ確ムルコト


第六 局待拂ニ關スル圖解

前掲ノ各事項ニ對スル運行圖解ヲ示セハ左ノ如シ


待拂方法圖解



振替貯金局待拂方法圖解



振替貯金局待拂方法圖解



第五款 利子計算

郵便振替貯金利子ノ割合ハ明治三十九年一月二十九日勅令第十三號ヲ以テ明治三十八年二月十六日勅令第六十六號中ニ之ニ關スル一項ヲ追加セラレ普通郵便貯金ニ附スヘキ利子ノ割合ハ年五分四毛ナルモ振替計算ノ爲ニスル郵便貯金ニ限り年三分六厘トセリ而シテ其利子計算方法ニ關シ郵便振替貯金規則ハ左ノ如ク規定セリ

- 第一 振替貯金ニ對シテハ口座受入ノ翌月ヨリ口座拂出ノ前月迄之ニ利子ヲ附スルコト但シ基本預金及一圓未満ノ端數ニ對シテハ利子ヲ計算セス
- 第二 國庫ノ計算ニ屬スル官署ノ口座ニ對シテハ總テ利子ヲ附セサルコト

第六款 料金ノ種類

郵便振替貯金ニ各種ノ利便特長アルハ前既ニ述ヘタル所ノ如シト雖モ就中取扱料金ノ比較的低廉ナルハ大ニ注意スヘキ所ニシテ斯業ノ隆盛ヲ見ルニ至レル所以ノモノ亦實ニ之カ一原因タラスンハアラス今左ニ其種類及料金額ヲ示サン

第一 口座受拂料金(一口ニ付)

二 錢

但シ元加利子ノ受入料金及用紙代金ノ拂出ニ關シテハ料金ヲ要セス

第二 現金拂料金 前項ノ料金ヲ徴收セス左ノ割合ニ依ル

(イ)	拂出金額十圓迄	五	錢
(ロ)	拂出金額五十圓迄	十	錢
(ハ)	同 百圓迄	十五	錢
(ニ)	同 五百圓迄	三十	錢
(ホ)	同 千圓迄	五十	錢
(ヘ)	以上五百圓迄每二(合退ノ場ニ限ル)	十五	錢
第三	再度證書發行料金(一口ニ付)	三	錢

但シ此料金額ハ通常貯金ノ再度證書發行ニ關スル規定ニ依ルモノトス

第四 國庫計算料金免除 國庫ノ計算ニ屬スル官署ノ口座ニ對シテハ前各項ノ料金を徴收セ

第七款 用紙ノ賣捌

郵便振替貯金ノ受拂上使用スル所ノ拂込書及拂出書用紙ハ加入者ノ請求ニ依リ管理所ニ於テ賣捌クモノニシテ拂込書ニ限り私製ヲ許スコトニセリ今左ニ用紙類ニ關スル要點ヲ摘記セン

第一 用紙ノ賣捌

拂込書及拂出書用紙ハ加入者ノ請求ニ依リ管理所ニ於テ當該加入者ノ住所氏名及口座番號ヲ印刷シ之ヲ賣捌クモノニシテ其價格ハ明治三十九年一月三十一日遞信省告示第四十三號

ヲ以テ左ノ如ク定メラレタリ而シテ其代金ハ口座加入ノ際請求ニ係ルモノニ對シテハ郵便切手ヲ以テ納付セシメ第二回以後ノ請求ニ係ルモノニ對シテハ當該加入者ノ口座ヨリ差引徴收スヘキモノトス

- (イ) 拂込書用紙價格一冊(五十枚綴)ニ付金十錢
- (ロ) 拂出書用紙價格一冊(五十枚綴)ニ付金十五錢

第二 拂込書ノ私製

拂込書用紙ハ管理所發行ノモノト同様ニシテ其相當欄ニ加入者ノ住所氏名及口座番號ヲ印刷シタルモノナルコトヲ必要トシ且其裏面餘白ニハ通信文ノ性質ヲ有セサル廣告其他ノ事項ヲ印刷スルコトヲ得ルコト、シ明治三十九年二月十九日遞信省令第六號ヲ以テ廣ク之カ私製ヲ許サレタリ而シテ其私製拂込書用紙ハ商取引其他特別ナル關係ヲ有スル者ニ於テ其裏面ニ廣告若クハ商品目錄等ヲ印刷シテ廣ク之ヲ一般ニ配付シ以テ物品購賣者ノ便利ヲ圖リ又ハ雜誌其他講義錄等ニ附録トシテ添付シ雜誌代金若クハ月謝拂込等ノ聯絡ニ資スルカ如キ各其業體ニ應シテ巧ニ之レヲ利用シ得ルヲ以テ加入者ノ利便ト經濟トハ蓋シ鮮少ナラサルナリ

第八款 口座差引徴收

郵便振替貯金ニ關スル各種取扱料金及用紙賣捌代金ハ實ニ斯業經營上ニ於ケル唯一ノ收入金

(イ)	拂出金額十圓迄	五	錢
(ロ)	拂出金額五十圓迄	十	錢
(ハ)	同 百圓迄	十五	錢
(ニ)	同 五百圓迄	三十	錢
(ホ)	同 千圓迄	五十	錢
(ヘ)	以上五百圓迄 每ニ(合退ノ場 限ル)	十五	錢
第三	再度證書發行料金(一口ニ付)	三	錢

但シ此料金額ハ通常貯金ノ再度證書發行ニ關スル規定ニ依ルモノトス

第四 國庫計算料金免除 國庫ノ計算ニ屬スル官署ノ口座ニ對シテハ前各項ノ料金を徴收セ

第七款 用紙ノ賣捌

郵便振替貯金ノ受拂上使用する所ノ拂込書及拂出書用紙ハ加入者ノ請求ニ依リ管理所ニ於テ賣捌クモノニシテ拂込書ニ限り私製ヲ許スコトニセリ今左ニ用紙類ニ關スル要點ヲ摘記セン

第一 用紙ノ賣捌

拂込書及拂出書用紙ハ加入者ノ請求ニ依リ管理所ニ於テ當該加入者ノ住所氏名及口座番號ヲ印刷シ之ヲ賣捌クモノニシテ其價格ハ明治三十九年一月三十一日遞信省告示第四十三號

ヲ以テ左ノ如ク定メラレタリ而シテ其代金ハ口座加入ノ際請求ニ係ルモノニ對シテハ郵便切手ヲ以テ納付セシメ第二回以後ノ請求ニ係ルモノニ對シテハ當該加入者ノ口座ヨリ差引徴收スヘキモノトス

- (イ) 拂込書用紙價格一冊(五十枚綴)ニ付金 十 錢
- (ロ) 拂出書用紙價格一冊(五十枚綴)ニ付金 十五 錢

第二 拂込書ノ私製

拂込書用紙ハ管理所發行ノモノト同様ニシテ其相當欄ニ加入者ノ住所氏名及口座番號ヲ印刷シタルモノナルコトヲ必要トシ且其裏面餘白ニハ通信文ノ性質ヲ有セサル廣告其他ノ事項ヲ印刷スルコトヲ得ルコト、シ明治三十九年二月十九日遞信省令第六號ヲ以テ廣ク之カ私製ヲ許サレタリ而シテ其私製拂込書用紙ハ商取引其他特別ナル關係ヲ有スル者ニ於テ其裏面ニ廣告若クハ商品目錄等ヲ印刷シテ廣ク之ヲ一般ニ配付シ以テ物品購賣者ノ便利ヲ圖リ又ハ雜誌其他講義錄等ニ附録トシテ添付シ雜誌代金若クハ月謝拂込等ノ聯絡ニ資スルカ如キ各其業體ニ應シテ巧ニ之レヲ利用シ得ルヲ以テ加入者ノ利便ト經濟トハ蓋シ鮮少ナラサルナリ

第八款 口座差引徴收

郵便振替貯金ニ關スル各種取扱料金及用紙賣捌代金ハ實ニ斯業經營上ニ於ケル唯一ノ收入金

ニシテ之ニ關スル創業當時ノ規定ノ要項ヲ摘記スレハ左ノ如シ

第一 料金及用紙代金徴收

加入者ノ口座ヨリ差引徴收スヘキ左記各種料金及用紙代金ハ管理所ニ於テ其都度之ニ對スル口座差引徴收金明細票正副二通(炭酸紙使用)ヲ調製シ正本ニ依リ當該口座ニ又其副本ニ依リ受拂通知票ニ差引徴收スヘキ拂出金額ヲ記載シ交互對照相違ナキヲ確メ明細票副本ハ受拂通知票ニ添ヘ即日當該加入者ニ宛テ發送スルコト

- (イ) 口座受拂料金
- (ロ) 現金拂料金
- (ハ) 取立金送達料金
- (ニ) 用紙賣捌代金

第二 歳入金ノ受入

前項ノ差引徴收金額ハ其總計ニ對シテ一般ノ例ニ依リ歳入金受入ノ手續ヲ爲スコト

口座差引徴收金明細票正本

振第十九號
川紙適宜寸法適宜
(當時使用ノモノハ) 縦五寸五分 横三寸三分

口座番号	日附	印	金額					
			千	百	十	圓	錢	
種別								
口座受拂登記料金								
現金拂渡料金								
取立金送達料金								
川紙代金								
計								

口座差引徴收金明細票副本

振第十九號
川紙適宜寸法適宜
(當時使用ノモノハ) 縦五寸五分 横三寸三分

口座番号	日附	印	金額				
			千	百	十	圓	錢
種別							
口座受拂登記料金							
現金拂渡料金							
取立金送達料金							
川紙代金							
計							

第九款 計算ノ通知

加入者ノ口座ニ對シテハ加入者以外ノ者ヨリ全国各地ノ郵便局ヲ經テ隨時ニ現金又ハ證券ニ依ル拂込ヲ爲スモアレハ他ノ加入者ヨリノ振替受入モアルヘク又自己ノ請求ニ依リ他ノ加入者ノ口座ニ振替ヲ爲シ若クハ加入者以外ノ者ニ現金ノ拂出ヲ爲ス等其利用方法複雑ナルヲ以テ加入者ノ口座ニ受入金又ハ拂出金アリタルトキハ其都度管理所ニ於テ其受拂金及差引現在高ヲ表示セル受拂通知票ナルモノヲ調製シ之ニ各其ノ證據書類ヲ添ヘ即日之ヲ當該加入者ニ送付シ之ニ依リ加入者ヲシテ自己ノ口座ノ受拂狀況ヲ知悉セシメ以テ本制度ノ利用上ニ遺憾ナキヲ期セリ但シ基本預金ハ口座加入中ハ之カ拂出ヲ爲スコトヲ得サルモノナルヲ以テ受拂通知票ノ差引現在高中ニハ其ノ計數ヲ包含セシメサルモノトス

振替貯金受拂通知票

種別		受入口數	受入口金額	種別	拂出口數	拂出口金額	名所者加番口氏住入號座
現金受入	〃			現金拂出			第 番 股
振替受入	〃			振替拂出			
〃	〃			〃			
證券受入	〃			局待拂			
〃	〃			〃			
利子受入	〃			差引徴收金			
合計				合計			
前日ヨリノ繰越高							
總計				總計			

貴口座ニ對シ本日上記ノ通り受拂致候ニ付別紙證據書類ヲ添付此段及御通知候也

原 票

通知票番號 第 號

取 扱 月 日 月 日

月 日

差 引 現 在 高

拾 萬 千 百 拾 圓 拾 錢 厘

備 考

振替第十三號

月紙適字ヲ法適正ノ當時使川

横縦八寸五分

郵便爲替貯金管理所

第十款 口座脱退

郵便振替貯金口座ノ脱退ハ加入者ノ任意ニ之ヲ請求シ得ルハ勿論ナリト雖モ一タヒ口座ヲ開設スルトキハ第三者トノ利害關係ヲ惹起スルモノナルヲ以テ脱退ノ請求アリタルトキト雖モ一定ノ期間經過ノ後ニアラサレハ之カ脱退ヲ許サス又口座加入ノ際ニ當該加入者ヨリ拂込マシメタル基本預金二十圓ハ口座脱退ノ精算ト同時ニ加入者ニ之ヲ還付スヘキモノトス今其ノ口座脱退ニ關スル創業當時ノ規定ノ要項ヲ摘記スレハ左ノ如シ

第一 口座脱退ノ請求

加入者ニ於テ振替貯金ノ口座ヲ脱退セムトスルトキハ口座脱退請求書ヲ調製シ直接之ヲ管理所ニ送付スルコト

第二 口座脱退ノ公示

管理所ニ於テ加入者ヨリ口座脱退請求書ヲ受ケタルトキハ其ノ口座番號及加入者ノ住所氏名並ニ印影等ヲ印鑑票ニ對照シ相違ナキヲ確メ其口座番號及脱退者ノ氏名ヲ官報ニ公示スルコト

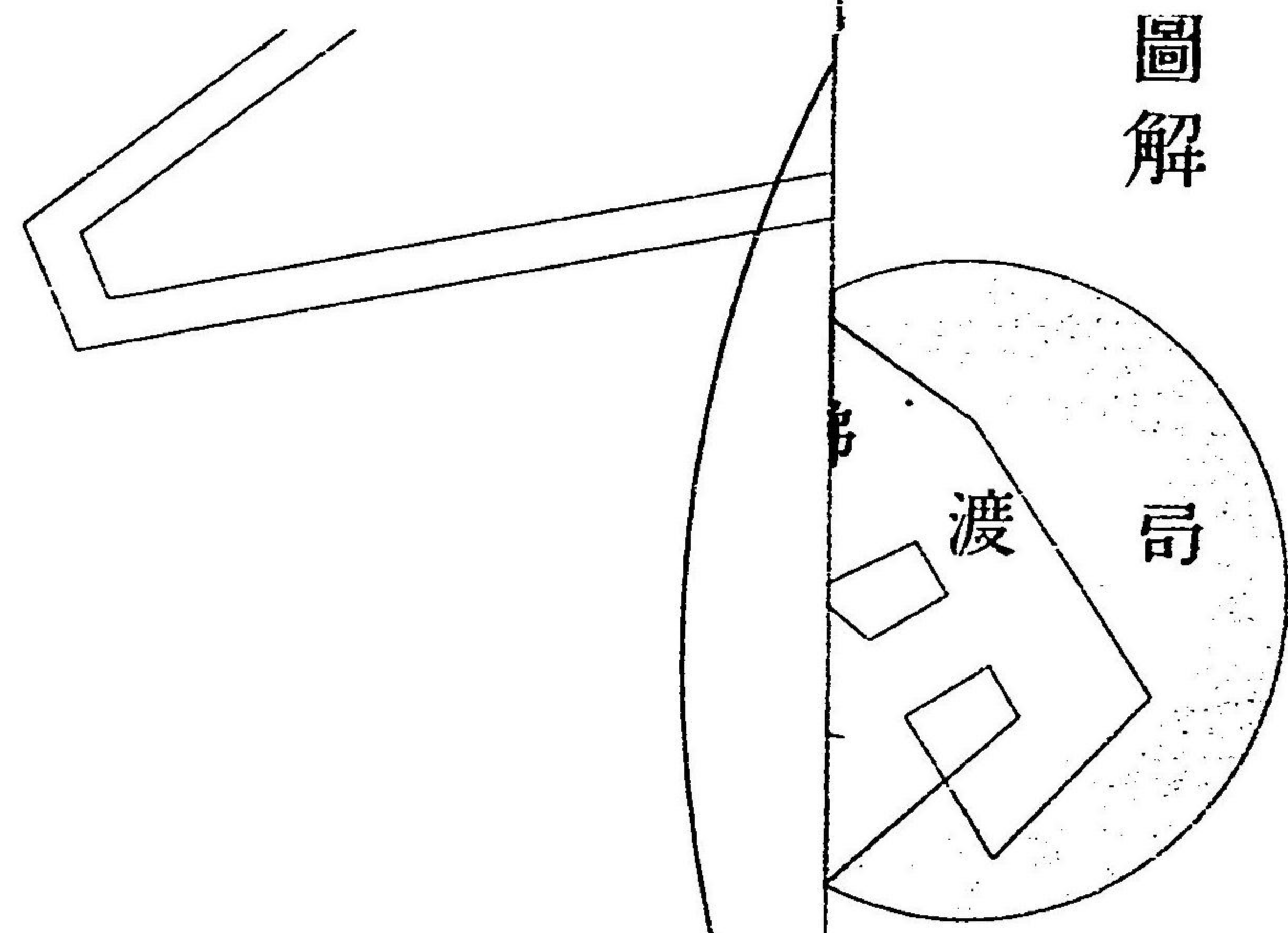
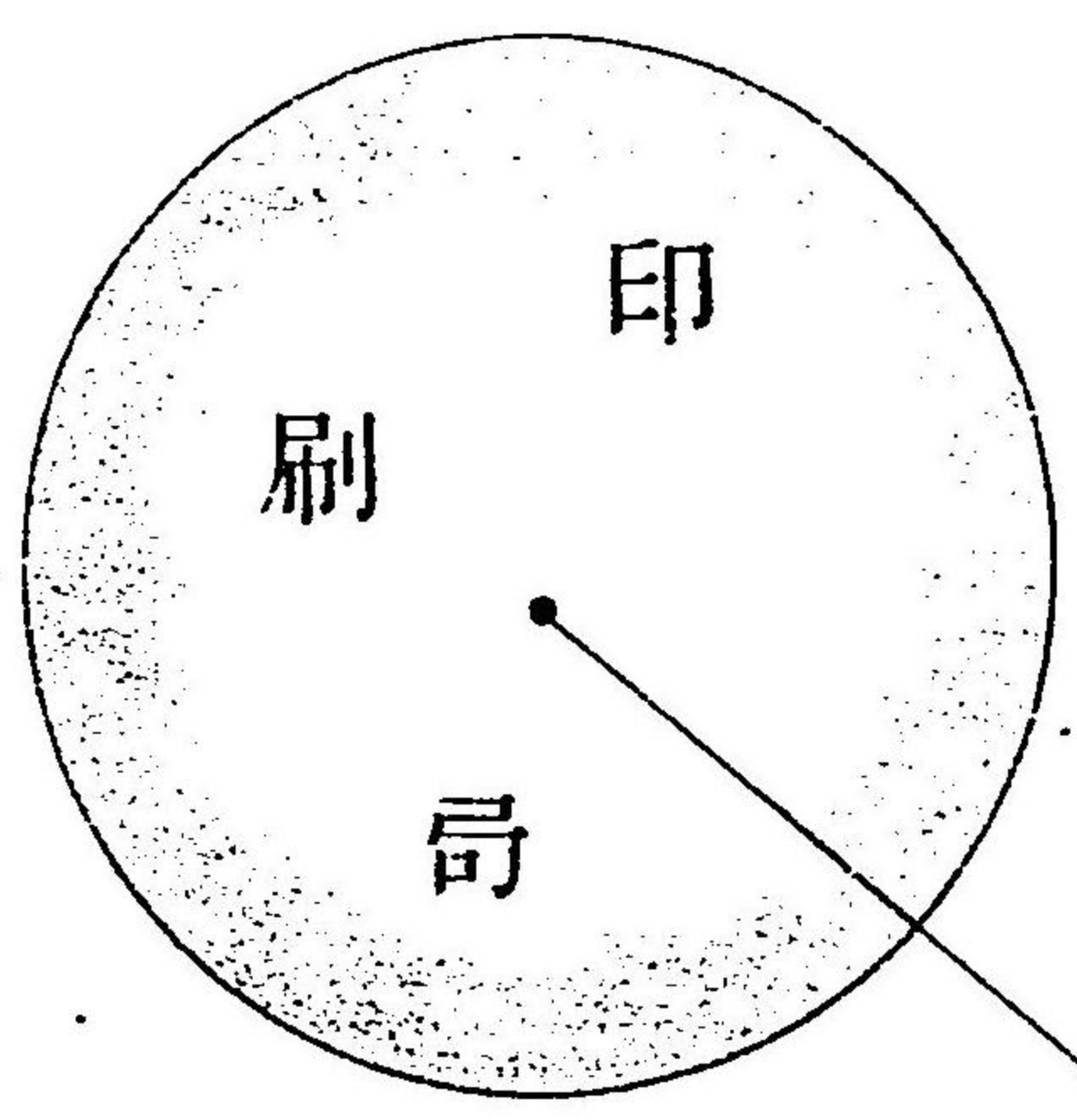
第三 口座ノ脱退決算

管理所ニ於テハ前項公示ノ日ヨリ起算シ一ヶ月ヲ經過シタル後ニ於テ脱退者ノ口座ヲ決算シ最終貯金現在高ニ利子額ヲ加ヘ其合計金額ヨリ現金拂相當ノ料金額ヲ控除シ其殘額ニ基

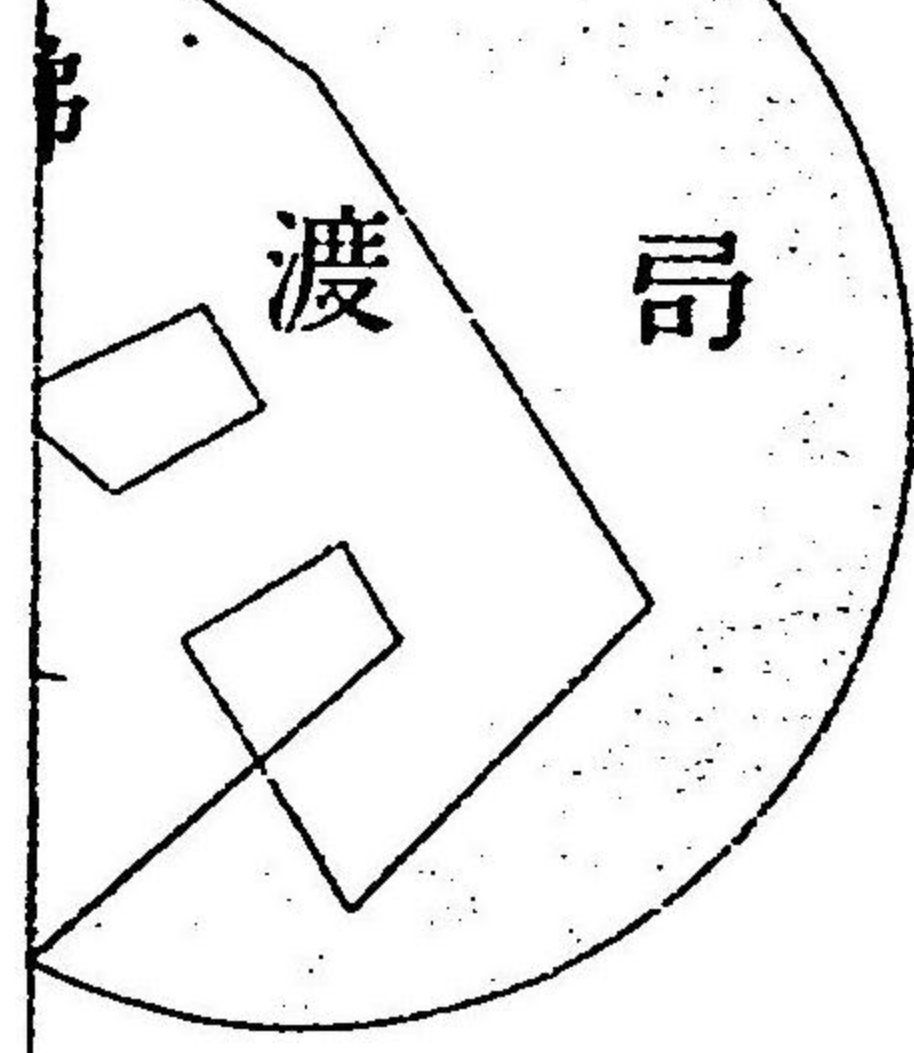
本預金額ヲ加算シタル金額ヲ以テ代用拂出票及拂出通知票ヲ調製シ現金拂ノ例ニ準シ處理スルコト

第四 口座脱退ニ關スル圖解

前掲ノ各事項ニ對スル運行圖解ヲ示セハ左ノ如シ




圖解



(四) 如圖所示

振替貯金口座脱退方法圖解



第十一款 口座受拂決算

郵便振替貯金ノ各種受拂ニ關シテハ以上述フル所ニ依リ略々之ヲ窺知スルコトヲ得ヘシ而シテ之ニ對スル管理所ノ決算方法ハ果シテ如何ナル組織ニ依ルモノナルカ此等組織ノ如何ハ計算整理ト勞力トニ多大ノ影響アルハ勿論延テハ加入者及拂込人等ノ利害ニ關スルコト頗ル大ナルモノナクンハアラス今其管理所ニ於ケル決算方法ヲ見ルニ之ヲ大別シテ第一日締決算第二月次決算第三年度決算ノ三種ト爲スコトヲ得ヘシ而シテ其創業當時ニ於ケル各種決算方法ノ梗概ヲ述フレハ左ノ如シ

第一 日締決算

- (イ) 拂込金ノ日締決算 各郵便局ヨリ振替貯金受入報告書ト共ニ拂込通知票及記帳票ノ送附ヲ受ケ受入報告書ト拂込通知票等トノ各事項ヲ對照シタルトキハ受入報告書ニ依リ拂込金ノ口數金額ノ合計ヲ算出シテ之ヲ振替貯金總括簿ニ記載シ其計數ヲ當日ノ記帳計算ニ係ル口座及受拂通知票ノ總計ニ對照シ相違ナキヲ確ムルコト
- (ロ) 拂出金ノ日締決算 各加入者ヨリ振替貯金拂出書ノ送付ヲ受ケ相當調査ヲ了シタルトキハ其ノ拂出書ノ枚數金額ヲ拂出金ノ種類別ニ合計シテ之ヲ總括簿ニ記載シ其計數ヲ當日ノ記帳計算ニ係ル口座及受拂通知票ノ總計ニ對照シ相違ナキコトヲ確ムルコト
- (ハ) 其他ノ日締決算 基本預金ノ受入用紙代金及各種料金ノ拂出等ニ關シテハ前各號ノ例

ニ依リ處理スルコト

第二 月次決算

(イ) 總括月次決算 毎月末日ノ日締決算ヲ了シタルトキハ總括簿ノ受拂金各種目ニ月計ヲ附シタル上前月末日ノ現在高ニ當月ノ受拂計數ヲ加除シテ月末日ニ於ケル現在人員及金額ニ對照シ相違ナキヲ確ムルコト

(ロ) 拂込金ノ月次決算 毎月末日ヲ區切り受入報告書ヲ拂込金ノ受入月別府縣別ニ區分シ受入報告書ハ尙ホ之ヲ口座登記月別ニ整理シ各其口數金額ノ合計ヲ算出シタル上拂込票ト受入報告書ノ各計數トノ吻合ヲ認メ又受入報告書ニ依リ口座登記ノ總計ヲ算出シテ之ヲ總括簿ニ對照シ相違ナキヲ確メ振替貯金拂込金精算月表ヲ調製スルコト

(ハ) 拂出金ノ月次決算 毎月末日ノ拂渡ニ係ルモノヲ區切り拂渡日計簿ニ月計ヲ附シタル上拂出計算票ニ依リ當月中ノ證書發行高及拂濟高ノ合計ヲ算出シ證書發行高ハ總括簿ニ拂濟高ハ拂渡日計簿ニ對照シ相違ナキヲ確メ振替貯金拂出金精算月表ヲ調製スルコト
(ニ) 口座ノ月次決算 毎月末日ノ口座登記ニ係ルモノヲ區切り一口座毎ニ當月中ニ於ケル口座受拂金ノ月計ヲ算出記載シ其受入高ニ前月ヨリノ繰越高ヲ加ヘ當月中ノ拂高ヲ控除シテ月末日ニ於ケル現在高ニ對照シ相違ナキコトヲ確メ且年度内ニ生スヘキ利子ノ豫定額ヲ算出記載シタル上各口座ノ越高受拂高及現在高ヲ通計シテ總計ヲ算出シ之ヲ振替貯金計査簿ニ記載シ相當檢算ノ上其ノ受拂高及算出利子額ニ相違ナキコトヲ確メ

第三 年度決算

其計數ヲ總括簿ニ對照シ双方ノ吻合ヲ認メ振替貯金口座精算月表ヲ調製スルコト
毎年三月分ノ月次決算ヲ了シタルトキハ計査簿及總括簿ニ年計ヲ附シ交互對照相違ナキヲ確メ且一口座毎ニ利子元加ノ手續ヲ爲シ其總計ヲ算出シテ年度振替貯金總計表ヲ調製スルコト

第三章 業務ノ改良施設

第一節 拂込書用紙ノ無料交付

從來拂込書用紙ハ加入者ノ請求ニヨリ管理所ニ於テ其住所氏名及口座番號ヲ印刷シ相當價格ニテ賣捌クノ外各郵便局ニハ用紙ノ備ヒ付ケナカリシヲ以テ加入者ハ其ノ買受ケタル拂込書用紙ヲ一先各拂込人ニ送付シ置クニ非ラサレハ拂込人ヲシテ拂込手續ヲ爲サシムルコト能ハサルノ不便アリシカ明治三十九年六月二十七日逓信省令第二十九號ヲ以テ郵便振替貯金規則ニ改正ヲ加ヘ管理所ニ於テ加入者ノ請求ニ依リ用紙ノ賣捌ヲ爲スノ外各郵便局ニ加入者ノ住所氏名及口座番號等ヲ印刷セサル拂込書用紙ヲ備ヒ置カシメ隨時拂込人ノ必要ニ應シ無料ニテ之ヲ交付スルコト、シ同年七月十日ヨリ之ヲ實行セリ今其ノ便益トスル特點ヲ擧クレハ
第一 加入者ノ利便

加入者ハ從來五十枚綴一冊拾錢ノ割合ヲ以テ管理所ヨリ拂込書用紙ヲ買受ケタ。上豫メ之

ヲ拂込人ニ送付シ置クニ非ラサレハ拂込人ヲシテ振替貯金ノ拂込ヲ爲サシムルコト能ハサ
リシモ前叙ノ改正ニ依リ加入者ハ單ニ自己ノ口座番號ヲ新聞雜誌等ニ廣告シテ一般ニ周知
セシムルニ止メ特ニ用紙ノ送付ヲ要セサルニ至リタルヲ以テ其ノ買受及送付ニ要スル費用
下手數トヲ省クコトヲ得ルニ至レリ

第二 拂込人ノ利便

從來振替貯金ノ拂込ヲ爲スニハ加入者ヨリ送付ヲ受ケタル拂込書用紙ヲ用ヒサルヘカラサ
ル規定ナリシヲ以テ其ノ送付ヲ受ケサル者ハ勿論豫テ其ノ送付ヲ受ケタル者モ該用紙缺乏
ノ場合ニハ拂込ヲ爲スヲ得サル不便アリタルモ改正ノ結果何人ニテモ隨時ニ拂込ヲ爲シ得
ルニ至レリ

然レトモ一利一害ノ相伴フハ自然ノ數ニシテ如上ノ改正ニ依リ著シキ利益ヲ廣ク公衆ニ與ヘ
タルト同時ニ郵便官署ハ利用者ノ有無ニ拘ハラズ各郵便局ニ拂込書用紙ノ備ヒ付ケヲ爲サシ
メ置カサルヘカラサルノミナラス筆書ニ係ル拂込書ハ口座番號及加入者氏名ノ誤記若クハ字
體ノ明瞭ナラサルモノアリ爲ニ經費ノ増加ヲ來シ且處理ノ敏活ヲ缺クニ至リタルハ勢ヒ免ル
ヘカラサル處ナリトス

第二節 拂出證書ノ線引讓渡

線引讓渡トハ證券ノ裏面ニ二條ノ並行線ヲ畫シ之ヲ以テ讓渡ノ標識ト爲スモノニシテ泰西諸

國ニ於テハ夙ニ一般ニ行ハレ一種ノ慣例ヲ爲シ我カ商法ニ於テモ亦此ノ形式ヲ認メ居レリ而
シテ郵便爲替證書ニ線引讓渡ノ方法ヲ認メタルハ實ニ明治三十四年三月遞信省令第十三號郵
便爲替證書線引讓渡規則ニ基クモノニシテ所謂線引ナルモノハ單調ナル形式ニ過キサレモ此
ノ規則ノ實施ニ依リ爲替受取人ハ其爲替證書ヲ銀行ニ讓渡シテ自己ノ當座預金ニ振替ヘ又銀
行ハ自ラ之ヲ現金ニ引換ヘ若クハ手形交換ノ方法ニ準シ爲替金ノ支拂ヲ受クル等ノ利便ニ浴
スルヲ得ルニ至リタルヲ以テ創始以來頗ル良好ナル成績ヲ呈セリ茲ニ於テ乎郵便振替貯金拂
出證書ニ對シテモ明治三十九年五月遞信省令第十八號ヲ以テ前記ノ規則ヲ準用シ郵便爲替證
書ト同様ノ利便ヲ附與セラル、ニ至レリ今其ノ郵便爲替證書線引讓渡規則ノ大要ヲ擧クレハ
第一 郵便爲替證書ハ其裏面ニ二條ノ並行線ヲ畫シ銀行ニ對シテ任意ニ之ヲ讓渡スルヲ得
ルコト

第二 前項ノ爲替證書ヲ以テ銀行ヨリ爲替金ノ拂渡ヲ請求シタル場合ニ於テハ拂渡郵便局
ハ其差出人及受取人ノ宿所氏名ヲ尋問セス直ニ之カ拂渡ヲ爲スコト

第三 郵便官署ハ手形交換所々在地ニ限リ組合銀行ノ請求アルトキハ特ニ定ムル交換方法
ニ依リ線引ヲ爲シタル郵便爲替證書ニ對シテ拂渡ヲ爲スコトアルコト

前叙ノ方法ニ就キ之ヲ見ルニ線引讓渡ハ手形交換所ニ於テ交換拂ヲ執行スル場合ニ於テコソ
其効果ノ多大ナルモノアルモ否ラサル場合ニ於テハ單ニ受取人カ線引ノ手續ヲ以テ其證書ヲ
銀行ニ讓渡シ銀行ハ郵便局ヨリ特別簡易ノ手續ニ依リ之カ拂渡ヲ受クルコトヲ得ルニ過キサ

ルヲ以テ特ニ叙述スルノ要ヲ見サルモ交換拂ニ關シテハ其沿革及取扱方法等ニ就キ説明ヲ要スヘキモノナキニアラス次節以下ニ於テ其梗概ヲ摘録セン

四十

第三節 拂出證書ノ交換拂

第一款 手形交換ノ大要

手形交換所ハ其組合銀行ヨリ毎日時間ヲ定メテ行員ヲ派出シ相互ニ手形ノ交換ヲ爲ス所ノ各銀行間ニ於ケル金融上ノ必須機關ニシテ我國ニ於テハ現時東京、大阪、京都、横濱、神戸、名古屋等ノ各地ニ此ノ種交換所ノ設ケアリ而シテ我カ郵便官署カ之ニ参加スルニ至リタルハ實ニ明治三十四年ニシテ前述ノ郵便爲替證書線引讓渡規則ノ實施ニ依リ郵便爲替證書ノ交換拂ヲ爲シタルニ始マリ尋テ外國郵便爲替證書及郵便取立金取立濟通知書ニ對シテモ亦交換拂ヲ爲スコトヲ許サレ降テ明治三十九年三月ニ至リ振替貯金業務ノ實施セラレテヨリ二月ヨリ經テ同年五月ニ至リ遞信省令第十八號ヲ以テ郵便振替貯金拂出證書モ亦郵便爲替證書ニ準シ交換拂ヲ爲シ得ルコトニ追加セラレタリ今東京外五ヶ所ノ組合銀行ニ於テ設立シタル手形交換所ノ交換規定ヲ見ルニ孰レモ大同小異ニシテ其ノ重ナル事項ヲ擧クレハ左ノ如シ

第一 手形交換參加銀行

手形交換ニ參加スヘキモノハ各所在地ニ於ケル銀行集會所ノ組合銀行タルヘキモノニシテ同地日本銀行本支店又ハ出張店等(以下單ニ日本銀行ト稱ス)ト當座勘定ヲ開キタルモノニ限ルコト但

シ組合以外ノ銀行ト雖トモ組合銀行ノ同意ヲ得テ組合銀行ニ代理交換ヲ委託スルコトヲ得ルコト

第二 保證品提供

組合銀行ハ保證金トシテ左ノ區別ニ依リ公債證書ヲ交換所ニ預ケ入レ置クコト

(イ) 保證金一萬圓 東京、大阪、横濱各組合銀行

(ロ) 同 五千圓 京都、神戸、名古屋各組合銀行

第三 交換方派出

前項ノ組合銀行ハ日曜日其他大祭祝日等一般ノ休暇日ヲ除クノ外毎日所定ノ時間内ニ交換方(交換員ノ通稱トス)トシテ行員ヲ交換所ニ派出シ互ニ手形ノ交換ヲ爲シ其交換ノ結果トシテ生スル所ノ差引殘高ハ日本銀行ニ於ケル自行ノ當座勘定貸借振替ヲ以テ結了セシムルコト

第四 交換時間

各地ノ交換所ニ於ケル手形交換ノ開始時刻ハ土地ノ狀況ニ應シ異ナレルモノアルモ交換所要時間ハ三十分間ヲ超ユルモノナキカ如シ

第五 手形交換

各銀行ノ交換方ハ自行ニ引受ケタル各種ノ手形即チ當日交換所ニ持出シテ他行ノ交換方ニ交付スヘキ手形ヲ其ノ手形ニ對シテ支拂ヲ爲スヘキ義務アル銀行別ニ區分假綴シテ之ニ合計表ヲ添付シ所定ノ交換時間内ニ互ニ手形ノ交換ヲ爲シタル上自行ヨリ持出シタル手形ノ

總金額ト他行ノ交換方ヨリ交付ヲ受ケタル手形ノ總金額ト記載シ差引殘高ヲ附シタル交換殘高表ナルモノヲ作成シ證印ノ上交換所ノ決算員タル監事ニ差出スコト

第六 交換計算ノ監査

監事ニ於テ各銀行ノ交換方ヨリ交換殘高表ヲ受ケタルトキハ之ニ依リ手形交換總決算簿ニ相當記入ノ上貸借金額ノ合計ヲ付シ計算ノ正確ナルコトヲ確メタル上各銀行ノ交換方ヲシテ交換尻振替ノ手續ヲ爲サシムルコト

第七 交換尻ノ振替

各銀行ノ交換方ニ於テ監事ヨリ交換尻振替手續ヲ要スヘキ旨ノ通告ヲ受ケタルトキハ左ノ區別ニ依ル相當手續ヲ爲スコト

(イ)

交換尻ノ借方トナリタル銀行ノ交換方ハ自行ノ當座勘定ヨリ各組合銀行ノ貸方勘定ヘ振替ヲ要スル旨ノ請求書ヲ作り直ニ之ヲ日本銀行ニ持參シ同行ヨリ交換尻振替濟ノ報告書ヲ受取リ監事ニ差出シ振替濟ノ證印ヲ受クルコト

(ロ)

交換尻ノ貸方トナリタル銀行ノ交換方ハ各銀行ノ當座勘定ヨリ自行ノ貸方勘定ヘ振替ヲ要スル旨ノ請求書ヲ作り監事ノ證明ヲ得テ直チニ之ヲ日本銀行ニ持參シ同行ヨリ交換尻振替濟ノ報告書ヲ受取ルコト

第八 交換高總決算

監事ハ當日ノ交換總決算ヲ終リタルトキハ直ニ總決算表ヲ作り記名調印ノ上之ヲ日本銀行

ニ差出スコト

第九 交換尻ノ振替不足

交換上借方トナリタル銀行ニ於テ日本銀行ノ自行當座勘定ニ不足ヲ出シタル場合ニハ當日直ニ其不足額ヲ日本銀行ニ拂込ムコト、シ若シ拂込マサルトキハ日本銀行ハ速ニ其事由ヲ記載シテ監事ニ通告シ監事ハ當該銀行ヲ督責シテ之カ拂込ヲ爲サシムルコト

第十 振替不足金ノ處分

前項ノ場合ニ於テ當該銀行ヨリ拂込ヲ爲サ、ルトキハ監事ハ翌日交換時間迄ニ決算ヲ繰戻シ其銀行ノ持歸リタル手形ヲ引揚ケ相手銀行ニ返戻シ手形支拂未濟ノ處理ヲ爲スコト

第十一 不渡手形ノ處分

交換所ニ於テ交換シタル手形中ニ不渡ノモノアルトキハ其銀行ハ當日直ニ其事由ヲ記載シテ之ヲ持出シタル銀行ニ返却シ其ノ銀行ノ預リ證ヲ徴シ置キ次回ノ交換ニ付スルコト、シ萬一其手續ヲ爲サ、リシトキハ不渡トシテ返却ノ効ナキモノトスルコト

第十二 保證品賣却及組合除名

組合銀行中第九項ノ手續ヲ爲サ、ルモノアルトキハ交換所ハ豫テ預リ置キタル保證品ヲ賣却シテ相當處分ヲ爲シ且其銀行ヲ除名スルコト

各地ノ手形交換所ニ於ケル交換規定ハ前掲ノ外經費ニ關スル事項役員ニ關スル事項罰則ニ關スル事項其他詳細ニ涉ルモノアルモ茲ニ叙述ノ必要ヲ認めサルヲ以テ之ヲ省略ス

第二款 郵便官署ノ交換加入

各地ノ手形交換所ニ於ケル手形交換ノ大要ハ前既ニ述ヘタル所ノ如シ而シテ郵便官署カ手形交換ニ加入スルニ至リタル順序及其取扱方法等ニ關スル重ナル事項ヲ摘記スレハ左ノ如シ

第一 手形交換所ニ郵便局員ノ派出

各地ノ手形交換所ニ於テハ郵便爲替證書線引讓渡規則ノ定ムル所ニ基キ郵便爲替證書ノ交換拂取扱方ヲ遞信大臣ニ稟請シ來リタルヲ以テ遞信大臣ニ於テ之ヲ認可シ東京交換所ニハ明治三十四年六月一日ヨリ大阪京都神戸ノ三交換所ニハ同年七月一日ヨリ又横濱名古屋兩交換所ニハ三十六年三月一日ヨリ各所在地ノ郵便局員ヲ交換方トシテ派出セシムルコトハナレリ

第二 金庫保管金引出切符振出

郵便局ヨリ交換方トシテ交換所ニ派出シタル吏員ニ於テ各銀行ノ交換方ヨリ郵便爲替證書等ノ交付ヲ受ケタルトキハ其總金額ニ對シテ直ニ金庫保管金引出切符ヲ作成シ之ヲ日本銀行ノ交換方ニ交付シ之ニ依リ當日ノ交換計算ヲ結了セシムルコト

第三 交換拂厘位切捨

各組合銀行ニ於テハ總テ厘位ノ計算ヲ爲サス厘位ハ之ヲ除棄スルコト、ナシ居ルヲ以テ郵便爲替證書ノ交換拂ニ對シテモ亦之ト同様厘位ノ計算ヲ爲サルコト、シ依テ生スル所ノ

拂渡剩餘金ハ之ヲ歲入金へ受入計理スルコト

第四 爲替振出請求書等ノ回收

交換拂ニ對シテハ證書ト之ニ對スル振出請求書等トノ對照ヲ爲サスシテ直ニ拂渡計理ヲ了スル仕組ナルヲ以テ交換所ヨリ歸局後直ニ自局振宛ニ係ルモノニアリテハ其保管ニ係ル振出請求書等ト對照シ又他局振宛ニ係ルモノニ在リテハ該請求書等廻送方ノ照會ヲ爲シ其到着ヲ待テ相當處理スルコト

第五 手形交換所ノ經費

交換所組合銀行ハ孰レモ交換所ニ於ケル一切ノ費用ヲ分擔スヘキ規約ナルモ郵便官署ノ交換加入ニ付テハ郵便官署ハ何等ノ費用ヲモ負擔セサルコト

第六 其他ノ事項

郵便局ヨリ交換方トシテ手形交換所ニ吏員ヲ派出シ爲替證書等ノ交換ヲ爲スニ付テハ前叙ノ外尙特別ノ取扱ヲ要スルモノアルモ大体ニ於テハ總テ一般ノ交換規定ニ準據スルコト

第四節 振替貯金ト日本銀行トノ聯絡

從來加入者ニ於テ自己ノ貯金ヲ拂出ス場合ニ於テハ其ノ拂出金額十圓マテ五錢、五十圓マテ十錢、百圓マテ十五錢、五百圓マテ三十錢、千圓マテ五十錢ノ割合ニ依ル料金ノ支拂ヲ要シタルヲ以テ各銀行ニ於テハ他ノ加入者ヨリ自行ノ口座ニ貯金ヲ振替ヘラル、コトヲ却テ不利益ナリト

シテ商業上ノ取引ニハ之ヲ利用セサル傾向アリタルヲ以テ明治三十九年六月二十七日逓信省令第二八號ヲ以テ郵便振替貯金規則ニ改正ヲ加ヘテ日本銀行ト聯絡ノ方法ヲ開キ同年七月一日ヨリ之ヲ實施セラル、コト、ナレリ今其要點ヲ擧クレハ

第一 日本銀行ニ對スル振替方法

各銀行ニ於テ自行名義ノ振替貯金ヲ日本銀行ニ於ケル自行ノ當座勘定口ニ振替ヘントスルトキハ拂出書中拂出票及拂出通知票ノ各受取人指定欄ニ「日本銀行當座勘定口」ト記入シ一般ノ例ニ依リ相當記載捺印ノ上之ヲ管理所ニ送付シ管理所ニ於テハ之ニ依リ當該銀行ノ口座ヨリ貯金ヲ拂出シタル上當日各銀行ヨリ請求ニ係ルモノヲ一纏トナシ其總金額ニ對シテ一枚ノ振替貯金拂出證書ヲ作り之ニ各銀行ヨリ差出タル拂出通知票ヲ添ヘテ日本銀行ニ廻送シ日本銀行ハ其拂出證書ニ對シテ交換拂ノ方法ニ依リ之カ拂渡ヲ受ケタル上拂出通知票ニ依リ各銀行ノ當座勘定ニ組入ル、モノトス

第二 低廉ナル振替料金

前項ノ振替ニ對シテハ各銀行ハ金高ノ多寡ニ拘ラス一口ニ付僅ニ貳錢ノ料金ヲ支拂フノミニテ其ノ貯金ヲ拂出シ之ヲ日本銀行ニ於ケル自行ノ當座勘定口ヘ振替フルコトヲ得ルニ至リタルヲ以テ銀行業者ハ盛ニ振替貯金ヲ利用スルニ至レリ

第三 銀行會社等トノ聯絡關係

振替貯金ノ口座ニ加入セル銀行ト日本銀行トノ間ニ聯絡ノ通スルト同時ニ加入銀行ト會社

商店等トノ間ニモ亦自然聯絡關係ヲ見ルニ至レリ即チ各銀行カ會社又ハ商店等ヨリ自行ノ振替貯金口座ニ對シ巨額ノ拂込ヲ受クルモ其拂込ヲ受ケタル金額ハ隨時之ヲ日本銀行ニ於ケル自行ノ當座勘定口ヘ振替ヘ得ルヲ以テ拂込金ニ對シテハ之ヲ自行ニ於ケル當該拂込者名義ノ當座預金又ハ其他ノ計算ニ充テ一面其金高ヲ日本銀行ニ振替ヘテ現金引出ヲ爲シ若クハ之ヲ手形交換所ニ於ケル交換尻ノ決済ニ充ツル等隨意ニ之ヲ利用スルコトヲ得ルニ至レリ

振替貯金ト日本銀行トノ聯絡ハ前述ノ如ク銀行業者ハ勿論會社商店等モ亦多大ノ便益ヲ受クルニ至リタルヲ以テ爾來銀行業者ヲ始メ會社商店等巨額ノ取引ヲ爲スモノト雖モ振替貯金ヲ利用スルニ至リタルハ斯業一段ノ進歩ト云フヘシ(第六章第四節第一款附屬表參照)

第五節 局待拂ノ電話照覆

振替貯金事業創始當時ニ在リテハ振替貯金課事務室ハ日本橋側ナル東京郵便局分室ノ階上ニ在リタルヲ以テ局待拂ハ階下ナル東京郵便局爲替貯金課ト昇降器ニ依リ書類ノ受授ヲ爲シタリシカ漸次事業ノ増進ニ伴ヒ事務室ノ狹隘ヲ感スルニ至リタルヲ以テ明治三十九年九月六日事務室ヲ神田錦町三丁目十八番地ニ移シ其ノ翌日ヨリ専用電話ヲ使用シテ東京郵便局トノ間ニ局待拂ニ關スル必要事項ヲ照覆シ之カ取扱ヲ爲セリ今其取扱ニ關シ明治三十九年八月二十七日通第三五四一號ヲ以テ大臣ヨリ特ニ令達セラレタル所ノ要項ヲ擧クレハ

第一 局待拂請求受理

加入者ヨリ差出シタル印鑑票副本ハ總テ其ノ欄外餘白ニ主務者印ヲ押捺シタル上之ヲ東京郵便局ニ送付シ置キ而シテ同局ニ於テ局待拂ノ請求ヲ受ケタルトキ其拂出書ノ印影等ヲ該印鑑票副本ニ對照シ何等支障ナキコトヲ認メタル上直ニ電話ヲ以テ當該口座ノ貯金現在高ヲ管理所振替貯金課ニ照會スルコト

第二 口座現在高調査

管理所振替貯金課ニ於テ前號ノ照會ヲ受ケタルトキハ其請求金高及口座番號等ヲ摘録シ置キ之ニ對スル口座現在高ヲ調査シタル上拂渡ノ可否ヲ電話ニテ直ニ東京郵便局ニ回答スルコト

第三 現金交付

東京郵便局ニ於テ前項ニ依リ拂渡上差支ナキ旨ノ回答ヲ受ケタルトキハ請求人ニ對シ直ニ現金ノ拂渡ヲ爲スコト

第四 取扱金高累計照合

前各號ニ依リ局待拂事務取扱上金高ニ過誤ナキヲ期スル爲メ毎月最初ヨリノ局待拂出高累計ヲ毎回電話ヲ以テ照會スルコト、シ且當日事務ノ終ニ於テモ取扱總高ヲ交互ニ對照シ相違ナキヲ確ムルコト

電話照覆ノ方法ニ依ル局待拂ハ固ト事務室ノ關係上己ムヲ得サルノ措置ニ出テタルモノナリ

ト雖モ其實施ノ結果ニ就テ之ヲ見ルニ取扱上毫モ支障ナキ而已ナラス振替貯金課事務室ハ必スシモ之ヲ都府ノ中心點ニ求ムルノ要ナキヲ確カムルニ至レリ

第六節 口座ノ讓渡

振替貯金ノ口座ハ其口座主ヲ代表スルモノニシテ營業上密接ノ關係ヲ有スルノミナラス其口座番號ノ一般ニ周知セラレ居ルト否トハ之カ利用上ニ著シキ便否ノ差アルモノナルヲ以テ或ハ營業及商號ノ讓渡ト共ニ口座讓渡ノ必要ヲ生シ或ハ利用ノ繁ナルカ爲メニ口座番號ノ簡ニシテ記憶ニ便ナルモノヲ好ム者アル等自然口座讓渡ノ必要ヲ生スルニ至リタルヲ以テ讓受人ニ於テ其口座ニ屬スル一切ノ權利義務ヲ承繼スル場合ニ限リ之ヲ讓渡スルコトヲ得ルコト、シ明治三十九年六月遞信省令第二十九號ヲ以テ郵便振替貯金規則ニ改正ヲ加ヘ同年七月十日ヨリ實施セララル、ニ至レリ而シテ其讓渡ヲ爲ス場合ニハ讓渡人及讓受人連署ノ上口座ニ對スル一切ノ權利義務ヲ承繼スル旨ヲ明記シタル名義書換請求書ヲ管理所ニ差出シ管理所ニ於テ其請求ヲ承認シタルトキハ當該口座ノ名義ヲ書換ヘタル上讓受人ニ對シテ其旨ヲ通知スルト同時ニ印鑑票用紙ヲ送付シ讓受人ノ印鑑ヲ徴スヘキモノトス

第七節 料金ノ月纏徴收

郵便振替貯金ノ口座受拂登記料金ハ從來其受拂金ノ種別ノ如何ニ拘ハラズ總テ口座受拂ノ都

料 金 證 明 票 正 本

口 座 番 號 (氏 名 略 符)		日 附 印						
()								
種 別	金 額	千	百	拾	圓	拾	錢	厘
() 月分)	口 座 受 拂 登 記 料 金							
	取 立 金 送 達 料 金							

料 金 證 明 票

振第十九號

用紙適宜寸法適宜

(當時使用ノモノハ) 縦四寸二分 横四寸二分

料 金 證 明 票 副 本

口 座 番 號 (氏 名 略 符)		日 附 印						
()								
種 別	金 額	千	百	拾	圓	拾	錢	厘
() 月分)	口 座 受 拂 登 記 料 金							
	取 立 金 送 達 料 金							

振第十九號

用紙適宜寸法適宜

(當時使用ノモノハ) 縦四寸二分 横四寸二分

度當該口座ヨリ差引徴收スヘキ規定ナリシモ左ノ各號ニ該當スル場合ノ如キ口數ニ一定ノ料
 金ヲ乘シテ算出シ得ヘキモノニアリテハ其一ヶ月分ヲ合計シテ其合計口數ニ二錢ヲ乘シ月計
 ニ依ル料金ヲ一度ニ取纏メテ當該口座ヨリ差引徴收スルコト、セハ計算上ノ關係手數ヲ著シ
 ク省略シ得ルヲ以テ明治四十年一月一日ヨリ此等一口二錢ノ登記料金ハ總テ一ヶ月分ヲ取纏
 メ翌月中ニ當該口座ヨリ差引徴收スルコト、シ明治三十九年十二月三日遞信省令第五十三號
 ヲ以テ郵便振替貯金規則中ニ改正ヲ加ヘ同時ニ從來ノ料金ニ關スル證明書トシテ調製シタル
 口座差引徴收金明細票ナルモノヲ簡單ノ様式ニ依ル料金證明票ナルモノニ改メ而シテ同證明
 票ハ一ヶ月分取纏メ差引徴收スヘキ場合ノ料金證明ノ證據書ニ用フルノ外其都度差引徴收ス
 ル所ノ取立金送達料金ノ證明ニモ之ヲ用フルコト、シ又是等各種料金額ト等シク口座差引徴收
 金明細票ヲ使用シ居タル現金拂料金額ノ證明ハ拂出内譯票記載ノ料金額ニ依リ又用紙代金ニ
 對シテハ用紙送付書ニ記載シアル代金額ニ依リ之ヲ證明スルコトニ定メラレタル等各種料金
 及用紙代金等ノ口座差引徴收金ノ取扱ニ關シ非常ナル簡易方法ヲ採ルニ至レリ

第一 加入者又ハ加入者以外ノ者ヨリ現金又ハ證券ヲ以テ加入者ノ口座ニ拂込タル場合
 第二 他ノ加入者ノ口座へ振替ノ爲メ自己ノ口座ノ貯金ヲ拂出シタル場合
 第三 他ノ加入者ノ口座ヨリ自己ノ口座へ振替ノ爲メ受入レタル場合

振替貯金決算表

明治 年度

口座 番 號	氏 名	職 業	元				金				現 在 高
			拂 込		拂 出		振 替		現 在 高		
月次	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額	
越											
四											
五											
六											
七											
八											
九											
十											
十一											
十二											
一											
二											
三											

月次	利 子		備 考	
	加 利 子	減 利 子	預 定 元 加 利 子	
越				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
十				
十一				
十二				
一				
二				
三				

振第二十六號 用紙厚紙寸法適宜 (當時使用 縦八寸 横六寸)

第八節 口座決算方法ノ變更

郵便振替貯金制度ノ創業第一年タル明治三十九年中ニ於ケル毎月ノ口座受拂狀況ヲ見ルニ睡眠口座即チ二ヶ月間ヲ通シテ全ク活動セサル口座ハ僅ニ全加入者數ノ三割内外ニ過キサリ狀況ナルヲ以テ之カ月次決算ニ際シテハ實ニ七割内外ノ口座ヲ使用スルコト、ナリ日々ノ受拂事務取扱上使用する所ノ口座ノ大部分ヲ双方ニ使用スヘキ割合トナルニ至リ事務ノ敏活ヲ阻碍スルコト甚シキモノアリタルヲ以テ明治三十九年十二月三日公達第六百三十一號ヲ以テ新ニ振替貯金決算票ナルモノヲ設ケ明治四十年一月一日ヨリ實施シ以テ如上ノ不便ヲ避クルコト、ナレリ

第九節 拂込金監査方法ノ變更

振替貯金拂込金ハ各郵便局ヨリ直接送付ニ係ル證據書ニ依リ口座ニ登記スルモノナルヲ以テ其登記高ノ果シテ各郵便局ノ出納計算ト一致スヘキヤ否ヤヲ監査スルハ最モ必要ニシテ又頗ル困難ノ事タリ然ルニ事業創始ノ當時ニ在リテハ其ノ計算監査ノ方法餘リニ簡單ナリシカ爲メ却テ事故アルモ之ヲ發見スルコト能ハス頗ル苦シキ經驗ヲ嘗ムルノ己ムヲ得サルニ至リタルヲ以テ計算組織ニ改正ヲ加ヘラレタリ試ミニ創業當初ニ於ケル監査方法ノ梗概ヲ擧クレハ

第一 拂込金ノ受入報告

第三章 業務ノ改良施設 第八節 口座決算方法ノ變更 第九節 拂込金監査方法ノ變更 五十三

各郵便局ニ於テ拂込金ノ受入ヲナシタルトキハ其都度拂込通知票及記帳票ヲ受入報告書ニ添へ直接之ヲ管理所ニ送付シ拂込票ハ當日事務ノ終ニ於テ現金出納日報ニ添へ現金受入證據書トシテ所轄一等局經由ノ上管理所ニ廻送スルコト

第二 拂込金ノ口座登記

管理所ニ於テ前號ノ拂込通知票等ヲ受ケタルトキハ拂込通知票及記帳票ノ各事項ヲ受入報告書ニ對照シ其吻合ヲ認メ且違式背例ノ點ナキコトヲ確メタル上拂込通知票及記帳票ニ依リ口座登記計算其他加入者ヘノ通知手續等ヲ爲シ受入報告書ハ各局所ノ出納計算監査資料トシテ月次決算迄適宜整理保管シ置クコト

第三 拂込金ノ監査

月次決算ニ於テ口座登記計算ニ依ル受入報告書ノ月計ト各局ノ現金受入計算ニ依ル拂込票ノ月計トヲ計算月別府縣別各局別ニ對照シ其吻合ヲ確メ當該拂込金ニ關シ何等事故ナキヲ認ムルコト

前掲ノ如キ監査方法ヲ採リタルヲ以テ月次決算ニ至ル迄拂込金ニ關スル各種ノ事故ハ之ヲ發見スルコト能ハサルノミナラス之レカ爲メニ月次決算ヲモ亦困難ナラシメタリ思フニ拂込金ノ事故タルヤ一二ニシテ止マラスト雖モ其事故ノ重ナルモノヲ擧クレハ

第一 拂込ノ詐偽

拂込金ノ事實受入ナキモノニ對シ拂込通知票記帳票及受入報告書ヲ偽造シテ之ヲ管理所ニ

送付シ管理所ヲシテ加入者ノ口座ニ登記セシメ以テ加入者ヨリ金品其他ノ物件ヲ詐取スルヲ得ルノ姦誘手段ヲ採ルカ如キ不良ノ徒ノ乘シ得ヘキ餘地アルコト

第二 拂込金ノ私消

拂込金ニ對シテハ拂込通知票記帳票及受入報告書ヲ管理所ニ送付シ置キナカラ當日ノ出納計算ニハ現實受入ニ係ルモノヨリモ少額ニ計理シ若クハ全ク其ノ計理ヲ爲サシテ之ヲ私消スルモノアルコト

第三 口座重複受入

一口ノ拂込金受入ニ對シ誤テ二通ノ拂込通知票記帳票及受入報告書ヲ各局ヨリ提出シ來ルトキハ管理所ハ之ニ依リ口座登記ノ上加入者ニ重複通知ヲ爲シ加入者ヲシテ商品其他ノ物件ヲ二重ニ拂込人ニ送付セシムルカ如キコトアリ月次決算ニ至リテ漸ク之ヲ發見シ取消ヲ爲ス等加入者ノ迷惑尠カラサル場合アルコト

第四 口座登記ノ過不足

拂込金ノ受入高ニ對シ拂込通知票記帳票及受入報告書ノ金額ニ誤記アリテ加入者ノ口座ニ登記シタル金額ニ過不足アルモ月次決算ニ至ル迄之ヲ發見セス加入者及拂込人ニ迷惑ヲ蒙ラシムル場合アルコト

拂込金監査方法ニ於テ以上述べルカ如キ缺點アリタルヲ以テ明治四十年一月一日ヨリ一府縣毎ニ各郵便局ノ貯金記號順ニ依リ局番號ヲ設ケ拂込金受入ノ都度拂込書ニ其局番號及受附番

號ヲ附シ且從來現金出納證據書トシテ一等局ヲ經テ提出セシ拂込票ヲ拂込通知票及記帳票ト
 接續ノ儘直接之ヲ管理所ニ送付スルコトニ改メ受入報告書ヲ現金出納證據書ト爲シ同時ニ管
 理所ニ振替貯金拂込金記入票ナルモノヲ新設シ拂込金口座登記ノ都度拂込票ニ依リ拂込金ノ
 受入局別ニ拂込月日及金額等ヲ記入シ置キ追テ當該局ヨリ所轄一等局ヲ經テ受入報告書ヲ送
 付シ來リタルトキ其ノ受入月日及拂込金額等ヲ逐一記入票ニ對照シ其吻合ヲ認メ事故ナキコ
 トヲ確ムルコト、シ若シ事故アルトキハ其對照ノ際ニ直ニ之ヲ發見シテ速ニ相當處分ヲ爲シ
 得ルコト、シ明治三十九年十二月三日公達第六百三十一號ヲ以テ郵便振替貯金取扱規程中ニ
 改正ヲ加ヘラレタリ

拂込金記入票

拂 込 月 日	受 付 番 號	拂 込 金 額				到 着 月 日	拂 込 月 日	受 付 番 號	拂 込 金 額				到 着 月 日
		千	百	十	圓				千	百	十	圓	
	1						1						
	2						2						
	3						3						
	4						4						
	5						5						
	6						6						
	7						7						
	8						8						
	9						9						
	0						0						
	1						1						
	2						2						
	3						3						
	4						4						
	5						5						
	6						6						
	7						7						
	8						8						
	9						9						
	0						0						
	1						1						
	2						2						
	3						3						
	4						4						
	5						5						
	6						6						
	7						7						
	8						8						
	9						9						
	0						0						

振第二十七號 用紙厚紙寸法適宜 (當時使用) 縦八寸五分 横五寸五分

第三章 業務ノ改良施設 第九節 拂込金監査方法ノ變更

第十節 拂込書ノ隨時發送

從來各郵便局ニ於テ受入タル振替貯金ノ拂込書ハ毎日事務ノ終リニ於テ當日分ヲ悉皆取纏メタル上管理所ニ發送スヘキ規定ナリシヲ以テ拂込金受附後事務締切前ニ發送シ得ヘキ郵便差立便アル場合ト雖モ之レカ發送ヲ爲スコト能ハスシテ事務締切後ニ於ケル最近便ヲ待チ差立ツヘキ順序トナリ拂込書ノ管理所ニ到達スルヲ遅カラシムル而已ナラス一日ニ郵便差立回数ノ僅ニ一回ニ過キサカ如キ山間僻地ニ在ル各局ノ取扱ニ係ルモノニアリテハ之カ爲メニ全ク一日間ノ延着ヲ來スモノアルコト蓋シ珍シカラサル狀況ナリシヲ以テ明治四十年一月一日ヨリ該拂込書ヲ受附後ニ於ケル最近便ヲ以テ發送スルコトニ明治三十九年十二月三日公達第六百三十一號ヲ以テ改正ヲ加ヘラレタリ

第十一節 用紙ノ改正及新設

第一款 拂込書用紙ノ改正

郵便振替貯金拂込書用紙ハ拂込票拂込通知票、記帳票及受領票ノ四部分ヨリ成リ而シテ其ノ四部分中拂込票及拂込通知票ハ拂込人ニ於テ記入シ記帳票及受領票ハ取扱郵便局ニ於テ之ヲ記入スヘキモノトス然ルニ該拂込書用紙中加入者ノ請求ニ依リ管理所ノ發行ニ係ルモノハ其住所氏名及口座番號ヲ印刷シアルモ明治三十九年七月十日ヨリ各郵便局ニ備ヘ付ケ置キ拂込人

ノ希望ニ依リ必要ニ應シテ交付スル所ノ拂込書用紙ハ拂込人ニ於テ之カ記載ヲ爲サ、ルヘカラサルヲ以テ其煩ヲ省ク爲メ明治三十九年六月二十八日公達第三百二十八號ヲ以テ郵便振替貯金取扱規程中ニ改正ヲ加ヘ拂込書用紙ノ四部分孰レモ加入者住所氏名欄ヲ加入者氏名ト改メラレタリ

受領票	記帳票	拂込通知票	拂込票																																																																																												
<div style="float: left; width: 20px;">振第七號</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">拂込人</th> <th style="width: 15%;">一金</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 15%;">加入者</th> <th style="width: 15%;">番口座</th> </tr> <tr> <td colspan="6" style="height: 100px;">殿</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">印附日局付受</td> </tr> </table>	氏名	拂込人	一金	住所	加入者	番口座	殿						印附日局付受						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">拂込人</th> <th style="width: 15%;">一金</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 15%;">加入者</th> <th style="width: 15%;">番口座</th> </tr> <tr> <td colspan="6" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">印附日局付受</td> </tr> </table>	氏名	拂込人	一金	住所	加入者	番口座							印附日局付受						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 15%;">拂込人</th> <th style="width: 15%;">一金</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 15%;">加入者</th> <th style="width: 15%;">番口座</th> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">※</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">※明治 年 月 日 拂込</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">管理所日附印</td> </tr> </table>	氏名	住所	拂込人	一金	住所	加入者	番口座	※							※明治 年 月 日 拂込							管理所日附印							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 15%;">拂込人</th> <th style="width: 15%;">一金</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 15%;">加入者</th> <th style="width: 15%;">番口座</th> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">※</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">※明治 年 月 日 拂込</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">管理所日附印</td> </tr> </table>	氏名	住所	拂込人	一金	住所	加入者	番口座	※							※明治 年 月 日 拂込							管理所日附印						
氏名	拂込人	一金	住所	加入者	番口座																																																																																										
殿																																																																																															
印附日局付受																																																																																															
氏名	拂込人	一金	住所	加入者	番口座																																																																																										
印附日局付受																																																																																															
氏名	住所	拂込人	一金	住所	加入者	番口座																																																																																									
※																																																																																															
※明治 年 月 日 拂込																																																																																															
管理所日附印																																																																																															
氏名	住所	拂込人	一金	住所	加入者	番口座																																																																																									
※																																																																																															
※明治 年 月 日 拂込																																																																																															
管理所日附印																																																																																															
製局印月二年九十三治明	製局印月二年九十三治明	省信選 製局印月二年九十三治明	省信選 製局印月二年九十三治明																																																																																												

面裏票知通込拂

面裏票帳臺

面裏票領受

欄載記文信通

注意

- 一此の用紙は加入者の請求に依り郵便爲替貯金管理所より之を交付するものとす
- 一加入者は自己の口座に對し振替貯金の拂込を爲すべき者に豫め此の用紙を配付せらるへし
- 一振替貯金の拂込を爲さむとするときは此の用紙中拂込票及拂込通知票相當の部()を併し()に拂込金額、拂込年月日及拂込人の住所氏名を記載し受領票及記帳票の部接續の儘現金(又は郵便爲替證書、郵便取立金取立濟通知書、中央金庫に於て支拂はるべき仕拂命令券)と共に郵便局所に差出し受領票を受取るへし
- 一拂込票及拂込通知票に記載すべき金額及拂込年月日等は其の字體を明瞭正確に記載し一二三十の數字は壹貳叁拾の文字を用ひらるへし
- 一拂込通知票裏面の通信文記載欄には拂込人に於て拂込金に關する事項は勿論其の他拂込人より加入者に宛てたる各種の通信文を記載することを得るものとす
- 一拂込金に對する受領票の金高其の他に相違あるときは直ちに其の更訂を求めらるへし
- 一受領票は振替貯金拂込の證據となるべきものなるに依り大切に之を保管せらるへし

第二款 拂出證書用紙ノ改正

從來振替貯金ノ現金拂渡ヲ爲スヘキ場合ニ於ケル拂渡郵便局ノ取扱方法ヲ見ルニ拂渡郵便局ニ於テハ受取人ノ正否ヲ確ムル爲メ現金ノ交付ニ先チテ加入者及受取人ノ住所氏名ヲ尋問シ其答辯カ豫テ管理所ヨリ廻付シアル案内書タルヘキ拂出通知票ニ符合スルコトヲ確メ現金ノ拂渡ヲ爲スヘキ仕組ナルニ拘ハラス其拂出證書ニハ口座番號記載欄ノ設ケアリテ受取人ハ其口座番號ニ基キ加入者名簿ヲ繕ケハ直チニ之ニ對スル加入者ノ何人ナルカヲ知ルヲ得テ其住所氏名モ自ラ判明スヘキ状態ニ在リ從テ拂渡郵便局ニ於ケル加入者及受取人住所氏名ノ尋問ハ必スシモ正當受取人タルコトヲ確ムヘキ資料タルコトヲ得ス爲メニ拂渡郵便局ノ尋問ヲシテ豫期ノ効果ナカラシムヘキ一奇觀ヲ呈スルニ至ルヘキヲ以テ明治三十九年七月十日ヨリ該拂出證書ノ口座番號欄ヲ削除スルコトニ明治三十九年六月二十八日公達第三百二十八號ヲ以テ郵便振替貯金取扱規程中ニ相當改正ヲ加ヘラレタリ

振替貯金出算票	
拂渡局所名	備考
調製主任 検査主任	
一金	
發行日附印	證書番號 口座番號
	拂渡監査票

用紙適宜寸法適宜(當時使用ノモノハ) 縦五寸二分 横五寸五分

振替貯金出證書	
拂渡局所名	受取人此處に記し 印名に調し
右金額此證書引換ニ可相渡候也	
一金	
發行日附印	證書番號 口座番號
	拂渡日附印

用紙適宜寸法適宜(當時使用ノモノハ) 縦五寸二分 横五寸五分

省 信 遞

明治三十三年九月號

第三款 口座用紙ノ改正

從來使用セル振替貯金口座用紙中受拂ノ都度使用スヘキモノトシテハ口座登記年月日欄ヲ除クノ外僅ニ拂込及拂出ノ二欄アルニ過キスシテ受拂口數ノ記載欄ナキ而已ナラス拂出ニ在リテモ現金拂出ニ係ルモノト振替拂出ニ係ルモノトノ區別ナク爲メニ當該口座ノ受拂狀況ヲ明瞭ナラシムルコト能ハサル嫌アリタルヲ以テ明治三十九年十二月三日公達第六百三十一號ヲ以テ該用紙ヲ左ノ如ク改正シ明治四十年一月一日ヨリ實施スルコトニ定メラレタリ

振替貯金口座

口座番號	氏名	職業				
口座開設年月日	明治 年 月 日	備考				
基本預金額						
年	拂込	現金	振替	出	替	現在高
月日	口數 金額	口數 金額	口數 金額	口數 金額	口數 金額	口數 金額
	十萬 千 百 十 十 錢 厘	十萬 千 百 十 十 錢 厘	十萬 千 百 十 十 錢 厘	十萬 千 百 十 十 錢 厘	十萬 千 百 十 十 錢 厘	十萬 千 百 十 十 錢 厘

振第三號

用紙厚紙寸法適宜 (當時使用ノモノハ横五寸三分)

第三章 業務ノ改良施設 第十一節 用紙ノ改正及新設

第四款 受拂通知票用紙ノ改正

從來ノ振替貯金受拂通知票用紙ハ受入金ノ部及拂出金ノ部ノ孰レニモ合計ヲ附シ其受入金合計ニ越高ヲ加ヘテ受入ノ部ニ總計ヲ附シ一面拂出金合計ニ預金現在高ヲ加ヘテ拂出ノ部ニ總計ヲ附シ各其ノ總計ノ吻合ヲ認メ計算ノ正確ナルコトヲ證明スヘキ仕組ナリシモ之カ爲メ加入者ニ於テハ却テ自己ノ口座ノ預金現在高ヲ誤認スル虞アリシヲ以テ明治四十年一月一日ヨリ受拂通知票用紙ヲ左ノ如ク改正シ頗ル簡略ナル記載方法ヲ採リテ越高受入高拂出高現在高等ノ順序ニ記載スルコト、シ明治三十九年十二月三日公達第六百三十一號ヲ以テ郵便振替貯金取扱規程中ニ改正ヲ加ヘラレタリ

振替貯金受拂通知票

第 號

摘要	口數	金額					名所者加 氏住入	番口 號座
		拾萬	千	百	拾圓	拾錢厘		
越高								
受入高								
現金受入								
振替受入								
證券受入								
利子受入								
拂出高								
現金拂出								
振替拂出								
局待拂								
差引徴收金								
現在高								

貴殿口座ニ對シ本日上記ノ通受拂致候ニ付別紙證據書類相添此段及御通知候也

郵便爲替貯金管理所

原 票
通知票番號
第 號
取 扱 月 日
月 日
現 在 高
拾萬千百拾圓拾錢厘
備 考

振第十三號 用紙適宜寸法適宜 (當時使用 縦五寸五分 横五寸)

第三章 業務ノ改良施設 第十一節 用紙ノ改正及新設

第五款 再度證書用紙ノ新設

振替貯金ノ加入者又ハ受取人ニ於テ振替貯金拂出證書ヲ亡失若クハ毀損汚斑シ又ハ證書ノ有効期間即チ六十日ヲ經過シタル場合ニ於テ加入者又ハ受取人ノ請求ニ依リ管理所ニ於テ之ニ對スル再度證書ヲ發行スルトキハ一般ノ振替貯金拂出證書用紙ヲ用ヒテ拂出金額拂渡郵便局名其他相當事項ヲ記載シ尙其ノ金額記載ノ左方餘白ニ原證書ノ發行年月日及證書番號ヲ又上部欄外餘白ニ『再度』ノ文字ヲ附記シ來リタルモ漸次事業ノ増進ニ伴ヒ一般振替貯金拂出證書發行數ノ増加ト共ニ再度證書ノ發行數モ著シク増加シ來リタルニ依リ明治三十九年七月十日ヨリ新ニ左ニ示スカ如キ再度振替貯金拂出證書用紙ヲ設ケ以テ一般ノ拂出證書用紙ト區分使用スルコト、シ明治三十九年六月二十八日公達第三百二十八號ヲ以テ郵便振替貯金取扱規程中ニ相當改正ヲ加ヘラレタリ

再度振替貯金拂出證書

振替貯金 第一二四號

用紙適宜寸法適宜 (當時使用ノモハハハ横五寸五分)

拂渡局所名 受取人 是處 記名 御印

郵便爲替貯金管理所

右金額此證書引換ニ可相渡候也

發行日附印	番號書	原證書番號	年發原證書年月日
再〇〇〇〇一五	再〇〇〇〇一五		年 月 日

拂渡日附印

省 信 遞

第四章 口座加入ノ勧誘

第一節 振替貯金手引ノ配布

郵便振替貯金ハ最モ進歩セル金融機關ナルモ埃、洪國及瑞西國ノ外他ノ文明諸國ニ於テハ未タ之カ實行ヲ見サル所ニシテ我邦ニ於テモ事業創始ノ際ニ在リテハ國民一般ニ斯業ニ對スル智識全然缺如シテ其利用方法并ニ利便特長ノアル所ヲ知ラス故ニ管理所ニ於テハ廣ク之ヲ一般公衆ニ周知セシムルノ方法ヲ講スルヲ以テ實ニ創業當時ニ於ケル唯一ノ緊要事項トナシ先ツ以テ東京市内ニ於ケル重ナル商店、銀行、會社、新聞雜誌社其他金錢ノ取引頻繁ナル商工業者凡ソ八千餘名ニ對シ加入勧誘書ニ「郵便振替貯金の手引」ト題スル小冊子及口座加入請求書用紙ヲ添ヘ發送シ又各一等局ニ於テモ該小冊子ヲ各管轄區内一般へ配付スル等兩々相待テ口座ノ加入ヲ勧誘シタルヲ以テ其利便特長等ハ忽ニシテ一般商工業者ノ知ル所トナリ實施後口座ノ加入ヲ申込ミ來ル者漸次多キヲ加フルニ至レリ今其當時配布シタル勧誘狀及添屬書類ヲ左ニ示サ

拜啓

本月一日より施行相成候郵便振替貯金制度は當所に計算口座を設け受拂を登記し日々其受拂高及現在殘高を證據書類と併せて各加入者に通知する仕組にして其利便とする二三の例を擧ぐれば

- (一) 加入者は現金受授の手續を省略し得ること
- (二) 加入者は他人をして爲替料郵便料等を要せず又詐僞過失等事故を生ずる虞なくして自己の口座に對し確實安全に拂込を爲さしめ得ること
- (三) 加入者は他の加入者と相互に振替計算を爲し得ること
- (四) 加入者は低廉なる料金にて全國何地に在る者を問はず廣く受取人を指定し現金の拂渡を爲し得ること
- (五) 加入者は他人をして自己の口座に拂込を爲さしむるとき及他の加入者と振替計算を爲すときは郵便料を要することなく其用紙には通信文をも記入し得ること

等専ら金錢の取引を圓滑ならしむる趣旨にして全國都鄙に普及せる六千有餘の郵便局に於て取扱を爲す儀に候得ば銀行、會社、商店、俱樂部、協會、新聞雜誌社は勿論其他廣く金錢の取引を爲す向に於て之を利用せば其の便益多大に有之且振替貯金の現在高に對しては年三分六厘の利子を付するものなれば金錢取引上の確實と簡便を得るの外利殖をも見る事を得べき義に有之候間此際至急御加入相成度別冊手引相添此段得貴意候 敬具

明治三十九年三月

郵便爲替貯金管理所

殿

金銭取引の便法 郵便振替貯金の手引
逓信省發行

一郵便振替貯金に関する御不審の事項は、最寄郵便局又は郵便爲替貯金管理所振替貯金課に御問合せは、詳しく説明致します。

二郵便爲替貯金管理所の振替貯金課は、東京日本橋區四日市町十二番地(日本橋區)電話本局八三二(一)で、事務を執つて居ます。

三此手引の御入用の方は、右の振替貯金課に御申越しおれば、何時でも差上げます。

注 意

郵便振替貯金の手引目次

緒言.....七五

此手引發行の趣旨―振替貯金の意義―主なる利用者―外國に於ける此制度の狀況

振替貯金の組織.....七七

受拂口座の開設―受拂の假例説明

振替貯金の特長、便利利益.....七八

現金受渡手數の省略―安全なる送金方法―利用範圍の廣大―無料通信の便利―料金の低廉―證券拂込の便宜―加入者以外の者の利益―局待拂の便利

加入請求の手續.....七九

加入請求書の書式―請求書提出の方法―拂込書、拂出書用紙の代價―印鑑票の調製方法―印鑑票提出上の注意

拂込の手續.....八四

拂込書の様式―拂込書の配付方―拂込書の使用方―拂込人の料金不要―拂込金の口座登記―拂込に就ての注意―證券に依る拂込―拂込得る證券の種類―其拂込方法―無料通信の方法並に其利用―拂込方法利用の例―私製拂込書調製の條件―其利用方法

拂出の手續.....九〇

拂出書の様式―拂出書使用方―口座振替の場合並に無料通信の方法―拂出金の口座登記―現金拂渡の場合―金高の制限―現金受取方法―局待拂の場合―其使用の注意―拂出請求上の注意―拂出方法利用の例

料金及用紙代金等.....九五

料金―料金の種別―料金の割合―差引徴收の利便―郵便料の節約―用紙代金―取立金送達料金―口座差引徴收金明細票の様式

受拂計算通知.....九四

振替貯金には通帳なし—振替貯金受拂通知票の様式—其内容の説明—細目の調べ方—拂込金に對する附屬證據書類—拂出金に對する附屬證據書類—口座差引徴収金に對する附屬證據書類

用紙請求の手續.....一〇三

用紙請求書の様式—請求の便利—請求書提出方法—用紙の受領方

改印の手續.....一〇五

印鑑票用紙請求の方法—印鑑票用紙請求書の書式—正當加入者證明の方法—改印票提出上の注意

脱退請求の手續.....一〇六

脱退請求書—脱退者官報公示—口座の決算—貯金残額及基本預金の始末—最終殘金の受領方—其の料金

其他の必要事項.....一〇七

加入者名簿の配布—金高の無制限—普通貯金者の加入—利率の割合及附與方法

郵便振替貯金規則.....一〇八

郵便振替貯金の手引

緒言

金錢取引上の一便法たる郵便振替貯金規則は、愈々本年三月一日より實施となりました。此の制度の組織や取扱手續の大體は當時新聞紙の報道に依つて略御承知と考へますが、未だ充分詳細に悉さない點もあるので、尙爰に其趣旨と手續との詳細を述べて、一は此便利なる機關の利用を御勧めし、一は加入者の手引と致さうと存じます。

抑も振替貯金と申すのは、金錢の取引ある人の預け金を、帳簿の上で受拂して、相互の貸借を濟ますといふ意味であつて、名こそ郵便振替貯金と申せ、其主旨とする所は、金を蓄へるといふよりも、寧ろ現金受渡の面倒を省き、又現金保管の危険を避くるにあるので、隨て主に各種の商店、商會、銀行、會社、新聞雜誌社、俱樂部又は會の様な、常時多數の人を相手として、金錢の取引を爲す方の利用を目的とするのであります。試みに

外國に於ける振替貯金制度の狀況

外國の狀況

を申上げると、與地利は此制度の最も隆盛な國であつて、同國では夙く西曆千八百八十三年(明治六年)即ち今から約二十餘年前から此の制度を實施し、爾來年々非常の勢で發達して、現今では頗る盛況を呈して居ります。今千九百四年(明治十七年)の統計に依て、同國に於ける本制度の狀況を述べます。同年末の現在口座數即ち預人員は、六萬二千三百二十九人、現在預金高は、二億五千八百七十六萬六千二十八クローネ(一クローネは凡我に當る)に達して居ります。而して其年中の受拂高を見ますと

拂込件数は 二千七百四十二萬三千七百二十三件
 其金高は 七十四億二千四百五十五萬八千六百三十三クローネ
 拂出件数は 六百七十五萬千八百八十五件
 其金高は 七十四億三千六百三十二萬六千二百四十クローネ
 即ち總高で申すと、受拂件数は三千四百七十七萬四千九百八件、受拂金高は百四十八億六千八十八萬四千八百四十三クローネの巨額に達して居ります。此高を見ましても、如何に此制度が盛況に達して居るかが判ります。又其加入者即ち此制度の利用者の種類を調べて見ると、勿論有らゆる階級に涉つて居りますが、六萬二千餘の加入者の内で大部分を占めて居る者の職業別を擧げると

- 第一 商人 三萬三百八十六
- 第二 製造業者 七千四百十八
- 第三 會社及組合 五千六百三
- 第四 工藝家 五千四百七十九
- 第五 法律家 二千七十九
- 第六 官公署 二千三十九

其他銀行、保險業者等は主なるものになつて居りまして、之に依て此制度の主なる利用者の範圍が想像されます。

振替貯金の組織

埃國に於ける上述の盛況は、其他の各國でも頗る注意する所となりまして、佛、獨、白の各國の如きも或は委員を同國に派遣等して、此制度の利害得失に關し調査して居る有様で、瑞西の如きは、既に本年一月から實施して居るのであります。我國でも數年前から、此制度の利害得失に關して攻究して居りましたが、昨年七月郵便貯金法の制定と共に、其法律中に之れに關する規定を認め、本年三月から漸く實施することゝなつたのであります。

却説如何なる理由で、現金受渡の面達が省かれ、又現金保管の危険が避けらるゝかと云ふことは、其手續を逐一記述すれば、自然判明致しますが、始から細かい手續を書くこと、却て錯雜しますから、了解の捷徑として、先づ仕組の大體を述べ、其後に順次詳細の手續を述べることゝ致します。振替貯金の仕組の大體を申せば、先づ振替貯金の預け人(之を加入者云ふ)からの請求に基いて、郵便爲替貯金管理所の振替貯金課に、一人別に預金の受拂を爲すべき、各取引者名義の口座を設けて置いて、其口座に對して拂込又は拂出を請求するので、例へて申すと

- (イ) 長崎に居る加入者でない甲助と云ふ人から、東京の乙商會といふ加入者に、金を送る場合には、甲助から長崎に在る最寄の郵便局に、乙商會の口座へ宛て、金を拂込めば、郵便局は管理所に其事を報告して、其金は其儘乙商會の口座の預金となり、又
- (ロ) 乙商會といふ加入者から、丙銀行といふ加入者に金を支拂ふ必要ある場合には、乙商會から其旨を管理所に請求すると、管理所は其請求に基いて、乙商會の口座から預金を拂出し、丙銀行の口座に振替受入れて、兩者間の取引を濟まし、又

(ハ) 乙商會といふ加入者が加入者でない丁兵衛といふ者に金を支拂ふ必要がある場合には、乙商會から其旨を管理所に請求すると、管理所は其請求に基いて、乙商會の口座から預金を拂出し、丁兵衛には證書を送付して、乙商會の指定した郵便局から現金を拂渡す

といふ次第であります、之を引弱めて申しますと、口座に對する拂込、拂出と、口座間の振替受拂といふ三ツの方法に依つて、加入者は、他の加入者との相互間は勿論、加入者以外の人から金を受取り、又は他人に現金拂渡を要する場合でも、全く現金受授の手續と面倒とを省き、同時に少時でも自から現金を保管することがないので、水火盜難等の危険を避け得べき道理となるのであります、尙

振替貯金の特長
 振替貯金の利益

振替貯金の特長、便利、利益を列へますと、右の

- 一 現金受渡の面倒と保管の危険とを避くるの外、
- 二 途中で盗まるゝ虞がないので、送金方法として最も安全なこと、
- 三 現金の受拂を取扱ふ機關即ち郵便局は、全國に普及して居るので、利用の範圍の廣きは他に比類ないこと、
- 四 取引者間に無料で通信する方法がある(後に詳しく申します)ので、郵便料を節約し、且安全に通信するを得る便宜のあること、
- 五 料金は郵便爲替等に較へて非常に低廉で、而も其納付の方法は、口座の預金から差引徴收(是も後に詳しく申します)するので、少しも手續のないこと、

- 六 郵便爲替證書、代金引換等の取立濟通知書、各官廳の發した中央金庫拂の仕拂命令券は、現金同様拂込金に代用し得ること、
 - 七 加入者以外の者から、加金者に對して送入するには、少しも料金を要しないこと、
 - 八 加入者から東京在住の者に金を支拂ふ場合には、小切手同様の拂出書を振出す便利のあること
- 等夥多ありますが、其詳細は手續を述べると次第に判明しますから、茲には省略しまして、順次手續を述べることに致します、先づ第一に

振替貯金口座加入請求の手續

加入請求の手續から申しますと、適宜の用紙を用ひまして、大略次の雛形、

振替貯金口座加入請求書

一住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地

一氏名 龍野三之助

一職業 書肆

一所用紙

拂込書用紙

拂出書用紙

貳冊
壹冊

右請求候也

右

明治卅九年三月一日

龍野三之助印

郵便爲替貯金管理所御中

郵便	郵便	郵便	郵便
切手	切手	切手	切手

の様な加入請求書を作りまして、之に基本預金として現金貳拾圓を添へ(官公署から加入請求の場合には基本預金を要しませぬ)何處でも最寄の郵便局の窓口に出しますと、郵便局から其れに對する受領證を交付します。序に加入請求書に就て念の爲申添へます、其記載事項に、所用紙と云ふのがありますが、其中の拂込書といふのは、口座に對して金を拂込むときに使用する式紙、即ち拂込人から拂込現金に添

へて郵便局に出すべき用紙(詳しいことは拂込手)であつて、其代價は五十枚綴壹冊十錢、又拂出書といふのは、加入者が他の加入者又は其他の人に金を支拂ふ場合に、自分の口座から預金の拂出を請求するに使用する式紙(詳しいことは拂出手)であつて、其代價は五十枚綴壹冊十五錢といふことに定まつて居ります。其請求書の餘白に貼付してある郵便切手は、即ち右の拂込書用紙と拂出書用紙の代金を郵便切手で納付するので、例へば拂込書貳冊百枚に拂出書一冊五十枚ならば、合計參拾五錢の郵便切手を貼れば宜しいことになり、尤も拂込書や拂出書の代金を郵便切手で納付するのは、最初加入請求のとき一度に限るので、二度目からは切手で納付するには及びませぬ、其詳しいことは、後の用紙請求の處で述べることゝ致しますが、右の用紙は管理所に請求しますれば、何時でも送つて呉れますから、最初加入請求のときは、差當り必要の數量だけを請求して置くが便利であります、又請求書の名下の印は、以後振替貯金に關して使用するべき分を押すことが緊要であります。

右の加入請求書が郵便局から管理所に到達しまして、管理所で其請求を承諾致しますと、直ちに前に略述べました、預け金の受拂を爲すべき口座を開設致しまして、其口座の番號と開設した趣きを認め、た、振替貯金口座番號通知書に、拂込書と拂出書用紙(用紙の雛形は、拂込拂出の請求せられた丈の數量と、外に左に掲げた雛形の印鑑票用紙を添へて、加入請求者に送り付けます。

本副票鑑印

口座 番 號	第 二 七 三 番
加 住 入 所	東京市葛飾區銀座三丁目五番地
姓 名	龍野三之助
職 業	
署 印	

本正票鑑印

口座 番 號	第 二 七 三 番
加 住 入 所	東京市葛飾區銀座三丁目五番地
姓 名	龍野三之助
職 業	
署 印	

此印鑑票は申す迄もなく、管理所で加入者から振替貯金に關する各種の請求を受けたとき、果して正當本人の請求であるか否かといふことを、確める引合材料となるので、其口座番號と加入者住所氏名とは、管理所で刷り込んで送つて來ますから、其正副兩方の印鑑欄には、曩に加入請求書に押ししました印章を、成るべく鮮明に押し、又職業と署名欄には、職業と加入者の氏名とを夫々書き入れて、封皮に納め、其表面の宛名は、「東京振替貯金課御中」と記し、朱書で「書留郵便振替貯金事務」と脇付し、最寄の郵便局に差出されると、郵便局は切手を貼らぬ儘で受付まして、書留郵便物の受領證を交付します。

印鑑票差出の注意

印鑑票差出に就きて注意すべきこと

を申すと、第一、署名は管理所で筆蹟對照の材料と致しますから、可成將來拂出書（預金の請求する書面）等を認めらるゝ人の自筆を希望するので、若し自筆の出來ぬ事情のある場合は、可成其欄の餘白に「代筆」と書き添へられたいこと。第二、印鑑票を封筒に納むるときは、必ず正本と副本との間の打目（切取線の同じ）の處から、可成切れ離れぬ様に二つ折として、印鑑票を中程から折らぬ様にすることでありませう。

同時に送つて來た、拂込書、拂出書のこととは、夫々拂込や拂出の手續の處で述べることにして、順序であるから次に

拂込の手続

拂込の手続

を述べます。拂込とは、加入者の口座に對して金を拂込むといふ意味で、加入者以外の者から、加入者に金を支拂ひ又は送る必要ある場合は勿論、加入者が自分の口座に對して自から拂込むことも隨意であります。而して何れの場合でも、拂込をするには、拂込書用紙に依ることが必要であります。其使用方から説明致します。拂込書と申すのは次に掲げました

書 込 拂 金 貯 替 振 振

<p>振替七號</p> <p>票 領 受</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p>	<p>票 帳 記</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p>	<p>票 知 通 込 拂</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p>	<p>票 込 拂</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p> <p>氏名 龍野三之助</p> <p>住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地</p> <p>番口 第七番</p>
--	--	--	--

式紙でありまして、其口座番號と加入者住所氏名とは、管理所から印刷して交付するのであります。加入者が之れを使用するには、受領票の左側の打目から截り離しまして、之れを自分の口座に金を拂込む必要ある人に送り付けて置きます（尤も常に自分の口座に拂込むことの多い人に對しては、一枚宛切り離さずして、數枚又は一冊宛送つて置く方が便利であります）。而して拂込人が拂込をするには（加入者自身拂込）其右の方の二枚即ち拂込票と拂込通知票との※印を付けてある所に、拂込金額と拂込年月日と自分の住所氏名とを、夫々記入致しまして、記帳票、受領票とも接続した儘、現金と共に最寄の郵便局に差出します。郵便局は拂込金受取の證として、其受領票の部に、拂込金額と宛名を書き入れ日附印を押し、其部分だけ離して拂込人に交付します。素より拂込人は料金は些しも納付するに及びませぬ。

而して其残りの部分は、郵便局から直接管理所に送りまして、其内の記帳票に依つて、其拂込金は、當該番號口座の預け金として記入せられた上で、記帳票と拂込票は管理所に留置き、拂込通知票は後に受拂計算通知の處で述べる受拂通知票と共に、毎日加入者の宅へ送つて参りますから、加入者は此拂込通知票に依つて、何の何兵衛から幾何の金を拂込んだかといふことを知ることが出来る様になつて居ります。此處で序に

拂込の注意

拂込に就ての注意

を申すと、第一拂込書に書き込む日、實際拂込をする日と違つて居ると、郵便局で受付けないこと。第二金額の一、二、三、十の文字は壹、貳、參、拾の文字を用ひ、金額や年

證券拂込

月日は書き直されぬことであり、また、月日は書き直されぬことでもあります。其證券の種類を擧げます。

一 郵便爲替證書

拂込人の受取るべき郵便爲替證書であれば、通常爲替でも、電信爲替でも、小爲替でも、其證書の拂渡局と拂込局とが違つて居ても、差支なく現金同様郵便局で受付けます。

二 郵便取立金取立通知書

取立通知書と申しますと、代金引換の郵便物を送り出した人や、現金取立を委託した人に、取立済になつた金の受取方を、郵便局から通知する書面でありまして、其物品代金や取立た金を受取らないで、通知書を現金の代りとして、拂込むことが出来るのであります。尤も郵便物差出又は取立委託の際受取つて居る受領證は、通知書に添へて出し、又取立金送達料金は、拂込のとき郵便切手で納付しなければなりません。

若し加入者が、自分の受取るべき取立金は皆自分の口座へ拂込む考であれば、其都度取立済通知書を郵便局に持行くには及びませぬ。其場合には、取立金の拂渡を受くべき郵便局に、豫て拂込書用紙の適當の數量丈を添へて、其旨を請求して置きますと、其郵便局は取立済通知書を一々受取人に送達しないで、豫て預かつて居る拂込書用紙を使用して、受取人即ち加入者の口座に、代つて拂込の手續を取計ひます。尤も此場合の

拂込に使用するべき證券の種類

拂込票などには、拂込人住所氏名を書入れないで、其處に送達料金何程といふことを朱書にし、拂込通知票の裏面には當初之に對する證券又は郵便物を差出された日と、郵便局の引受番號とを書いて置きますから、加入者は拂込通知票を送られたとき、それを見て最初の受領證に引合はせ、唯から取立てたものであるか、又は唯に送つた品物の代金であるかといふことを知ることが出来るし、之れに對する取立金送達料金も、其加入者の口座の預金の中から、差引取りますから、加入者は些しも手数を掛けないで、物品の賣却代金等が、其儘自分の預金となる次第、又其拂込書用紙も残り少なくなれば、郵便局から補充方を申して参ります。

三 仕拂命令券

各官廳から、商人や其他の人に金を支拂ふ場合には、多くは現金を渡さないので、東京ならば、中央金庫で支拂ふことにしてある仕拂命令券を渡します。此仕拂命令券も、現金の代りとして振替貯金に拂込むことが出来るのであります。

右三種の證券に依る拂込は、證券一枚毎に拂込書一枚宛を作らなくとも、同時に二枚以上の同種類の證券で拂込む場合は、拂込書は一枚で宜しいのであります。例へば仕拂命令券と爲替證書とは、同一拂込書では出来ないが、爲替證書のみか、又は仕拂命令券のみなら、何枚あつても一枚の拂込書で出来るのであります。

無料通信の方

其次に拂込人から加入者に無料で通信の出来ることを説明致します。其方法は、拂込をするとき

に、拂込通知票の裏面に印刷してある、通信文記載欄に、加入者に宛てた通信文を書き込むのであります。此拂込通知票は、前に述べて置きました通り、毎日管理所から加入者に送つて参りますから、加入者は之を見て、拂込人の意思を知ることが出来る譯で、殊に其金を拂込んだ理由、即ち送金の目的を記載するなどは、別にはがきや手紙などで通知するよりも、安全でもあり、便利でもあり、而も郵便料を要せぬから、餘程經濟となる次第であります。尤も此通信文は、其拂込金に關係のない事項を書いて、些しも不都合ないのであります。

拂込利用の例

以上で、拂込に關する手續は述べ終りました。尙此拂込の實際利用の例を二ツ三ツ挙げます。

- (イ) 各種の商買人は、豫て其得意先に、拂込書用紙を配付して置き、又商品目録送付の要求を受けた人に、其目録書の中に、拂込書用紙を挿入して送つて置くこと、得意先や注文者の爲めにも、餘程便利であり、若し又勘定書や仕切書に、拂込書用紙を添へて送ることにすれば、頗る相互の便利となり。

- (ロ) 保險會社や、俱樂部や、新聞賣捌元や、雜誌發行所や、協會、購買組合の様な、多數の人から掛金や會費や代金等の送付を受ける處では、豫て拂込書用紙を被保險人、部員、購讀者、會員等に送つて置けば、拂込の便利を興へるのみならず、集金等の費用も省くことが出来。

- (ハ) 地方に手代番頭を出して、行商をさしたり、賣掛代金の取集をさする向では、其人に拂込書用紙を持たして出せば、加入者たる店の主人は、座ながら毎日、行商の模様や、金の多少等を知ることが出来。

私製拂込書

(二) 銀行で加入すれば、銀行相互間の取引は勿論、取組先のない地方の人に對しては郵便局が出張店又は代理店の代用となり、得意先の便利のみならず、経費を省くことも出来る等、業體の異なるに随つて、又同じ商業でも卸元と小賣とに依つて、各種々に利用することが出来ますけれど、一々は述べられないので、例は此位に止めまして、終りに今一つ述べるのは私製拂込書のことであり、拂込書用紙は、必ず管理所から交付したのでなくとも、欄廓や文字と寸法と、紙質とが、管理所發行のものと同様であつて、それに口座番號と加入者住所氏名とを、管理所交付のものと同様に印刷したるものであれば、加入者の方で調製したるものでも、差支ありません。而も私製の拂込書には、其裏面の餘白に、通信文の性質を含まない、廣告や其他の事柄を印刷しても妨げないのでありますから、之を巧に利用したら、加入者の便利と經濟とは非常なものであらうと考へます。次に

拂出の手續

拂出の手續

を述べます。拂出を請求するには、拂出書用紙を使用することになるので、其拂出書は次に示す如き式紙

書 出 拂 金 貯 券 振

<p>振第八號</p> <p>控</p> <p>※ 一金</p> <p>日附求 ※ 明治 年 月 日</p> <p>香川紙</p>		<p>票 知 通 出 拂</p> <p>指 定</p> <p>※ 一金</p> <p>氏住加入者 龍野三之助</p> <p>番口 號座 第七貳番</p> <p>東 京 市 京 橋 區 銀 座 三 丁 目 五 番 地</p> <p>印附日所理管</p>		<p>票 出</p> <p>指 定</p> <p>※ 一金</p> <p>氏住加入者 龍野三之助</p> <p>番口 號座 第七貳番</p> <p>東 京 市 京 橋 區 銀 座 三 丁 目 五 番 地</p> <p>印附日所理管</p>		<p>省 信 通</p> <p>指 定</p> <p>※ 一金</p> <p>氏住加入者 龍野三之助</p> <p>番口 號座 第七貳番</p> <p>東 京 市 京 橋 區 銀 座 三 丁 目 五 番 地</p> <p>印附日所理管</p>	
---	--	---	--	---	--	---	--

拂出書の使用方

でありまして、其口座番號と加入者住所氏名と用紙番號(一冊五十枚に一番から五番迄順次に印刷します)とは、拂込書同様管理所から印刷して参ります、此拂出書の使用方は

- 一 金を支拂ふべき相手が加入者であつて、自分の口座から預け金を拂出して、相手加入者の口座に振替拂込を要するとき
- 二 自から現金を受取り、又は他の人に現金の拂渡を要するとき
- 三 拂出書を小切手同様に用ふるとき

といふ三種あつて其場合の異なるに従つて、使用方も多少異ひます、其一の場合即ち

口座振替の場合

預け金の口座振替を要する場合から説明しますと、拂出票と拂出通知票の相當欄に、金額と年月日を又、指定欄の上の欄には、相手加入者の口座番號、下の欄には、相手加入者の氏名を各書き入れ、拂出票の拂出請求人署名欄には、前に印鑑票に氏名を自筆した人が署名し、印鑑欄にも、前に印鑑票に押した印章を押して、拂出票と拂出通知票と接續の儘、通知票と控との間の打目から截り離し、之を管理所に送る(宛名の書き方は、矢張東京振替貯金課で、貼付は郵便振替の「貯金事務」にして、郵便切手を貼らずに郵便函に入れる)のであります、又其控とある部は、加入者の手控であつて、請求の日付や金高、支拂先加入者の口座番號、氏名、其外金は何々代として送つたといふ様なことを書き止めて置いて、一は自分の心覺とし、一は後に管理所から受拂通知を受けたときの引合材料とします、若し此場合に相手の加入者に通信しやうと思ふときは、拂出通知票の裏面に設けてある通信文記載欄に、拂込の例に倣ふて記入して置くのであります。

無料通信の方法

右の拂出票と拂出通知票とが、管理所に到達すると、拂出票の署名や印鑑を印鑑票に對照しました上で、請求丈の預け金を請求加入者の口座から拂出し、相手加入者の口座の預金として記入、即ち口座間の振替受拂を済まして、拂出票は管理所に留置き、拂出通知票は後に述べる受拂通知票と共に、相手加入者に送られ、相手加入者は其表面と裏面の通信文とに依つて、誰から幾何の金を何の爲めに送つて来たといふことを知り、又請求加入者も受拂通知票に添屬して送つて来る拂出内譯票(受拂計算通知の處で詳しく申します)に書いてある、拂出書用紙番號を見て、曩の控と引合はして誰に對する口座振替が済んだかを、知ることが出来ることになつて居ります、次に二の場合即ち

現金拂渡の場合

現金拂渡を要する場合の拂出書使用方は、大略此前の口座振替の場合と同じであります、但し、拂出通知票の指定欄の上欄には、現金の拂渡をして貰ひたい郵便局の名を書き、下の欄には、現金を受取るべき人の住所氏名(加入者が自分の住所氏名を書くと、金高欄の下に「現金拂」と書くことと一枚の金高は千圓迄に限ることと、通信文を記載することが出来ない丈が異ひます、右の拂出書が管理所に到達すると、前の口座振替の例に依つて、署名印鑑の對照や、預け金拂出の手續を済ました上で、振替貯金拂出證書を作つて受取人に送り、拂出通知票は案内として拂渡郵便局に送り、拂出票は留置きます。而して受取人は右の證書の相當欄に受領の證として記名調印の上、拂渡郵便局に差出しますと、爲替を拂渡す場合と同じく、送つた人と受取る人の住所氏名を尋ねまして、其答の拂出通知票に符合するのを認めて現金を渡します。此場合の請求

局待拂の場合

加入者に對する拂出金通知の方法や、控使用の方法は、口座振替の場合と些しも異りはありませぬ、三の拂出書を

小切手同様に使用する場合、即ち局待拂の拂出書を振出す場合の拂出書の記載方は、略前の現金拂渡の場合と同じであります、唯指定欄の拂渡郵便局は「東京」と記入すること、拂出票と拂出通知票の金高欄の下には、特に「局待拂」と記載すること、丈が異ひます。

而して局待拂の拂出票と拂出通知票は、之を管理所に送らないで、直接之を受取人に渡すのであります、受取人は其拂出票の裏に受取の記名調印して、之を東京郵便局(日本橋際に)の窓口に出します、即座に印鑑引合せや其他の手續を済まして、現金を拂渡します、唯一ツ注意を要するのは、局待拂々出書は、其發行の日附から七日を過ぐると、郵便局で受け付けないことであり、ます、其外拂出書一枚の金高の制限や、請求加入者に拂出金通知の方法、控の使用方等は、一切現金拂渡の場合同様であります。

拂出請求の注意

拂出例

以上で拂出の手續は大概述べ終りましたが、尙此外に、拂出全體に就て注意すべき事項を申すと、第一に拂出書で拂出を請求し得る金高は、最近に管理所から送付を受けた、受拂通知票に記載してある、差引現在高(此中には基本預金は)以内でなければならぬこと、即ち他人からの拂込を見越して、拂出請求の出来ぬこと、第二に現金拂渡を受ける受取人に、管理所から送つて來る、拂出證書の有効期間は、發行の日附から三十日間であるので、其有効期間内に現金を受取らぬと、手續が頗る面倒になることあります、此拂出の實際利用の例としては、別に説明する迄もなく、苟も他人

に金を送り又は支拂ふ必要ある人は、悉く利用して便利を得らるゝ次第で、前に述べた拂込の例で申すと

- (イ) 各種の商買人は、得意先や注文者から拂込むだ金の中から、仕入元や製造元に、振替又は現金拂渡の請求をして、全く現金受授の手續を省き、若し又支拂先が東京であつて、品物と引換に現金の支拂を要する場合は、東京局を拂渡局に指定して、局待拂の拂出書を振出して渡し、
 - (ロ) 保險會社や俱樂部や協會では、拂込を受けた掛金や會費を、其儘預け金として置いて利殖することも、又は支拂先へ拂出を指圖することも隨意であり、又新聞雜誌社では、印刷屋や紙屋の支拂に拂出書を使用して、便利を得、購買組合は生産地への送金に利用が出来る
- 等、其外業務の種類に依つて適宜に應用したならば、利用の途は頗ぶる廣いのであります、是迄申述べた處では、普通の拂込と拂出の手續は、大略御了解と考へますから、此次には右の拂込と拂出との

料金及用紙代金等

料金及用紙代金等

のことを述べます、先づ其料金の方から申すと、料金は受拂金を口座に登記したとき、現金拂渡の請求をしたときとの二種に別けて、加入者から徴收せらる(加入者が、國庫の計算に屬する官署であるときは、一切料金を徴收しませぬ)るので、其割合は

- (イ) 口座登記料金として、一口に付貳錢宛

(ロ)

現金拂渡料金としては、其金額に應じて次に掲げた割合即ち

料	金	高	拾圓迄	五拾圓迄	百圓迄	五百圓迄	千圓迄
	金	五	錢	拾	錢	拾五錢	參拾錢
							五拾錢

九十六

を徴收せらるゝのであります、尤も此の場合には拂出金を口座に登記しても、此外に(イ)の口座登

之を場合に照して證明すると、加入者は、自身の口座に對して、自から拂込むか又は他人から拂込を受けるとき、他の加入者の口座から振替拂込を受けるとき、他の加入者の口座へ振替拂出を請求したときは、各一口毎に金貳錢宛徴收せられ、又自から現金を受取り、若くは他人に現金の拂渡を要する請求をしたときは、前に示した割合の料金を徴收せらるゝことになるので、現金の拂込をした人や、現金の拂渡を受ける人は、少しも料金は出さないのであります。

而して此料金は、現金や切手で納付するのではなく、管理所が勘定して、加入者の口座の預け金の中から差引いて徴收するので、現金の拂込人や受取人は、素より、加入者も些しも手数を要しないのであります、又其現金拂渡の料金の如きも、頗る割合の好いもので、試に之を郵便爲替に比較して見ますと、拾圓に付壹錢、五拾圓に付拾貳錢、百圓に付貳拾九錢、千圓に付ては參圓九拾錢、振替貯金の方が低廉であり、而も郵便爲替ならば、外に證書を送る郵便料の三錢を要しますが、振替貯金の方は、證書も管理所から受取人に送つて呉れますから、此郵便料も節約することが出来、非常に便利で經濟になる道理であります。

用紙代

次に用紙の代金は、最初の分に限り切手で納付しなければならぬことは、前に加入請求の手續の處で述べました通りであります、第二回目からの分は、料金同様、口座の預金から差引いて徴收せらるゝので、是亦些しも手数を要しませぬ、此第二回目からの用紙請求の手續は、後に其の處で述べますので、其れと見較べれば、能く判りますから、茲には其代金のことを述べて置いて、序に前に取立金取立濟通知書に依る拂込の所で述べた、取立金送達料金のことを述べます、取立金を悉く拂込にする場合は、加入者から豫て請求して置けば、郵便局から一々通知書を受取人即ち加入者に送らないで、郵便局が代つて拂込の手續をして呉れることは、前に述べて置きました、が、此場合の送達料金も、振替貯金の料金や用紙代金と同様に、口座の預金中から差引いて徴收されます、右述べた處に依つて見ると、加入者の口座の預金から差引いて徴收されるものは、料金と用紙代金と取立金送達料金の三種ありますが、此金は事實の發生に伴つて毎日差引かれるので、其内譯は管理所から毎日受拂通知票に添付して送つて來る、次の如き口座差引徴收金明細票

取立金送達料

口座差引徴収金明細票

種 別	金 額				
	千	百	拾	圓	拾 錢 厘
口座受拂登記料金			1	3	6 0
現金拂渡料金			1	1	0 0
取立金送達料金				1	0 0
用紙代金			1	7	5 0
計			4	3	1 0

日附印

2 7 3

に依つて、加入者は料金が何程であるか、又は何程の用紙代金を差引かれたかといふことを、知ることが出来る様になつて居ります。
 今迄述べた處の拂込と、拂出と、料金や其他の差引徴収金に關する手續で、口座預金の受拂の方法は、悉く説明し終りましたから、之を引纏めた

受拂計算通知

受拂計算通知方法

の方法を茲に述べます。普通の貯金であると、通帳が預け人に交付してあつて、之に依つて受拂が判る様になつて居りますが、振替貯金は通帳のない代りに、口座に對して受拂をした高は、毎日管理所から通知して來るのであります。其通知書は振替貯金受拂通知票と申しまして、次に掲げた雛形の通りであります。

第 1 5 號

振替貯金受拂通知票

五

種別	受入口数	入金額		種別	拂出口数	拂出額		氏所者加入名住入
		拾萬千	拾圓			拾萬千	拾圓	
現金受入	32	5	80	現金拂出	5	8	20	東京市京橋區銀座三丁目五番地 龍野三之助 殿
振替受入	8	4	30	振替拂出	16	1	20	
證券受入	12	1	35	局待拂	2	5	00	
利子受入				差引徴収金		4	31	
合計	52	1	45	合計	23	9	94	
前日ヨリノ繰越高		1	1	差引現在高		2	65	
合計		2	60	合計		1	20	

振替口座ニ對シ本日上記ノ通リ受拂致候ニ付別紙證據書類相添此段及御通知候也

郵便為替貯金管理所

日附印

此票に記載すべき事項は、其内容を御覽になると、自然判明しますけれども、尙念の爲め説明しますと、受入の方の現金受入とあるは、現金で拂込まれた金高、振替受入とあるは、他の加入者の口座の預金から受入れた金高、證券受入とあるは、爲替證書や取立済通知書や仕拂命令券で拂込まれた金高、利子受入とあるは、年度末や脱退のときの振替貯金の利子高、又拂出の方の現金拂出とあるは、現金拂渡の爲めに拂出した金高、振替拂出とあるは、他の加入者の口座に對して拂出した金高、局待拂とあるは、現金拂渡の一種で所謂小切手同様の拂出書を振出したものに對する金高、差引徴収金とあるは、料金や用紙代金や、取立金送達料金の如き、口座預金から差引いて徴収された金高であります、其外、前日ヨリノ繰越高や、差引現在高は、其文字の示す通りで別に説明を要しませぬが、此差引現在高は最も大切な事項で、之に依つて自分の預金の現在残高も知ることが出來、又拂出を請求するにも、此金高以内でなければならぬのであります、尤も此の現在高の中には、最初加入請求のとき拂込んだ基本預金の貳拾圓は、常に含んで居ないのであります、其れから種別の下に「」の符號の付けてあるのは、「同上」と云ふ意味であつて、管理所の事務の都合で、同じ現金受入でも、一日に二度にも三度にも打切つて、此通知票に記載することがある爲めに、設けたに過ぎないのであります。

此通知票面では、受拂金の大概即ち種目別を見るに止まつて、其内譯即ち誰から幾何拂込んだか、又は此の拂出は誰に宛てたものであるとかいふ様なことは、此受拂通知票に添屬して來る證據書類で、詳細に判ることになつて居ります、其次第を申すと、

- (イ) 拂込金は之に對する拂込又は拂出の通知票が證據書類として添へてありますから、これを見て何の誰から幾何の金を拂込んで来たか、又其裏面の通信文に依つて何の爲又は何品の代として送つて来たかが判ります。
- (ロ) 現金拂出と、振替拂出と、局待拂とに對しては證據書類として次に掲げた振替貯金拂出内譯票が添屬してあります。

振替貯金拂出内譯票

拂出書用紙番號	拂出金額	拂込先口座番號 又は受取人氏名	口附印	
			料金額	金額
5	15500	鹽 瀬 重 次 郎	10	150
7	25200	江 戸 川 製 紙 會 社	30	0
8	18000	壺 屋 五 兵 衛	5	0
9	45150	江 東 印 刷 株 式 會 社	30	0
15	10000	山 川 銀 行	15	0
計	820450			900

(注意) 此の内譯票は現金拂出に對する場合は示したものであり、振替貯金に對する場合は振替貯金拂出内譯票に對する場合があります。

此内譯票は拂出の種類別になつて居るのみならず、振替拂出の場合は、拂込先即ち相手加入者の口座番號が記載してあり、又現金拂出のときは、受取人氏名が記載してありますから、直に誰に對して拂出を請求したかが、勘定に載つたかといふことが判りますし、其外拂出書の用紙番號を、請求のとき書き止めて置いた控の部の用紙番號と引合はして、何の代金の支拂が済んだかといふことも、判ることになります。

- (ハ) 差引徴収金の證據書類としては、前に料金の處で示した、口座差引徴収金明細票が添付してありますから、一見して、料金が何程、又用紙代金が何程差引かれたかといふことが判り、又料金の内譯は、此前に示した内譯票に、一口毎に記載してありますから、之と引合はすれば判明するのであります。

尙此受拂通知票には、其肩に、使用順に一番から順次番號を付して送つて來ますから、到着したら、其番號は順に來て居るか、又、前日ヨリノ繰越高は、前號通知票の差引現在高に符合するかを見て置く必要があります。若し順が違つて居るか、又は金高が符合せぬときは、間の通知票が到達しないことが判る譯であります。次は、

用紙請求の手續

用紙請求の手續
 であり、まず、拂込書や拂出書の用紙は、第一回目に限り加入請求書に記載して請求することは、前に述べて置きましたが、第二回目からは、拂込書や拂出書の冊の裏表紙の内面に、次の雛形の用紙請求書の用紙が一枚宛附屬してありますから、

振替貯金用紙請求書

番口座	第二七三番
加入者	龍野三之助
住所	東京市京橋區銀座三丁目五番地
氏名	龍野三之助
請求用紙種別	振替貯金拂込書用紙
請求數量	拾冊
代	
加印者	龍野三之助
加印	
所管日附印	
金	四
振替貯金拂出書用紙	五冊
計	十五冊

送付書校合印

(注意) 拂込書又は拂出書の一方のみ請求するも妨なし

之を打目から切り取つて、是れに請求數量を書き入れ、印鑑を押して管理所に送るのであります。而して管理所で右の請求書を受け付けますと、印鑑の照合を済した上で、早速請求丈の用紙に、加入者の住所氏名や口座番號等を印刷して、之れに次に示す雛形の送付書を添へて、送つて來ます。

振替貯金用紙請求書

番口座	第二七三番
加入者	龍野三之助
請求用紙種別	振替貯金拂込書用紙
請求數量	拾冊
代	
所管日附印	
金	四
振替貯金拂出書用紙	五冊
計	十五冊

序に

改印の手續

改印手續
を述べて置きます、印章を改める必要がある場合は、適宜の用紙を以て、大略次の雛形の印鑑票用紙請求書

振替貯金印鑑票用紙請求書

口座番號 第二七三番
加入者住所氏名 東京市京橋區銀座三丁目五番地 龍野三之助

右改印ニ付印鑑票用紙御交付相成度此段請求候也
明治三十九年三月十二日

郵便爲替貯金管理所 御中
龍野三之助

を作り、手許にある拂出書用紙と、最近に管理所から送付を受けた受拂通知票と共に、之を最寄の

郵便局に差出します。郵便局は拂出書用紙や通知票に依つて、正當加入者に違ひないことを認め、た上で、用紙と通知票は之を加入者に返却し、請求書は之を管理所に廻します。管理所が其請求書を受けますと、前に加入請求のあつた時と同じ方法に依つて、印鑑票用紙を加入者に送つて來ますから、加入者も加入請求のときと同様の手續で、印鑑票用紙に記載調印を済まして、書留郵便で管理所に送り返せば宜しいのであります。尙念の爲申しますが、振替貯金では、印鑑が最も大切でありますので、其改印のときは、郵便局でも詐欺を防ぐ爲めに、餘程注意して調べますから、前に申した書類の外、可成正當加入者たることを證明するに足る様な書類を示すことが、相互の便宜であります。終りに

脱退の
手續

振替貯金口座脱退の手續

を申すと、適宜の用紙を以て、振替貯金口座脱退請求書を作りまして、管理所に送りますと、管理所は、脱退者の口座番號や氏名を官報に公示して、其から少くも一ヶ月を経過した上で、口座の受拂金を決算し、貯金の殘額があれば、(基本預)其金高を現金拂渡の例に倣つて、振替貯金拂出證書に記載して加入者に送りますから、加入者は、之を郵便局に携帶して現金を受取れば宜しいのであります。尤も加入者は、脱退請求書を出した後は、一切拂出の請求は出來ないので、又口座の決算後、其口座に對する拂込があつても、之は振替貯金に受入れないで、拂込人に返却します。尙右に述べた最後に加入者に送る拂出證書の金高に對しては、一般現金拂渡同様の料金を徴收せられ、若し

其高が千圓以上となるときは、其超過した高に對しては、五百圓毎に拾五錢の割合で料金を加徴せられます。

其他

其他必
要事項

振替貯金に就て必要なことを申すと

加入者
名簿
金高無
制限
普通貯
金の預
入
利子

(イ) 加入者には、管理所から電話番號簿の如き、加入者名簿を配付すること
(ロ) 振替貯金は普通貯金と異なり、拂込金と口座振替の爲にする拂出金とには、金高に制限のないこと、又其總預入高にも制限のないこと。

(ハ) 普通郵便貯金の預け人も、振替貯金に加入して差支ないこと。

(ニ) 振替貯金には、口座に受入の翌月から、口座拂出の前月迄、年三分六厘の利子を附して、毎年三月末日に之を元金に繰込むこと、尤も國庫の計算に屬する口座の貯金と、總て基本預金と月末殘高中壹圓未滿の金高には、利子を付けないこと。

等でありませぬ。

此で振替貯金に關する手續の大概は述べましたが、尙参照として、此次に振替貯金に關する規則を掲げて置きますから、之に就て御覽になり、尙不明のときは、最寄の郵便局又は日本橋際にある管理所の振替貯金課(電話本局)に就て、御聞糺しになれば、詳しく説明します。

郵便振替貯金規則 (明治三十九年一月逓信省令第三號) (省略)

私製拂込書ノ件 (明治三十九年二月逓信省令第六號)

郵便振替貯金ノ拂込ニハ私製ノ拂込書用紙ヲ使用スルコトヲ得
前項ノ用紙ハ郵便爲替貯金管理所發行ノモノト同様ニシテ其ノ相當欄ニ加入者ノ住所氏名及
口座番號ヲ印刷シタルモノナルコトヲ要ス但シ其ノ裏面餘白ニハ通信文ノ性質ヲ有セサル廣
告其ノ他ノ事項ヲ印刷スルコトヲ得

明治三十九年三月二日印刷

明治三十九年三月五日發行

發行者 逓 信 省

第二節 加入者心得及名簿ノ交付

郵便振替貯金ハ創業後月ヲ累スルニ從ヒ加入者漸次増加シ八ヶ月後ニ於ケル明治三十九年十
月末日現在ノ口座加入者數既ニ四千七百七十四人ノ多キニ達シ其ノ利用者ノ範圍モ益々廣ニ
及ヒタルハ寧ロ豫想外ノ好況ト云フヘシ

而シテ振替貯金ハ恰モ電話ノ如ク加入者ヲシテ他ノ加入者ノ口座番號ヲ知悉セシムルノ要ア
ルヲ以テ新ニ加入者名簿ヲ調製シ之ヲ加入者心得ト題スル小冊子ト共ニ明治三十九年十一月
左ノ送狀ヲ添付シ一般加入者ニ配付セリ

拜啓各位愈御繁榮大賀此事に御座候却說郵便振替貯金は實施以來日を遂て隆盛に赴き加入
者及受拂口數金高共日々増加し現に最近の狀況を觀るに

本年十月末	現在加入者	四千七百七十四人
	預金現在高	百拾六萬參百九拾四圓
同 月 中	受拂口數	六萬七千九百九十一口
同 月 中	同 金 高	四百四拾四萬五千貳百六拾六圓

に上リ其利用者の範圍も益宏大と相成斯業の爲欣喜の至りに存候就ては今回一般加入者の
利便を圖リ別冊郵便振替貯金加入者心得及郵便振替貯金口座加入者名簿を調製し御送付致
候間御熟覽相成度尙振替貯金は加入者の増加に伴ひ益其利便を増進する儀に有之候へは未
た加入無之御取引先等の向へは御便宜に從ひ加入方御勸誘の上利便なる此制度を廣く利用
せらるゝ様御配意相煩度別冊御送付旁此段得貴意候 敬具

明治三十九年十一月

郵便爲替貯金管理所

振替貯金課

郵便振替貯金口座加入者各位

追て別冊加入者心得に振替貯金に關する手續の外加入者に於て特に注意すべき事項を詳細記載置候間必ず御熟覽相成度爲念申添候

〔紙表〕

面 表

面 裏

明治三十九年十月

郵便
振替貯金加入者心得

逓信省發行

注意

- 一 郵便振替貯金に関する御不審の事項は、最寄郵便局又は郵便為替貯金管理所振替貯金課に御問合おれば、詳しく説明致します。
- 二 郵便為替貯金管理所の振替貯金課は、東京神田區錦町三丁目十八番地（錦町東隣。電話番號計算事務用）で事務を執つて居ます。（本局八三〇。其他事務用同八三二）
- 三 郵便振替貯金事務に關して、郵便為替貯金管理所に差出さるゝ郵便物の宛名は、東京神田局區内、東京振替貯金課御中と書けば、速く届きます。

郵便振替貯金加入者心得目次

緒言..... 一一四

 此心得発行の趣旨—加入者の精讀を要す—振替貯金の要旨

振替貯金の組織..... 一一五

 拂込—口座振替—現金拂渡

振替貯金の特長、便宜利益..... 一一六

 面倒さ危険を避く—送金の安全—利用範圍の廣大—料金の低廉—無料通信の特長—證券拂込の便宜—無料送金—局待拂々出書—拂出證書線引讓渡—日本銀行との聯絡—拂込書の私製

加入請求の手續..... 一二一

 加入請求書の書式—加入請求書の説明—口座開設通知書—印鑑要用紙の様式—印鑑票の記入方—印鑑票差出の注意

 拂込の手續..... 一二六

 拂込書用紙の様式—拂込の方法—拂込の注意—證券拂込—拂込に使用するを得べき證券の種類—無料通信の方法—拂込利用の例—私製拂込書

 拂出の手續..... 一三二

 拂出書の様式—拂出書の使用方—口座振替の場合—無料通信の方法—現金拂渡の場合—拂出證書線引讓渡の方法—局待拂の場合—局待拂々出書の有効期間—日本銀行當座勘定口へ振替の場合—此方法を設けたる理由—拂出請求の注意—拂出利用の例

 料金及用紙代金等..... 一四一

 料金—料金の種別—料金の徴收方法—用紙代金—取立金送達料金—口座差引徴收金明細票様式

受拂計算通知..... 一四四

受拂通知票様式—其内容の説明—受拂證據書の説明—拂込金—拂出金—拂出内譯票の様式—差引徴收金—通知票到着の際注意..... 一四八

用紙請求手續..... 一五〇

 用紙請求書様式—送付書様式

改印の手續..... 一五〇

 印鑑要用紙請求書の様式—正常加入者證明

口座讓渡の手續..... 一五一

 讓渡の條件—讓渡利用の一例—名義書換請求手續—請求書雛形

口座脱退の手續..... 一五三

 脱退請求書—決算方法—殘金拂渡—決算後の拂込—殘金拂渡料金

其他必要事項..... 一五三

 加入者名簿—口座番號の廣告—加入者便利擴張の捷徑—金高無制限—普通貯金預入の加入—利子

關係の法令..... 一五四

 郵便貯金法—利子割合—振替貯金規則—私製拂込書—拂出證書線引讓渡—用紙價格

郵便振替貯金加入者心得

緒言

此心得
發行の
趣旨

郵便振替貯金の制度は我國に於ては最近の施設に係るのみならず、其手續も稍込入つて居りますので、之に加入された方々には、之に關する方法や規則を通俗に説いて、其手續や心得となるべき事項の書き集めたものを、差上ることが便宜と考へまして、此冊子を發行した次第であります。隨て此冊子には、既に加入の請求をせられた方の必要事項は、洩なく書き列べてありますから、加入者は常に之を座右に置いて、精讀暗熟せらるゝ様希望致します。

加入者
の精讀
を要す
振替貯
金の要
旨

抑も振替貯金と申すのは、金銭の取引ある人の預け金を、帳簿の上で受拂して、相互の貸借を済ますといふ意味であつて、名こそ郵便振替貯金と申せ、其主旨とする所は、金を蓄へるといふよりも、寧ろ現金受渡の面倒を省き、又現金保管の危険を避くるにあるので、主に各種の商店、商會、銀行、會社、新聞雜誌社、俱樂部又は會の様な、常時多數の人を相手として、金銭の取引を爲す方の利用を目的とするのであります。

却説如何なる理由で、現金受渡の面倒が省かれ、又現金保管の危険が避けらるゝかと云ふことは、其組織を説明すれば自然判明致しますから、最初に

振替貯金の仕組の概要

振替貯
金の組
織

を述べることに致します。先づ振替貯金の預け人(之を加入者云ふ)からの請求に基いて、郵便爲替貯金管理所の振替貯金課に、一人別に預金の受拂を爲すべき、各加入者名義の口座を設け(口座を設くるの元帳口座が、一人に付一枚宛設けられる)て置いて、其口座に對して拂込又は拂出を請求するので、例へて申すと

拂込

(イ) 長崎に居る加入者でない甲助と云ふ人から、東京の乙商會といふ加入者に、金を送る場合には、甲助から長崎に在る最寄の郵便局に、乙商會の口座へ宛て、金を拂込めば、郵便局は管理所に其事を報告して、其金は其儘乙商會の口座の預金となり、又

口座振替

(ロ) 乙商會といふ加入者から、丙銀行といふ加入者に金を支拂ふ必要がある場合には、乙商會から其旨を管理所に請求すると、管理所は其請求に基いて、乙商會の口座から預金を拂出し、丙銀行の口座に振替受入れて、兩者間の取引を済まし、又

現金拂

(ハ) 乙商會といふ加入者が、加入者でない丁兵衛といふ者に金を支拂ひ、又は自から現金を受取る必要がある場合には、乙商會から其旨を管理所に請求すると、管理所は其請求に基いて、乙商會の口座から預金を拂出し、丁兵衛又は乙商會には證書を送付して、乙商會の指定した郵便局から現金を拂渡す

といふ次第であります。之を引搦めて申しますと、口座に對する拂込、拂出と、口座間の振替受拂といふ三ツの方法に依つて、加入者は、他の加入者との相互間は勿論、加入者以外の人から金を受取り、又は他人に現金拂渡を要する場合でも、全く現金受授の手續と面倒とを省き、同時に少時でも

自から現金を保管することがないので、水火盜難等の危険を避け得べき道理となるのであります。尙振替貯金の利便は此のみに止まらないので、試に

振替貯金の特長、便宜、利益

振替貯金の特長、便宜、利益を列挙しますと

第一 現金受授の面倒と保管の危険とを避くるの利益

振替貯金に加入して居る者相互間の金銭取引は常に口座振替(前記ロ)に依つて交互計算さるので、現金受渡に伴ふ金高勘定の面倒と受取つた人の現金を保管する危険とは、全く之を避くることが出来るので、加入者の増加に随つて、此便利は益擴張されること、電話と少しも異なる點がないのであります。

送金の安全

第二 送金方法とし最も安全なるの利益

荷も人に金を送る時は、現金を持行く場合は勿論、銀行又は郵便爲替券に依るとするも、途中で他人に横奪さるゝ危険は免れ難いのであります。然るに振替貯金に依つて送金(前記イ又はハの方法)すれば、現金を郵便局へ拂込みたる後は、郵便局や郵便爲替貯金管理所の責任で、相手に送達されますから、送金途中の盜難に就ては、一切心配の必要がないのであります。

利用の廣大

第三 利用範圍廣大の特長

振替貯金の現金を取扱ふ機關即ち郵便局は、其數七千に近く、全國都鄙に普及して居ます。

料金の低廉

第四 料金低廉と其納付方法の簡便

から、銀行其他一般金融機關の設備なき田舎の地とも、支障なく取引を爲すことが出来るので、一般の人は申すに及ばず、銀行等に於ても巧に之を利用すれば、或は支店出張店又は爲替取組先の用を爲さしむることをも得るの便宜特長があります。

銀行爲替の取引先ある地は別として、少しく田舎の地へ送金するには、今日の處先づ郵便爲替に依るの外はない。然るに、郵便爲替と振替貯金との送金料を比較して見ると、振替貯金の方が次の通りであるので、常に多額の送金をする人は、振替貯金に加入して置くこと、不知不識の間に多大の利益を得ることとなり得ます。

送金高	郵便爲替 <small>(常通)</small> の料金	振替貯金の料金	振替貯金の方安きこと
十圓迄	六錢	五錢	一錢
五十圓迄	二十二錢	十錢	十二錢
百圓迄	四十四錢	十五錢	二十九錢
五百圓迄	二圓二十錢	三十錢	一圓九十錢
千圓迄	四圓四十錢	五十錢	三圓九十錢

右に述べたのは、現金支拂を要求するときの料金で、若し相手が加入者であつて、口座振替の方法を以て送金する場合は、金高に拘はらず、一口二錢で取扱ふから、之を右の郵便爲替の送金料と比較するときは、莫大の利益となるのであります。又料金納付の方法も、現金や

無料特通
信の長

第五

郵便切手で納むるに及ばず、其加入者の口座の預金中より差引いて引去るのであるから、送金人や受取人には、些しも手数を要せぬのであります。
取引者間通信の無料と其の安全の利益
振替貯金に依り金銭の受授を爲す者の間には、現金拂渡を請求する場合の外は、無料通信の方法が設けられて、其送金の目的を通信するは勿論、其他の通信を爲し得るの特長があるので、郵便料を節約し得るのみでなく、其通信の方法は、普通はがき等で通信するよりも安全確實であつて、金は到着しても通信の届かぬ爲行違を生ずるといふ如きことは、決して無いのであります。

證券の
便拂

第六

證券に依る拂込の便宜
振替貯金の拂込金には現金の代りに、郵便爲替證券、郵便取立金取立済通知書、中央金庫拂の仕拂命令券を以て拂込むことを得るので、常に地方より郵便爲替で送金を受ける商店、其外代金引換の小包郵便物を澤山差出す商店等では、其證券や通知書を、其儘拂込金として郵便局に拂込むの便宜もあり、又右の取立済通知書は、豫め加入者より郵便局に請求して置けば、一々通知を受けて拂込の手續を爲さずとも、其商店に拂渡すべき取立済通知書は、到着次第郵便局で代て振替貯金に拂込の手續をして、後に通知して呉れる方法も設けられて居るので、坐ながらにして代金引換郵便物の代金を受取り、更に之を振替貯金に拂込み得ることになります。

無料送
金

第七

加入者に対する送金無料の便益
加入者以外の者から、加入者に送金する場合には、其送金を受けた加入者の口座の預金から、一口毎に二錢宛差引かれるので、送金者は一切料金を支拂ふことを要せぬから、物品の購買者の便宜は申す迄もなく、商店の方でも振替貯金に加入して居れば、購買者の負擔を軽くして結局物品を廉價に賣却し得ることを廣告することが出来ます。

局待拂
々出書

第八

小切手同様の拂出書振出の便利
振替貯金の加入者から、東京在住の者に金を支拂ふ場合には、局待拂々出書と言ふ、小切手同様のものを振出すことを得るの便利があるので、東京在住の加入者は勿論、地方の加入者にも頗る便利であります。

拂出證
書引渡

第九

拂出證書線引讓渡の利便
振替貯金の現金を拂渡す爲めに、郵便爲替貯金管理所から、受取人に送つて来る振替貯金の拂出證書は、一般の小切手同様、其裏面に二條の並行線を引き、之を受取人より銀行に讓渡することが出来、之を受けた銀行は、更に同様の方法で、他の銀行に讓渡することが出来るので、受取人は其現金を受取らないで、直に自己の取引銀行への拂込に充てるの便宜もあり、又銀行の方でも、其證書を交換所の交換に付するを得るの便宜があります。

日本銀
行との
聯絡

第十

日本銀行との聯絡
日本銀行に當座勘定口を持つて居て、振替貯金に加入して居る銀行は、自己の振替貯金口

座の預金を、日本銀行に於ける自行の當座勘定口へ拂込むの道が開いてあります、元來銀行として、自行の振替貯金口座から現金拂の料金(第四の處にて述べてきたる)を拂つて、現金拂渡を受ける、金利の上から打算して、餘り利益が無いこととなり、其結果として、自分の振替貯金口座へ、他の加入銀行又は取引先から拂込を受くるは、却て不利益となるの都合を避くる爲め、前記の方法が設けられてあるので、今少し詳しく説明しますと、右の當座口を持つて居る銀行は、此方法のある爲め、地方又は東京の加入銀行又は取引先より、盛んに自行の振替貯金口座へ振替又は拂込を受け(僅か一口二錢の料金にて)之を更に自行の日本銀行當座勘定口へ振替(此も一口三錢の料金)へて、其上で、交換尻の決済に充つるなり、又は現金にて引出すなりして使用すれば、金利上の不利益がないのみならず、地方の銀行又は取引先との取引を圓滑にするの便宜を得ることとなるのであります。

の私製

第十一

拂込書私製の便利

振替貯金の拂込に使用すべき拂込書用紙は、私製を許されて居るのみならず、其裏面には通信文の性質を含まない各種の廣告や、其他の事柄を印刷しても差支ないのでありますから、加入者の發行する雜誌類に、私製拂込書を附録として添付したり、又普通の商店では、廣告の裏面を私製拂込書として置いて、物品購買者に便宜を興へたり、又は販賣品目定價等を裏面に印刷して置いて、商品目録要求の人に配付して、直に注文を受ける便宜に供したり、其他業務の種別に從て、之を巧に利用したら、依りて得らるゝ便利と經濟とは、尠からぬものであらうと思ひます。

其他にも尙便宜利益の點は種々ありますが、之は以下に述ぶる手續を讀めば自然に了得されますから、之に譲るとして先づ

加入請求の手續

加入請求の手續

を述べます、加入の請求をするには、適宜の用紙を用ひまして、大略次の雛形

加入請求書の式

振替貯金口座加入請求書

東京市京橋區銀座三丁目五番地

一住所 利光三之助
一氏名
一職業 書肆

一所用紙

拂込書用紙 壹冊
拂出書用紙 壹冊

右 請求 候 也

明治三十九年三月一日

右

利光三之助 印

郵便爲替貯金管理所

御 中

郵便 切手

郵便 切手

郵便 切手

郵便 切手

(注意) 加入者氏名のいろは順で、加入者名簿を造りますから紛らわしい氏名には、片假名を附する方が便宜であります、又何々館、何々堂又は何々屋といふ如き商號を肩書に加へて加入請求をするに、加入者名簿にも、其肩書が記入されます。

の様な加入請求書を作りまして、之に基本預金として現金貳拾圓を添へ(官公署から加入請求の場合)何處でも最寄の郵便局の窓口に出しますと、郵便局から其れに對する受領書を交付します。此處で序に

加入請求書の説明

加入請求書に對する説明

を申添へます、其記載事項に、所用用紙と云ふのがありますが、其中の拂込書といふのは、口座に對して金を拂込むときに使用する式紙、即ち拂込人から現金に添へて郵便局に出すべき用紙であつて、其代價は五十枚綴壹冊十錢、又拂出書といふのは、加入者が他の加入者又は其他の人に金を支拂ふ場合に、自分の口座から預金の拂出を請求するに使用する式紙であつて、其代價は五十枚綴壹冊十五錢といふことに定まつて居ります。尤も此内拂込書の用紙は、各郵便局に備付けてあつて、拂込人の必要に應じ無料で交付することになつて居りますから、是非請求しなければならぬのではありませぬが、管理所から送つて來る分は、自分の口座番號や氏名が印刷してあるのみならず、其裏面には私製拂込書同様廣告等の印刷が出來ますから、取引の多い得意先へは豫め之を配布して置く方が、廣告ともなり又番號の間違をも防ぐの便益があります。又其請求書の餘白に貼付してある郵便切手

は、即ち右の拂込書用紙と拂出書用紙の代金を、郵便切手で納付するので、例へば拂込書壹冊(五十枚)に拂出書一冊(五十枚)ならば、合計貳拾五錢の郵便切手を貼れば宜しいことになります。尤も拂込書や拂出書の代金を郵便切手で納付するのは、最初加入請求のとき一度に限るので、二度目からは口座の預金から差引きますから、切手で納付するには及びませぬ。右の用紙は管理所に請求しますれば、何時でも送つて呉れますから、最初加入請求のときは、差當り必要の數量丈を請求して置くか便利であります。又請求書の名下の印は、以後振替貯金に關して使用すべき分を押すことが緊要であります。

右の加入請求書が郵便局から管理所に到達しまして、管理所で其請求を承諾致しますと、預け金の受拂を爲すべき帳簿の座取り、即ち加入者名義の口座を設けまして、其口座の番號と開設した趣とを認めた、振替貯金口座番號通知書に、拂込書と拂出書用紙(用紙の雛形は拂込書と拂出書の請求せられた丈の數量と、外に左に掲げた雛形の印鑑票用紙とを添へて加入請求者に送り付けます。

口座開設通知書

本副票鑑印

名	署	業	職	加入者 住所 氏名	口座 番號
				東京市京橋區銀座三丁目五番地 利光三之助	第 二 七 三 番
鑑	印				

第五號

本正票鑑印

名	署	業	職	加入者 住所 氏名	口座 番號
				東京市京橋區銀座三丁目五番地 利光三之助	第 二 七 三 番
鑑	印				

振替貯金印鑑票

印鑑票
方の記入

此印鑑票は、申す迄もなく、管理所で加入者から振替貯金に関する各種の請求書を受けたとき、果して正當本人の請求であるか否かといふことを確める引合材料となるので、其口座番號と加入者住所氏名とは、管理所で刷り込んで送つて來ますから、其正副兩方の印鑑欄には、曩に加入請求書に押ししました印章を、成るべく鮮明に押し、又職業と署名欄には、職業と加入者の氏名とを夫々書き入れて封皮に納め、其表面の宛名は「東京神田局區内東京振替貯金課御中」と記し、朱書で「書留郵便振替貯金事務」と協付し、最寄の郵便局に差出されると、郵便局は切手を貼らぬ儘で受付まして書留郵便物の受領證を交付します。序に

印鑑票差出に就て注意すべきこと

印鑑票
差出の
注意

を申すと、

- 第一 署名は管理所で筆蹟對照の材料と致しますから、可成將來拂出書（預金の抽出を請求する書面）等を認めらるゝ人の自筆を希望するので、若し自筆の出來ぬ事情のある場合は、可成其欄の餘白に「代筆」と書き添へられたきこと。
- 第二 印鑑票を封筒に納むるときは、必ず正本と副本との間の打目（以下同じ）の處から可成切れ離れぬ様に二つ折として、印鑑票中程から折らぬ様にする可こと。
- 第三 印鑑票に押す印鑑は、最も鮮明に押し、肉填まり等のした印章は、充分掃除して、良好の肉で押すこと。
- 第四 印鑑票は送付を受けたら留置かす直ちに手續を済まして差出すべきことであります。

同時に送つて来た、拂込書、拂出書のごときは、夫々、拂込や拂出の手續の處で述べることにして、順序であるから次に

拂込の手續

拂込の手續

を述べます、拂込とは加入者の口座に對して金を拂込むといふ意味で、加入者以外の者から、加入者に金を支拂ひ又は送る必要がある場合は勿論、加入者が自分の口座に對して自から拂込むことも隨意であります、而して何の場合でも、拂込をするには、拂込書用紙に依ることが必要であるから、其使用方から説明致します、拂込書と申すのは次に掲げた。

拂込書用紙の様式

振替貯金 拂込書

振替貯金 振替貯金加入者心得 第四章 口座加入ノ勧誘 振替貯金手引 昭和二十二年九月十三日 昭和二十二年九月十三日	振替貯金 振替貯金加入者心得 第四章 口座加入ノ勧誘 振替貯金手引 昭和二十二年九月十三日 昭和二十二年九月十三日	振替貯金 振替貯金加入者心得 第四章 口座加入ノ勧誘 振替貯金手引 昭和二十二年九月十三日 昭和二十二年九月十三日	振替貯金 振替貯金加入者心得 第四章 口座加入ノ勧誘 振替貯金手引 昭和二十二年九月十三日 昭和二十二年九月十三日
--	--	--	--

(注意) 是は加入者が管理所から買受けた拂込書用紙を示したものであります

拂込の方法

式紙でありまして、其口座番號と加入者氏名とは、管理所から印刷して交付するのであります。加入者が之れを使用するには、受領票の左側の打目から截り離しまして、之れを自分の口座に金を拂込む必要ある人に送り付けて置きます(尤も常に自分の口座に拂込むことの多い人に對しては、一枚宛截り離さずして、數枚又は一冊宛送つて置く方が便利であります)又此拂込書のみを郵送する場合は、第四種郵便物即ち三十匁迄毎に貳錢の切手を貼付して送つて差支ありません。

拂込人が拂込をするには、(加入者自身拂込)其右の方の二枚即ち拂込票と拂込通知票との※印を付けてある所に、拂込金額と拂込年月日と自分の住所氏名とを、夫々記入致しまして、記帳票受領票とも接續した儘、現金と共に最寄の郵便局に差出します。郵便局は、拂込金受取の證として、其受領票の部に、拂込金額と宛名とを書き入れ、日附印を押し、其部分だけ離して、拂込人に交付します。素より、拂込人は料金は些しも納付するに及びませぬ。尤も是は加入者が管理所から買受けた拂込書用紙に依つて、拂込む場合の手續でありまして、拂込書用紙は、其口座番號加入者氏名の印刷してないものが、一般の郵便局に備付けてありまして、拂込人の必要に應じ、無料で交付します。ので、之に依つて、拂込を受け又は自分に拂込む場合は、拂込票と拂込通知票とは、拂込む人が、口座番號や加入者氏名を記入するのであります。

郵便局で右の拂込書類を受けますと、一日分を取纏めた上で之を直接管理所に送りまして、其内の記帳票に依つて、其拂込金は當該番號口座の預け金として記入せられた上で、記帳票と拂込票は、管理所に留置き、拂込通知票は、後に受拂計算通知の處で述べる受拂通知票と共に、毎日加入者

拂込の注意

の宅へ送つて参りますから、加入者は此拂込通知票に依つて、何の何兵衛から幾何の金を拂込んだかといふことを、知ることが出来る様になつて居ります。此處で序に

を申すと

拂込に就ての注意

- 第一 拂込書に書き込む日、拂込年月日、が實際拂込をする日と違つて居ると郵便局で受け付けないこと
 - 第二 金額の一、二、三、十の文字は、壹、貳、參、拾の文字を用ひ、金額や年月日は書き直してはならぬことであります。
- 拂込金は、現金でなくとも、一定の證券を現金の代りに拂込むことが出来ます。其證券の種類を擧げますと

證券拂込

拂込に使用するべき證券の種類

- 一 郵便爲替證書
 拂込人の受取るべき郵便爲替證書であれば、通常爲替でも、電信爲替でも、小爲替でも、外國郵便爲替券でも、又其證券の拂渡局と拂込局とが違つて居ても、差支なく、現金同様郵便局で受け付けます。

二 郵便取立金取立濟通知書

取立濟通知書と申しますと、代金引換の郵便物を送り出した人や、現金取立を委託した人に取立濟になつた金の受取方を郵便局から通知する書面でありまして、其物品代金や取立た金を受取らないで、通知書を現金の代りとして、拂込むことが出来るのであります。尤も

取立金送達料金は、拂込のとき郵便切手で納付しなければなりません。

若し加入者が、自分の受取るべき取立金は皆自分の口座へ拂込む考であれば、其都度取立
濟通知書を郵便局に持行くには及びませぬ。此場合には、取立金の拂渡を受くべき郵便局
に、豫て拂込書用紙の適當の數量丈を添へて、其旨を請求して置きますと、其郵便局は取立
濟通知書を一々受取人に送達しないで、豫て預かつて居る拂込書用紙を使用して、受取人
即ち加入者の口座に、代つて拂込の手續を取計ひます。尤も此場合の拂込票などには、拂込
人住所氏名を書入れないで、其處に送達料金額といふことを朱書にし、拂込通知票の裏
面には、當初之に對する證券又は郵便物を差出された日と、郵便局の引受番號とを書いて
置きますから、加入者は、拂込通知票を送られたとき、それを見て最初の受領證に引合はせ、
誰から取立てたものであるか、又は誰に送つた品物の代金であるかといふことを知るこ
とが出来し、之れに對する取立金送達料も、其加入者の口座の中から、差引取りま
すから、加入者は些しも手数を掛けないで、物品の賣却代金等が其儘自分の預金となる次第、
又其拂込書用紙も、残り少なくなれば、郵便局から補充方を申して参ります。

三 仕拂命令券

各官廳から、商人や其他の人に金を支拂ふ場合には、多くは現金を渡さな
いで、仕拂命令券を渡しますが、其内中央金庫で支拂ふ仕拂命令券ならば、現金の代りとして、振替貯金に
拂込むことが出来るのであります。尤も仕拂命令官から送つて来る、仕拂命令の通知書は、仕
拂命令券でないものでありますから、混同しない様に注意しなければなりません。

無料通
信の方
法

右三種の證券に依る拂込は、證券一枚毎に拂込書一枚宛を作らなくとも、同時に二枚以上の同
種類の證券で、拂込む場合は、郵便局の取扱上差支ない限りは、拂込書は一枚で宜しいのであり
ます。例へば、仕拂命令券と爲替證券とは、同一拂込書では出来ないが、爲替證券のみか、又は仕
命令券のみなら、何枚あつても一枚の拂込書で出来るのであります。

次に、拂込人から加入者に無料で通信の出来ることを説明します。其方法は、拂込をするときに、
拂込通知票の裏面に印刷してある、通信文記載欄に、加入者に宛てた通信文を書き込むのでありま
す。此拂込通知票は前に述べて置きました通り、毎日管理所から加入者に送つて参りますから、加
入者は之を見て、拂込人の意思を知ることが出来る譯で、殊に其金を拂込んだ理由、即ち送金の目
的を記載するなどは、別にはがきや手紙などで通知するよりも、安全でもあり、便利でもあり、而も
郵便料を要せぬから、餘程經濟となる次第であります。尤も此通信文は、其拂込金に關係のない事
項を書いても、些しも不都合ないのであります。併し、拂込書に別に注文書等を添付することは、
許しません。

拂込利
用の例

以上で、拂込に關する手續は述べ終りました。尙此拂込の實際利用の例を二つ三つ挙げますと
(イ) 各種の商買人は、豫て其得意先に、拂込書用紙を配付して置き、又商品目録送付の要求を受
けた人に、其目録書の中に、拂込書用紙を挿入して送つて置く、と、得意先や注文者の爲めに、
も、餘程便利であり、若し又勘定書や仕切書に、拂込書用紙を添へて送ることにすれば、頗る
相互の便利となり。

(ロ) 保險會社や、俱樂部や、新聞賣捌元や、雜誌發行所や、協會購買組合の様な、多數の人から掛金

拂出書の
使用方

でありまして、其口座番號と加入者住所氏名と用紙番號(一冊五十枚に一番号から五番迄順次に印刷します)とは、拂込書同様管理所から印刷して参ります。此拂出書の使用法は

一 金を支拂ふべき相手が加入者であつて、自分の口座から預け金を拂出して、相手加入者の口座に振替拂込を要するとき

二 自から現金を受取り、又は他の人に現金の拂渡を要するとき

三 拂出書を小切手同様に用ふるとき

四 銀行が日本銀行の自行當座勘定口へ、振替拂込を請求するとき

口座振替
の場合

といふ四種あつて其場合の異なるに従つて、使用方も多少異ひます。其一の場合即ち、

預け金の口座振替を要する場合から説明しますと、拂出票と拂出通知票の相當欄に、金額と年月日を又、指定欄の上の欄には、相手加入者の口座番號、下の欄には、相手加入者の氏名を各書き入れ、拂出票の拂出請求人署名欄には、前に印鑑票に氏名を自筆した人が署名し、印鑑欄にも、前に印鑑票に押した印章を押して、拂出票と拂出通知票と接續の儘、通知票と控との間の打目から截り離し、之を管理所に送る(宛名の書き方は、矢張「東京神田區内東京振替貯金課」で、脇付「れ」のであります。又其控とある部分は、加入者の手控であつて、請求の日付や金高、支拂先加入者の口座番號氏名、其外金は何々代として送つたといふ様なことを書き止めて置いて、一は自分の心覺とし、一は後に管理所から受拂通知を受けたときの引合材料とします。若し此場合に相手の加入者に通信しやうと思ふときは、拂出通知票の裏面に設けてある通信文記載欄に、拂込

無料通信
の方法

の例に倣ふて記入して置くのであります。

右の拂出票と拂出通知票とが、管理所に到達すると、拂出票の署名や印鑑や印鑑票に對照しました上で、請求丈の預け金を請求加入者の口座から拂出し、相手加入者の口座の預金として記入、即ち口座間の振替受拂を済まして、拂出票は管理所に留置き、拂出通知票は後に述べる受拂通知票と共に、相手加入者に送られ、相手加入者は其表面と裏面の通信文とに依つて、誰から幾何の金を何の爲めに送つて来たかといふことを知り、又請求加入者も、受拂通知票に添屬して送つて来る拂出内譯票(受拂計算通知の處で詳しく申します)に書いてある、拂出書用紙番號を曩の控と引合はして、誰に對する口座振替が済んだかを知ることが出来ることになつて居ります。次に二の場合即ち

現金拂渡
の場合

現金拂渡を要する場合の拂出書使用方は、大略此前の口座振替の場合と同じであります。唯、拂出票と拂出通知票の指定欄の上欄には、現金の拂渡をして貰ひたい郵便局の名を書き、下の欄には、現金を受取るべき人の住所氏名(加入者が自分の住所氏名を書くこと、金高欄の下に「現金拂」を書くこと、一枚の金高は千圓迄に限ること、通信文を記載することが出来ない。隨て加入者の住所氏名は、加入者から直接受取人に通知する必要がある。丈が異ひます。

右の拂出所が管理所に到達すると、前の口座振替の例に依つて、署名印鑑の對照や、預け金拂出の手續を済ました上で、振替貯金拂出證書を作つて受取人に送り、拂出通知票は案内として拂渡郵便局に送り、拂出票は留置きます。而して受取人は右の證書の相當欄に受領の證として記

拂出
引證
の
方法

名調印の上拂渡郵便局に差出しますと、爲替を拂渡す場合と同じく、送つた人と受取る人の住所氏名を尋ねまして、其答の拂出通知票に符合するのを認めて現金を渡します。此場合の請求加入者に對する拂出金通知の方法や、控使用の方法は、口座振替の場合と些しも異りはありません。尤も振替貯金の拂出證書は、現金を受取らないで、線引の方法に依つて銀行に讓渡することが出来ます。其方法は、小切手等の線引と同様に、拂出證書の裏面に二條の並行線を引きまして、銀行を指定したいときは其間に銀行の名を書き入れ、又指定しない考のときは、其儘で銀行に預金又は其他の現金の代りとして拂込むのであります。之を讓受けた銀行では、又同様の方法で、他の銀行に讓渡することも隨意であります。が、交換所のある所では、其交換に持出して、郵便局から、支拂を受けることも差支ありません。又加入者が自身に現金の拂渡を受ける積りで受取つた拂出證書は、若し現金受取の必要がなくなつたときは、其證書の餘白に「戻入請求」と書き込み記名調印して、證券に依る拂込同様、拂込書と共に郵便局に差出し、元の預金に戻入の請求も出来、三の拂出書を小切手同様に使用する場合があります。即ち局待拂の拂出書を振出す場合の拂出書の記載方は、略前の現金拂渡の場合と同じであります。が、唯指定欄の拂渡郵便局は「東京」と記入すること、拂出票と拂出通知票の金高欄の下には、特に「局待拂」と記載することと、丈が異ひます。而して、局待拂の拂出票と拂出通知票は、之を管理所に送らないで、直接之を受取人に渡すのであります。受取人は、其拂出票の裏に現金受取の旨を記載し記名調印して、之を東京郵便局（日本橋）の窓口に出しますと、即座に印鑑引合せや其他の手續を済まして、現金を拂渡します。唯

局待
拂
の
場合

局待
拂
の
有効
期間

日本
銀行
の
振替
口座
の場合

方法を
設ける
理由

一ツ注意を要するのは、局待拂出書は、其發行の日附から七日を過ぐると郵便局で受付けないことであり、其外拂出書一枚の金高の制限や、請求加入者に拂出金通知の方法、控の使用方等は、一切現金拂渡の場合同様であります。四の場合即ち振替貯金に加入して居る銀行が日本銀行に於ける自行の當座勘定口へ、振替拂込む場合の拂出書の使用方は、略口座振替の場合と同様であります。其異なる點を述べますと、拂出票と、拂出通知票との指定受取人欄（口座加入者氏）に「日本銀行當座勘定口」と書いて、口座番號や、拂渡局名は記載しないのであります。勿論此方法の利用は銀行の加入者に限るのであります。右の拂出書が管理所に到達しますと、管理所は各銀行からの同書類の請求を取纏めまして、一枚の拂出證書を作つた上で、之に對する拂出通知票を一括としたものと共に、之を日本銀行に送り付けます。すると日本銀行は、其拂出證書を交換所の交換に持出して、東京郵便局から支拂を受けた上で、前に述べた拂出通知票に依つて、夫々拂込銀行の當座勘定口へ受入るのであります。爰で序に此特別方法の設けられた理由を述べると、之を利用する方の爲に便宜と考へます。元來振替貯金に加入した銀行が、取引先か又は其他一般の得意先から自分の口座へ拂込を受けた金は、口座振替のみで拂出すことは困難であります。或は自行で現金が必要な場合もあり、或は振替貯金に加入して居ない人に送金を要する場合があります。其場合に、一口毎に金高に應じて料金の處で速べる千圓迄五十錢の割合に依る料金を支拂つては、金利上頗る不利益を來します。其結果として自行の振替貯金口座に、餘り澤山の拂込を受けることは、營業上或程度迄避けねばならぬことにな

ります、けれども是は甚不都合な次第で、之が爲金融の圓滑を缺くのは残念でありますから、一口僅か二錢の料金を濟む此當座勘定口へ振替の方法を開いて、此不都合を避けたのであります、之を他の方面から申しますと、此方法がある爲めに、日本銀行へ當座勘定口を持つて居る銀行は、各地の銀行や預金者其他の得意先から、盛んに自行の振替貯金口座へ振替や拂込を受け置いて、之を現金で拂出さず、直に此の方法に依つて日本銀行の自行勘定に移し、其上で現金で引出すなり又は交換所の交換尻の決済に充つれば、金利率上の不利益が無いのみならず、取引を圓滑にすることが出来る譯であります、

以上で拂出の手續は大概述べましたが尙茲に

拂出請
求の注
意

拂出全般に關し加入者の最も注意すべきことを述べる必要があります、それは

第一 拂出を請求し得る高金は、最近に管理所から送付を受けた受拂通知票に記載してある、差引現在高以内でなければならぬこと、即ち他人の拂込を見越しては拂出の請求の出来ぬこと。

第二 最初拂込むだ基本預金は、加入中常に据置くべきものであるから、第一で述べた差引現在高中に含まれてないのは勿論、拂出金高や差引かれる料金等でも、一厘でも之れに喰込む様な拂出の請求は出来ぬこと。

第三 拂出を一口請求すれば、其金高に應じて料金の處で述べてある高の料金をも、同時に

口座の預金中から控除して拂出するのであるから、料金の勘定をせずして單に現在高一杯の拂出を請求しても、管理所は料金の勘定が出来ない爲、次の拂込がある迄其拂出を中止するから、加入者や受取人は非常の手違を生ずること、隨て拂出の請求をするには、拂出請求高と之に對する料金とが、差引現在高中になければならぬこと。

第四 差引現在高より多額の拂込をして置いて、其拂込當日に、其拂込全額の拂出を請求しても、管理所は拂出しをすることが出来ない爲、已むを得ず留め置くこと、其譯は當日拂込むた金高がまだ郵便局から報告(郵便局は一日分を取)の來ない内に、拂出請求の方が先著するに因るので、此の如き場合には、拂込の日からは是非一日以上を隔て、拂出を請求しなければならぬこと。

第五 現金拂渡を請求する場合には、通信文を書くことが出来ないこと、之を充分注意しない受取人との間に意外の行違を生ずること。

第六 拂出票に押捺する加入者の印鑑は、最も鮮明に捺して、若し肉の充填して居るものは、清掃した上で良肉で押すべきこと、若し不明の印鑑を其儘押して出すと、管理所で對照の際後廻しとする爲、後れる處のあること。

第七 拂出書に記載する金額年月日等の塗抹改竄したものは、不正の手段を防止する爲、管理所が拂出を中止する處のあること。

第八 現金拂渡を請求する場合の、指定受取人の住所氏名は、完全正確に記載しないと、管理

第九 所の手數のみならず、延て、拂出證書の受取人に到着するのが遅れる虞のあること。
現金拂渡を要する拂出書には、必ず「現金拂」の文字を書き洩さぬ様注意しないこと、局待
拂請求の姿に変更して詐取さるゝ虞のあること。

第十 現金拂渡を受ける人に管理所から送つて来る、振替貯金拂出證書は、発行の日から三
十日以内に受取らぬと、手續が面倒になることでもあります。

拂出利
用の例

此拂出の實際利用の例としては、別に説明する迄もなく、苟も他人に金を送り又は支拂ふ必要あ
る人は、悉く利用して便利を得らるゝ次第で、前に述べた拂込の例で申すと、

(イ) 各種の商賣人は、得意先や注文者から拂込むだ金の中から、仕入元や製造元に、振替又は現
金拂渡の請求をして、全く現金受授の手續を省き、若し又支拂先が東京であつて、品物と引
換に現金の支拂を要する場合は、東京局を拂渡局に指定した、局待拂の拂出書を振出して
渡し。

(ロ) 保險會社や俱樂部や協會では、拂込を受けた掛金や會費を、其儘預け金として置いて利殖
することも、又は支拂先へ拂出を指圖することも隨意であり、又新聞雜誌社では、印刷屋や紙屋
の支拂に拂出書を使用して便利を得、購買組合は生産地への送金に利用が出来る
等、其外業務の種類に依つて適宜に應用したならば、利用の途は頗ぶる廣いのであります。
是迄申述べた處で、普通の拂込と拂出の手續は、大略御了解と考へますから、此次には右の拂込と
拂出との

料金及用紙代金等

料金及
用紙代
金等

のこを述べます、先づ其料金の方から申すと、料金は受拂金を口座に登記したとき、現金拂渡
の請求をしたときの二種に別けて、加入者から徴收せらる(加入者が、國庫の計算に屬する官署で
あるときは、一切料金を徴收しませぬ)るので、其割合は

料金の
種別

(イ) 口座登記料金として、一口に付貳錢宛				
(ロ) 現金拂渡料金として、其金額に應じて次に掲げた割合即ち	高	拾圓迄	五拾圓迄	百圓迄
	金	五錢	拾錢	拾五錢
				參拾錢
				五拾錢
				千圓迄

を徴收せらるゝのであります、尤も此場合には、拂出金を口座に登記しても、此外に(イ)の口座
登記料金は徴收されないのであります。

(ハ) 日本銀行に於ける、自行の常座勘定口へ振替料金としては、一口に付貳錢宛
之の場合に照して説明すると、加入者は自身の口座に對して、自から拂込むか又は他人から拂込
を受けたとき、他の加入者の口座から振替拂込を受けたとき、他の加入者の口座へ振替拂出
を請求したとき、日本銀行の自行常座勘定口へ振替を請求したときは、各一口毎に金貳錢宛
徴收せられ、又自から現金を受取り、若くは他人に現金の拂渡を要する請求をしたときは、前に示
した(ロ)の割合の料金を徴收せらるゝことになるので、現金の拂込をした人や、現金の拂渡を受け

料金の徴収方法

る人は少しも料金は出さないのであります。

而して此料金は現金や切手で納付するのではなく、管理所が勘定して、加入者の口座の預け金の中から差引いて徴収するので、現金の拂込人や受取人は素より、加入者も些しも手数を要さないものであります。又其現金拂渡の料金の如きも、比較的割合の好いもので、試に之を郵便爲替に比較して見るも、前に述べた如く振替貯金の方が低廉であり、而も郵便爲替ならば、外に證書を送る郵便料の三銭を要しますが、振替貯金の方は、證書も管理所から受取人に送つて呉れますから、此郵便料も節約することが出来、非常に便利で経済になる道理であります。

用紙代金

取立金送達料金の徴収明細式

次に用紙の代金は、料金同様口座の預金から差引いて徴収せらるゝので、是亦些しも手数を要しませぬ。此用紙請求の手續は、後に其の處で述べますので、其れと見較ぶれば能く判りますから、茲には其代金のことをのみを述べて置いて、序に前に取立金取立濟通知書に依る拂込の處で述べた、取立金送達料金のことを述べます。取立金を悉く拂込にする場合は、加入者から豫て請求して置けば、郵便局から一々通知書を受取人即ち加入者に送らないで、郵便局が代つて拂込の手續をして呉れることは、前に述べて置きましたが、此場合の送達料金も、振替貯金の料金や用紙代金と同様に、口座の預金中から差引いて徴収されます。右述べた處に依つて見ると、加入者の口座の預金から差引いて徴収さるゝものは、料金と用紙代金と取立金送達料との三種ありますが、此金は事實の發生に伴つて毎日差引かれるので、其内譯は管理所から毎日受拂通知票に添付して送つて来る、次の如き口座差引徴収金明細票

口座差引徴収金明細票

種別	金額						
	千	百	拾	圓	拾	錢	厘
口座受拂登記料金			1		3	6	0
現金拂渡料金			1		1	0	0
取立金送達料金					1	0	0
用紙代金			1		7	5	0
計			4		3	1	0

に依つて加入者は、料金が何程であるか、又は何程の用紙代金を差引かれたかといふことを、知ることが出来る様になつて居ります。
 今迄述べた處の拂込と、拂出と、料金や其他の差引徴収金に關する手續で、口座預金の受拂の方法は、悉く説明し終りましたから、之を引纏めた

受拂計算通知

の算受拂
方通計
法知

の方法を茲に述べます。普通の貯金であると、通帳が預け人に交付してあつて、之に依つて受拂が判る様になつて居りますが、振替貯金は通帳のない代りに、口座に對して受拂をした高は、毎日管理所から通知して來るのであります。其通知書は振替貯金受拂通知票と申しまして、次に掲げた雛形の通りであります。

振替貯金受拂通知票

第15號

種別	受入口數	受入金額		種別	拂出口數	拂出金額		氏所者加 名住入	番號座 口
		拾萬千	拾圓拾錢厘			拾萬千	拾圓拾錢厘		
現金受入	22	5	80250	現金拂出	5	8	20450	東京市東橋區銀座三丁目五番地 利光三之助殿	第二七三番
振替受入	8	4	30000	振替拂出	16	1	20000		
證券受入	12	1	35000	局待拂	2	5	0000		
利子受入				差引徴収金			4310		
合計	32	1	145250	合計	23	9	904760		
前日ヨリノ繰越高			111550	差引			265550		
總計			126000	總計			126000		

費取口座ニ對シ本日上記ノ通り受拂致候ニ付別紙證據書類相添此段及御通知候也

郵便爲替貯金管理所

印

内容の
説明

此票に記載すべき事項は、其内容を御覽になると、自然判明しますけれども、尙念の爲め説明しますと、受入の方の現金受入とあるは、現金で拂込まれた金高振替受入とあるは、他の加入者の口座の預金から受入れた金高証券受入とあるは、爲替證書や取立済通知書や仕拂命令券で拂込まれた金高利子受入とあるは、年度末や脱退のときの振替貯金の利子高又拂出の方の現金拂出とあるは、現金拂渡の爲めに拂出した金高振替拂出とあるは、他の加入者の口座に對して拂出した金高、局待拂とあるは、現金拂渡の一種で所謂小切手同様の拂出書を振出したものに對する金高差引徴収金とあるは、料金や用紙代金や、取立金送達料金の如き、口座預金から差引いて徴収された金高であります、其外前日ヨリノ繰越高や、差引現在高は、其文字の示す通りで別に説明を要しませぬが、此差引現在高は、最も大切な事項で、之に依つて自分の預金の現在残高も知ることが出来、又拂出を請求するにも、此金高以内でなければならぬのであります、尤も此の現在高の中には、最初加入請求のとき拂込んだ基本預金の貳拾圓は、常に含んで居ないのであります、其れから種別の下に「——」の符號の付けてあるのは、「同上」と云ふ意味であつて、管理所の事務の都合で、同じ現金受入でも、一日に二度にも三度にも打切つて、此通知票に記載することがある爲めに、設けたに過ぎないのであります。

此通知票面では、受拂金の大概即ち種目別を見るに止まつて、其内譯即ち誰から幾何拂込んだか、又は此の拂出は誰に宛てたものであるかといふ様なことは、此受拂通知票に添屬して來る證據書類で、詳細に判ることになつて居ります、其次第を申すと、

受拂
證據
書類
の説明

拂込
金

拂出
金

拂出
内
譯
式
樣

- (イ) 拂込金は、之に對する拂込通知票(口座振替に依る拂込)が、證據書類として添へてありますから、これを見て、何の誰から幾何の金を拂込んで來たか、又其裏面の通信文に依つて、何の爲又は何品の代として送つて來たかが判ります。
- (ロ) 現金拂出と、振替拂出と、局待拂とに對しては、證據書類として次に掲げた振替貯金拂出内譯票が添屬してあります。

口座 番號 273		振替貯金拂出内譯票		口座 番號		料 金 額	
拂出 書 用紙 番號	拂 出 金 額	拂 込 先 口 座 番 號	又 は 受 取 人 氏 名	料 金 額	口 座 番 號	料 金 額	口 座 番 號
5	1 5 0 0 0	鹽 瀬 重 次 郎		1 0 0		1 0 0	
7	2 5 2 0 0	江 戸 川 製 紙 會 社		3 0 0		3 0 0	
8	1 1 8 0 0	壺 屋 五 兵 衛		5 0 0		5 0 0	
9	4 5 1 1 5	江 東 印 刷 株 式 會 社		3 0 0		3 0 0	
15	1 0 0 0 0	山 川 銀 行		1 5 0		1 5 0	
計	8 2 0 4 5 0			9 0 0		9 0 0	

(注意) 此の内訳は現金拂出に對する場合は、示したものであり、振替貯金に對する場合は、振替貯金加入者心符

此内譯票は拂出の種類別になつて居るのみならず、振替拂出の場合は、拂込先即ち相手加入者の口座番號が記載してあり、又現金拂出のときは、受取人氏名が記載してありますから、直に誰に對して拂出を請求した分が、勘定に載つたかといふことが判りますし、其外拂出書の用紙番號を、請求のとき書き止めて置いた拂出書控の部の用紙番號と引合はして、何の代金の支拂が濟んだかといふことも、判ることになります。

差引徴収金

(ハ)

差引徴収金の證據書類としては、前に料金の處で示した口座差引徴収金明細票が添附してありますから、一見して、料金が何程又用紙代金が何程差引かれたかといふことが判り、又料金の内譯は、此前に示した内譯票に、一口毎に記載してありますから、之と引合はすれば判明するのであります。

通知票の注意

尚此受拂通知票には、其肩に使用順に一番から順次番號を付して送つて來ますから、到着したら、其番號は順に來て居るか、又前Hヨリノ繰越高は、前號通知票の差引現在高に符合するかを見て置く必要があり、若し順が違つて居るか、又は金高が符合せぬときは、間の通知票が到達しないことが判る譯であります。次は、

用紙請求手續

用紙請求の手續

であります。が、拂込書や拂出書の用紙は、第一回目限り加入請求書に記載して請求致しますが、第二回目からは、拂込書や拂出書の冊の裏表紙の内面に、次の雛形の用紙請求書の用紙が一枚宛附屬してありますから

用紙請求書様式

書求請紙用金貯替振		口座番號 第二七三番		加入者名 利光三之助		住所 東京市京橋區銀座三丁目五番地		加入者印		管理所附印	
請求用紙種別	請求數量	代	金	請求用紙種別	請求數量	代	金	振替貯金拂込書用紙	拾冊		
				振替貯金拂出書用紙	五冊						
				計	十五冊						

(注意) 拂込書又は拂出書の一方のみ請求するも妨なし
送付書校合印

之を打目から切り取つて、是れに請求數量を書き入れ、印鑑を押して管理所に送るのであります。而して管理所で右の請求書を受付けますと、印鑑の照合を濟した上で、早速請求書の用紙に、加入者の住所氏名や口座番號等を印刷して、之れに次に示す雛形の送付書を添へて、送つて來ます。

送附書様式

書付送紙用金貯替振		口座番號 第二七三番		加入者名 利光三之助		管理所附印	
請求用紙種別	請求數量	代	金	請求用紙種別	請求數量	代	金
振替貯金拂込書用紙	拾冊			振替貯金拂出書用紙	五冊		
				計	十五冊		